

燃料取り扱い事業者一覧（R7.2.6現在）

事業者名	住所	電話番号
今井燃料店	今泉1119-2F-3	(84) 5009
(有)大場燃料店	館町南4-29	(88) 2292
(有)三愛エナジー	歌丸123-1	(84) 8356
長井石油(株)本店	十日町1-2-32	(84) 2217
〃 長井駅前給油所	高野町1-3-10	(84) 6161
山形酸素(株)長井営業所	泉2111-2	(84) 1778

ガソリンスタンド一覧（R7.2.6現在）

事業者名	住所	電話番号
遠藤商事(株) 長井SS	時庭115-5	(83) 3480
(有)太田商事 長井北SS	十日町1-4-22	(84) 1885
喜助(株) 長井SS	館町南1-10	(84) 6389
〃 野川SS	横町9-19	(84) 6387
〃 今泉SS	今泉1812-75	(84) 9441
(株)ジェイエイサービスおきたま 長井中央給油所	花作町16-1	(84) 2120
(株)塩原屋 長井バイパスSS	東町6-38	(84) 6608
四釜商会(株) エクセル・インSS	ままの上1-21	(84) 2359
長井石油(株) 十日町店(本店)	十日町1-2-32	(84) 2217
〃 Self 長井駅前	高野町1-3-10	(84) 6161
〃 Self 四ツ谷店	四ツ谷1-5-51	(88) 2764

プロパンガス取り扱い事業者一覧（R7.2.6現在）

事業者名	住所	電話番号
喜助(株)本社事務所	屋城町4-45	(84) 1637
〃 長井営業所	泉667-3	(84) 2028
(株)ジェイエイサービスおきたま J Aプロパン 西部営業所	中道2-6-15	(84) 8006
(株)四釜商会	ままの上1-21	(84) 2359
(株)塩原屋	館町北6-11	(84) 1336
全農山形県本部LPガス長井充てん所	時庭158	(84) 3090
長井石油(株)	十日町1-2-32	(84) 2217
長井西置賜地区プロパンガス保安センター協同組 合	屋城町7-6	(88) 9678
長井プロパンガス販売所	十日町2-1-37	(88) 2595
西方商店(株)長井営業所	緑町10-21	(88) 3383
日通商事(株)LPガス長井充填場	泉2269-1	(84) 0197
富士ガス販売(株)長井営業所	時庭115-5	(88) 2381
(有)二ツ橋商店	ままの上4-13-1	(84) 6520
(有)前田商店	高野町2-5-6-1	(88) 3262
(有)丸鈴商店	中道1-5-41	(88) 3515
山形酸素(株)長井営業所	泉2111-2	(84) 1778
ヤマリョー(株)長井営業所	緑町8-37	(84) 6559

動物病院一覧（R8.2.16現在）

事業者名	住所	電話番号
いがらし犬猫病院	あら町4-61	(87) 0380
けい犬猫クリニック	今泉1857	(88) 7350
山形県農業共済組合置賜家畜診療所西置賜出張所	平山341-30	(88) 8050

ペットショップ一覧（R7.2.6現在）

事業者名	住所	電話番号
プロショップアオキ	九野本1725	(84) 4665
塩田養鯉場	勸進代1764-5	(88) 4082

ペット美容室一覧（R7.2.6現在）

事業者名	住所	電話番号
ペット美容室ぶるーむ	草岡3412-2	(84) 1091
ペットサロンohana	中道1-8-58	070 (1145) 3548
ペットサロンChouChou	中伊佐沢48-7	080 (9333) 0530

## 消防団の団員定数及び現在数一覧

(1) 団員定数 600人（長井市消防団条例第3条による）

(2) 団員現在数

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
1	2	6	6	30	59	489	593

（令和7年4月1日現在）

## 消防車両等現有数一覧

(1) 西置賜行政組合消防本部（市内保有）

防災車	1台
指揮車	1台
指揮広報車	1台
火災調査車	1台
査察広報車	1台
防火広報車	1台
人員輸送車	1台
水槽付ポンプ車	2台
化学消防車	1台
救助工作車	1台
高規格救急車	3台
資機材搬送車	2台
燃料補給車	1台
救命ボート	1艇

(2) 長井市消防団

団活動車	1台
多機能型車両	1台
消防ポンプ自動車	6台
小型ポンプ積載車	22台
資機材搬送車	29台
小型動力ポンプ	52台

（令和7年4月1日現在）

土砂災害危険箇所一覽  
(山形県：平成17年12月31日現在)

1 急傾斜地崩壊危険箇所 (19箇所)

No.	箇所名	土砂災害危険箇所図上の位置	延長(m)	勾配(°)	高さ(m)	人家戸数	区域内の施設等
1	野川第一	け-17	82	42	20	1	野川第一発電所
2	小出	た-15	124	31	50	1	慈光園
3	野川第二	か-14	55	52	90	1	野川第二発電所
4	森上	た-14	121	38	40	3	
5	芦沢1	つ-18	132	35	10	2	
6	上伊佐沢	て-15	116	36	40	4	
7	寺泉	こ-16	62	47	60	1	
8	平山	こ-17	50	30	30	1	
9	平山1	こ-17	74	30	55	2	
10	森入	ち-13	110	32	25	2	
11	津島	た-14	152	30	40	3	
12	金井神	た-15	90	39	20	1	
13	金井神1	た-15	100	31	20	2	
14	金井神2	た-15	80	39	20	3	
15	上大石	て-13	66	49	10	1	
16	下大石	と-14	80	36	30	1	
17	芦沢	つ-18	120	39	20	4	
18	芦沢2	つ-18	50	46	20	1	
19	芦沢3	て-18	72	33	10	2	

2 地すべり危険箇所 (1箇所)

No.	箇所名	土砂災害危険箇所図上の位置	水系名	幹川名	溪流名	面積(ha)	人家戸数
1	森	ち-13	最上川支川	森ヶ沢	森ヶ沢	7.5	19

3 土石流危険溪流（41箇所）

No.	溪流名	土砂災害危険箇所上の位置	位置(字)	河川名	流域面積(km <sup>2</sup> )	人家戸数	保全対象施設等
1	生僧入沢	ち-12	生僧	最上川	0.17	15	国道287号
2	塔の入沢	ち-13	森中	最上川	0.10	7	公民館1
3	前山沢	た-14	森上	最上川	0.09	6	
4	天王沢	た-14	森上	最上川	0.15	7	国道287号
5	金井神北沢	た-15	金井神	最上川	0.11		
6	梨木沢	た-15	金井神	最上川	0.14	8	
7	大館沢	ち-18	中伊佐沢北	逆川	0.06	5	
8	南掃出	ち-17	上ノ台	逆川	0.02	5	
9	北掃出	ち-17	上ノ台	逆川	0.03	7	
10	鳥ノ木沢	ち-16	上ノ台	逆川	0.12	6	
11	堤返	ち-16	上地区	逆川	0.06	22	公民館
12	キナシ沢	て-17	芦沢	逆川	0.09	5	
13	ホドザワ	う-6	祝瓶山荘	置賜野川	0.23		山荘
14	木地山湖岸沢	お-10	木地山ダム湖岸	置賜野川	0.15		山荘
15	境沢	け-17	小坂	置賜野川	0.27		発電所
16	鴨石沢	こ-15	上郷	三合田川	0.75	6	
17	桑沢	こ-15	寺泉	三合田川	0.06	11	寺
18	安ノ沢	こ-15	寺泉	三合田川	0.57	13	
19	マキノ沢	こ-15	寺泉	三合田川	0.24	6	
20	低山沢	さ-12	川原沢南	水無川	0.16	3	宿泊施設
21	小三郎沢	さ-12	草西	草岡川	0.37	2	資料館
22	久川	さ-11	草西	草岡川	0.88	7	資料館 縄文そばの館
23	岩ヶ沢	し-11	新町	草岡川	0.46	36	長井白鷹線
24	ワン平沢	し-11	新町	草岡川	0.17	9	長井白鷹線
25	出来ヶ沢	し-11	仁府	出来沢川	0.52	25	駐在所 長井白鷹線
26	戸根林沢	し-11	仁府	出来沢川	0.39	17	長井白鷹線

No.	溪流名	土砂災害 危険箇所 上の位置	位置 (字)	河川名	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	人家 戸数	保全対象 施設等
27	ミナミ沢	し-9	高野	平沢川	2.04	80	公民館、寺 研修施設、神社 長井白鷹線
28	田沢川	す-9	蔵京	田沢川	2.46	52	公民館、神社 長井白鷹線
29	一ノ俣沢	す-9	白兔西	大沢川	1.36	8	神社
30	打林沢	ち-13	森入	森ヶ沢川	0.05	3	
31	森上沢	た-14	森上	最上川	0.05	2	
32	仲ノ沢	ち-17	伊佐沢北	逆川	0.15	2	
33	滝ノ沢	ち-15	上地区	逆川	0.23	2	
34	岩穴沢	つ-15	上地区	逆川	0.13	4	
35	三合田川	て-15	山ノ神	逆川	0.02	2	
36	内ミズカキ沢	て-16	山ノ神	逆川	0.16	3	
37	—	た-15	金井神	最上川	0.03		
38	—	た-17	日の出町	最上川	0.02		
39	—	た-17	日の出町	最上川	0.03		
40	—	た-17	日の出町	最上川	0.10		
41	—	た-17	日の出町	最上川	0.06		

土砂災害警戒区域一覽  
(令和8年3月31日現在)

No. 1

No.	箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	特別警戒区域を含む
1	金井神北沢	05-07	土石流	小出	
2	梨木沢	05-08-1	土石流	小出	
3	山田入	05-08-2	土石流	小出	
4	萱野-1	05-J01-1	土石流	小出	○
5	萱野-2	05-J01-2	土石流	小出	○
6	鳥ノ木沢	05-13	土石流	上伊佐沢	○
7	堤返	05-14	土石流	上伊佐沢	
8	滝ノ沢	05-15	土石流	上伊佐沢	○
9	岩穴沢	05-16	土石流	上伊佐沢	○
10	前山沢	05-04	土石流	森	
11	森上沢	05-05	土石流	森	○
12	天王沢-1	05-06-1	土石流	森	
13	天王沢-2	05-06-2	土石流	森	
14	南掃出	05-11	土石流	上伊佐沢、中伊佐沢	○
15	北掃出	05-12	土石流	上伊佐沢	
16	塔の入沢	05-03	土石流	森	
17	生僧入沢-1	05-01-1	土石流	五十川	
18	生僧入沢-2	05-01-2	土石流	五十川	
19	大館沢	05-09	土石流	中伊佐沢	○
20	仲ノ沢-1	05-10-1	土石流	中伊佐沢	○
21	仲ノ沢-2	05-10-2	土石流	中伊佐沢	○
22	三合田川	05-17	土石流	上伊佐沢	
23	内カズカミ沢-1	05-18-1	土石流	上伊佐沢	○
24	内カズカミ沢-2	05-18-2	土石流	上伊佐沢	○
25	打林沢	05-02	土石流	森	○
26	日の出町1	05-J02	土石流	上伊佐沢、中伊佐沢	○

No.	箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	特別警戒区域を含む
27	日の出町2	05-J03	土石流	上伊佐沢、中伊佐沢	○
28	日の出町3-1	05-J04-1	土石流	上伊佐沢、中伊佐沢	○
29	日の出町3-2	05-J04-2	土石流	日の出町、上伊佐沢 中伊佐沢	○
30	日の出町4	05-J05	土石流	日の出町、中伊佐沢	○
31	キナシ沢	05-19	土石流	芦沢	○
32	小出-1	1-5102-1	急傾斜地の崩壊	小出	○
33	小出-2	1-5102-2	急傾斜地の崩壊	小出	○
34	小出-3	1-5102-3	急傾斜地の崩壊	小出	○
35	金井神	2-5112	急傾斜地の崩壊	小出	○
36	金井神2	2-5114	急傾斜地の崩壊	小出	○
37	森上	2-5104	急傾斜地の崩壊	森	○
38	津島	2-5111	急傾斜地の崩壊	森	○
39	上伊佐沢-1	2-5106-1	急傾斜地の崩壊	上伊佐沢	○
40	上伊佐沢-2	2-5106-2	急傾斜地の崩壊	上伊佐沢	○
41	森入-1	2-5110-1	急傾斜地の崩壊	森	○
42	森入-2	2-5110-2	急傾斜地の崩壊	森	○
43	上大石	2-5115	急傾斜地の崩壊	上伊佐沢	○
44	下大石	2-5116	急傾斜地の崩壊	上伊佐沢	○
45	芦沢	2-5117	急傾斜地の崩壊	芦沢	○
46	芦沢1	2-5105	急傾斜地の崩壊	芦沢	○
47	芦沢2-1	2-5118-1	急傾斜地の崩壊	芦沢	○
48	芦沢2-2	2-5118-2	急傾斜地の崩壊	芦沢	○
49	芦沢2-3	2-5118-3	急傾斜地の崩壊	芦沢	○
50	芦沢3-1	2-5119-1	急傾斜地の崩壊	芦沢	○
51	芦沢3-2	2-5119-2	急傾斜地の崩壊	芦沢	○
52	ホドザワ	05-20	土石流	祝瓶山荘	○
53	木地山湖岸沢	05-21	土石流	木地山ダム湖岸	○

No. 3

No.	箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	特別警戒区域を含む
5 4	桑沢	05-24	土石流	寺泉	○
5 5	安ノ沢	05-25	土石流	寺泉	○
5 6	マキノ沢-2	05-26-2	土石流	寺泉	○
5 7	小三郎沢	05-28	土石流	草岡	○
5 8	久川	05-29	土石流	草岡	○
5 9	岩ヶ沢	05-30	土石流	新町	
6 0	ミナミ沢	05-34	土石流	高野	
6 1	田沢川	05-35	土石流	蔵京	
6 2	一ノ俣沢	05-36	土石流	白兔西	○
6 3	平山1	2-5109	急傾斜地の崩壊	平山	○
6 4	鴨石沢	05-23	土石流	寺泉	○
6 5	マキノ沢-1	05-26-01	土石流	寺泉	○
6 6	低山沢	05-27	土石流	川原沢	○
6 7	平山	2-5108	急傾斜地の崩壊	平山	○
6 8	出来ヶ沢	05-32	土石流	草岡	○
6 9	戸根林沢	05-33	土石流	草岡	○
7 0	森	1-51R3S001	急傾斜地の崩壊	森	○

ため池一覽

No.	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	有効貯水量 (m <sup>3</sup> )	造成年
1	駒木	森	4.8	83.0	2,000	明治
2	袖山一	上伊佐沢	6.9	42.0	11,000	江戸時代以前
3	袖山二	上伊佐沢	5.3	34.0	2,000	江戸時代以前
4	袖山三	上伊佐沢	4.6	47.0	3,000	江戸時代以前
5	西山	中伊佐沢	4.0	39.0	1,900	明治
6	芦沢	芦沢	4.2	40.0	3,000	不明
7	向山	中伊佐沢	2.8	79.0	1,000	大正
8	下伊佐沢	下伊佐沢	2.1	68.0	3,000	明治
9	中伊佐沢	中伊佐沢	2.0	45.0	7,000	明治
10	柳沢	寺泉	7.0	48.0	9,600	昭和(1~19)
11	南	川原沢	6.0	38.0	6,800	江戸時代以前
12	神明森	川原沢	6.0	35.0	9,000	昭和(20~39)
13	北	川原沢	4.3	103.0	12,000	明治
14	中里	草岡	9.3	105.0	43,500	明治
15	西光寺	草岡	8.2	31.5	6,650	明治
16	鍋倉	草岡	9.4	64.6	12,700	明治
17	蔵京	勸進代	5.1	58.0	4,400	大正
18	岩下ため池	上伊佐沢	3.9	36.0	1,600	昭和(40年以降)
19	開田の堤	中伊佐沢	1.2	91.0	1,850	不明
20	泣止坂池	中伊佐沢	1.5	69.0	1,080	昭和(20~39)
21	向山堤	中伊佐沢	1.5	37.5	1,000	昭和(20~39)
22	向山ため池	中伊佐沢	2.9	77.0	2,800	昭和(20~39)
23	北山の堤	下伊佐沢	2.9	66.0	2,200	大正
24	平山堤	中伊佐沢	2.6	61.0	3,100	昭和(20~39)
25	寿沢堤	下伊佐沢	4.0	53.0	3,500	明治
26	向山中央	中伊佐沢	2.0	60.0	1,600	不明
27	能登入	中伊佐沢	2.5	60.0	500	不明

## 長井市 雪崩危険箇所(Ⅰ)

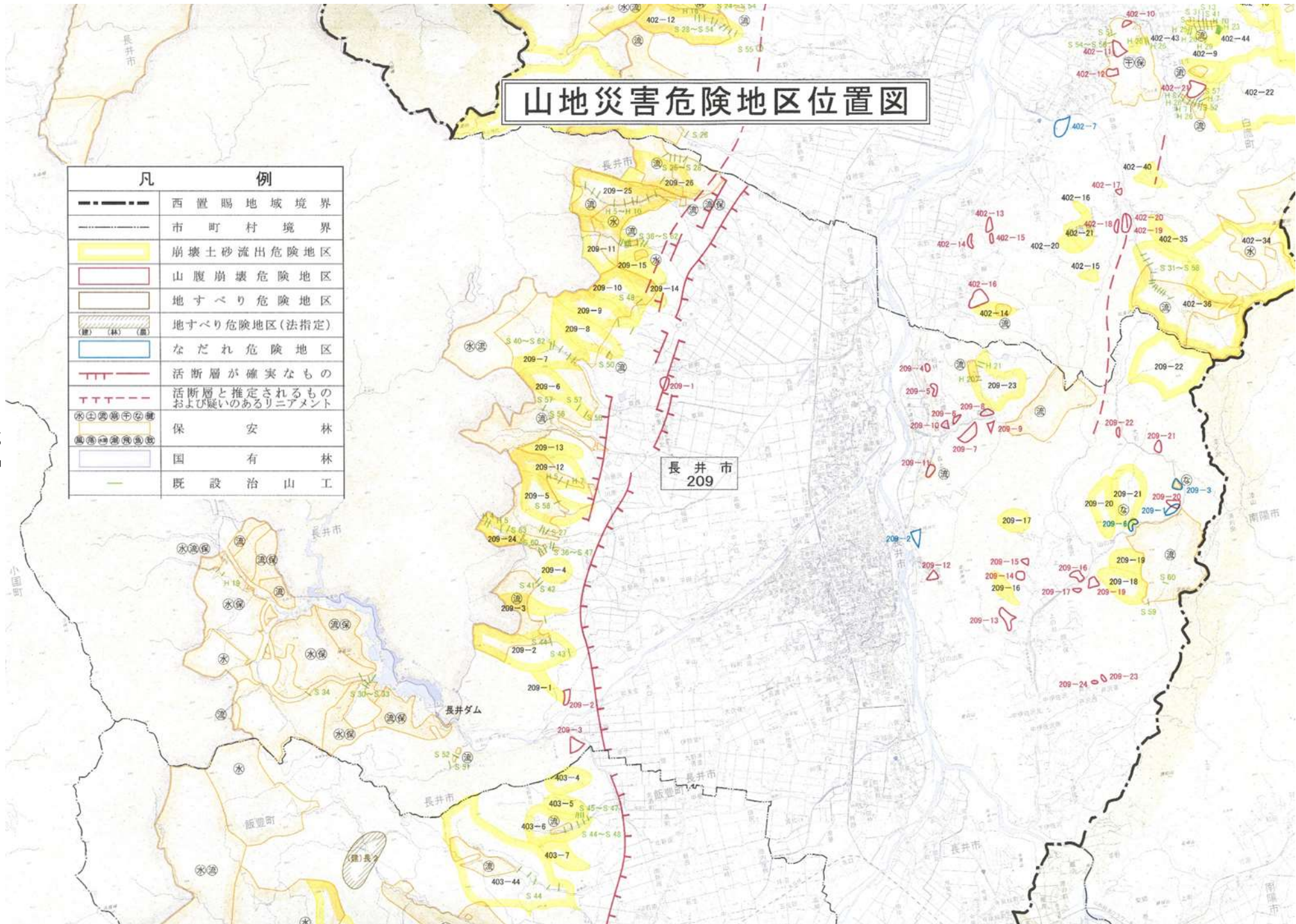
抜粋:置賜総合支庁管内図(その2)雪崩危険箇所図(県資料 H17.12.31 現在)



区分	危険箇所名	大字小字等地名	危険箇所等の種類	箇所番号	平均傾斜度(°)	危険度ランク
1	小出	大字小出 字小出	I	5101	28	D
2	野川第一発電所	大字寺泉 字野川	I	5102	33	C
3	山の神1	大字伊佐沢	I	5103	28	D
4	芦沢	大字芦沢	I	5104	29	D
5	森中	大字森 字森中	I	5105	30	D
6	森	大字森	I	5106	17	D
7	金井神	大字小出 字金井神	I	5107	32	C
8	野川第二発電所		I	5108	49	B

# 山地災害危険地区位置図

凡 例	
-----	西置賜地域境界
-----	市 町 村 境界
■	崩壊土砂流出危険地区
□	山腹崩壊危険地区
□	地すべり危険地区
■	地すべり危険地区(法指定)
■	なだれ危険地区
---	活断層が確実なもの
---	活断層と推定されるもの および疑いのあるリアメント
○	保 安 林
□	国 有 林
—	既 設 治 山 工



## 山地災害危険地区及び位置図

### 山地災害危険地区

#### 崩壊土砂流出危険地区

番号	市町村	大字	字	保全戸数	道路を除く 公共施設	道路	保安林種
209-1	長井市	寺泉	東滝ノ沢			県	
209-2	長井市	寺泉	鴨石沢			市	土流
209-3	長井市	寺泉	安の沢	17		市	土流
209-4	長井市	寺泉	小屋館	8		市	
209-5	長井市	川原沢	黒附沢	11		市	土流
209-6	長井市	草岡	小三郎沢	10		市	土流
209-7	長井市	草岡	北大石沢			市	土流
209-8	長井市	草岡	岩ヶ山			県	土流
209-9	長井市	草岡	館口			県	土流
209-10	長井市	草岡	岡口	11		県	土流
209-11	長井市	勸進代	尼ヶ嶽			市	土流
209-12	長井市	川原沢	朴沢			市	土流
209-13	長井市	川原沢	低山	7		市	
209-14	長井市	草岡	岡口	11		県	土流
209-15	長井市	勸進代	尼ヶ嶽	11		県	土流
209-16	長井市	上伊佐沢	鳥ノ木沢	14		市	
209-17	長井市	上伊佐沢	岩穴山	3		市	
209-18	長井市	上伊佐沢	松ヶ沢	5		市	
209-19	長井市	上伊佐沢	水上山	10		市	
209-20	長井市	上伊佐沢	蜂ヶ沢三	10		市	
209-21	長井市	上伊佐沢	角間沢	11		市	
209-22	長井市	上伊佐沢	一の又	4	1	市	
209-23	長井市	森	熊ヶ沢			市	土流
209-24	長井市	寺泉	不動沢			県	土流
209-25	長井市	勸進代	大角沢			県	土流
209-26	長井市	白兔	獅子ヶ沢			県	土流

山腹崩壊危険地区

番号	市町村	大字	字	保全戸数	道路を除く 公共施設	道路	保安林種
209-1	長井市	草岡	不動堂	5		県	
209-2	長井市	寺泉	南鴨石沢	5		市	
209-3	長井市	平山	前平	8	1	県	
209-4	長井市	五十川	山崎	3		市	
209-5	長井市	五十川	日向	4		国	
209-6	長井市	森	横沢	15		市	
209-7	長井市	森	前山	19		市	
209-8	長井市	森	打森	6		市	
209-9	長井市	森	時ヶ入	2		市	
209-10	長井市	森	横沢	7		市	
209-11	長井市	森	前山二	11		国	土流
209-12	長井市	小出	金井神山	9	1	市	
209-13	長井市	上伊佐沢	外山	4		市	
209-14	長井市	上伊佐沢	滝ノ沢			市	
209-15	長井市	上伊佐沢	岩穴山	6		市	
209-16	長井市	上伊佐沢	三郷田前	3		市	
209-17	長井市	上伊佐沢	イシダヤマ	2		市	
209-19	長井市	上伊佐沢	松ヶ沢	1		市	
209-20	長井市	上伊佐沢	九郎エ門沢			市	
209-21	長井市	上伊佐沢	大東			市	
209-22	長井市	上伊佐沢	蜂ヶ沢			市	
209-23	長井市	芦沢	大平ヶ入	5		市	
209-24	長井市	芦沢	蔵山	9		市	

新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所一覧（山形県：令和7年1月30日現在）

（土石流）

	図面記載 番号	箇所番号	所在地	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象確 認範囲の建 築物数
1	69	D27-R06S001	上伊佐沢上の台	0.02	19
2	4	D27-R06S002	勸進代唐梅	0.08	62
3	6	D27-R06S003	草岡仁府	0.11	79
4	8	D27-R06S004	草岡新町	0.04	57
5	5	D27-R06S005	勸進代岡	0.10	73
6	1	D27-R06S006	白兔白兔西	0.40	49
7	3	D27-R06S007	勸進代蔵京	0.07	51
8	21	D27-R06S008	寺泉山岸	0.02	33
9	18	D27-R06S009	寺泉山岸	1.42	32
10	17	D27-R06S010	寺泉山岸	0.02	27
11	37	D27-R06S011	上伊佐沢館久保	0.21	22
12	20	D27-R06S012	寺泉山岸	0.08	20
13	13	D27-R06S013	川原沢川南	0.09	10
14	12	D27-R06S014	川原沢川南	0.05	10
15	11	D27-R06S015	寺泉山岸	0.02	10
16	9	D27-R06S016	草岡草西	0.11	21
17	23	D27-R06S017	寺泉五祭所	0.26	15
18	36	D27-R06S018	芦沢芦沢西	0.01	9
19	19	D27-R06S019	寺泉上野	2.39	10
20	14	D27-R06S020	川原沢川南	0.20	8
21	16	D27-R06S021	川原沢川南	0.52	7
22	2	D27-R06S022	白兔白兔西	0.06	7
23	76	D27-R06S023	中伊佐沢中伊佐沢南	0.12	5
24	15	D27-R06S024	川原沢川南	0.06	5
25	66	D27-R06S025	上伊佐沢上	0.05	5
26	90	D27-R06S026	五十川穴堰	0.01	5
27	22	D27-R06S027	寺泉五祭所	0.04	5
28	70	D27-R06S028	上伊佐沢上の台	0.03	4
29	53	D27-R06S029	上伊佐沢外山	0.89	3
30	54	D27-R06S030	上伊佐沢外山	0.34	3
31	89	D27-R06S031	五十川穴堰	0.04	3
32	7	D27-R06S032	草岡仁府	0.14	50
33	52	D27-R06S033	上伊佐沢外山	0.03	3
34	85	D27-R06S034	森森入	0.83	14

	図面記載 番号	箇所番号	所在地	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象確 認範囲の建 築物数
35	88	D27-R06S035	森森入	0.50	14
36	87	D27-R06S036	森森入	0.06	14
37	78	D27-R06S037	中伊佐沢中伊佐沢南	0.05	11
38	68	D27-R06S038	上伊佐沢上	0.02	3
39	75	D27-R06S039	中伊佐沢中伊佐沢南	0.04	2
40	50	D27-R06S040	上伊佐沢大石	0.04	2
41	57	D27-R06S041	上伊佐沢大石	0.04	2
42	86	D27-R06S042	森森入	1.19	12
43	81	D27-R06S043	森森中	0.07	10
44	84	D27-R06S044	森森入	0.02	3
45	80	D27-R06S045	小出金井神	0.01	2
46	60	D27-R06S046	上伊佐沢山の神	0.41	1
47	40	D27-R06S047	上伊佐沢山の神	0.33	1
48	62	D27-R06S048	上伊佐沢山の神	0.29	1
49	25	D27-R06S049	寺泉上郷	0.21	1
50	79	D27-R06S050	日の出町	0.10	1
51	77	D27-R06S051	中伊佐沢中伊佐沢南	0.08	1
52	29	D27-R06S052	平山平山	0.05	1
53	42	D27-R06S053	上伊佐沢山の神	0.03	1
54	65	D27-R06S054	上伊佐沢上	0.02	1
55	61	D27-R06S055	上伊佐沢山の神	0.01	1
56	71	D27-R06S056	上伊佐沢上の台	0.06	1
57	46	D27-R06S057	上伊佐沢大石	0.02	1
58	45	D27-R06S058	上伊佐沢大石	0.01	1
59	55	D27-R06S059	上伊佐沢外山	0.01	1
60	91	D27-R06S060	五十川生僧	0.01	17
61	92	D27-R06S061	五十川生僧	0.03	14
62	32	D27-R06S062	芦沢芦沢東	1.05	7
63	34	D27-R06S063	中伊佐沢東山	0.08	7
64	74	D27-R06S064	中伊佐沢中伊佐沢北	0.03	7
65	73	D27-R06S065	中伊佐沢中伊佐沢北	0.01	6
66	82	D27-R06S066	森森入	0.01	6
67	35	D27-R06S067	芦沢芦沢東	0.06	4
68	83	D27-R06S068	森森入	0.03	4
69	41	D27-R06S069	上伊佐沢山の神	0.01	2
70	10	D27-R06S070	川原沢川中	1.56	1
71	33	D27-R06S071	芦沢芦沢東	0.05	1

	図面記載 番号	箇所番号	所在地	流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象確 認範囲の建 築物数
72	72	D27-R06S072	中伊佐沢中伊佐沢北	0.01	1
73	38	D27-R06S073	上伊佐沢上	0.35	0
74	27	D27-R06S074	平山平山	0.14	0
75	67	D27-R06S075	上伊佐沢上	0.14	0
76	24	D27-R06S076	寺泉上郷	0.13	0
77	28	D27-R06S077	平山平山	0.11	0
78	31	D27-R06S078	芦沢芦沢東	0.11	0
79	30	D27-R06S079	今泉緑町二	0.06	0
80	64	D27-R06S080	上伊佐沢山の神	0.06	0
81	26	D27-R06S081	寺泉上郷	0.02	0
82	39	D27-R06S082	上伊佐沢山の神	0.01	0
83	63	D27-R06S083	上伊佐沢山の神	0.01	0
84	51	D27-R06S084	上伊佐沢大石	0.13	0
85	47	D27-R06S085	上伊佐沢大石	0.10	0
86	59	D27-R06S086	上伊佐沢大石	0.05	0
87	44	D27-R06S087	上伊佐沢大石	0.03	0
88	43	D27-R06S088	上伊佐沢大石	0.02	0
89	58	D27-R06S089	上伊佐沢大石	0.02	0
90	48	D27-R06S090	上伊佐沢大石	0.01	0
91	49	D27-R06S091	上伊佐沢大石	0.01	0
92	56	D27-R06S092	上伊佐沢外山	0.01	0

## (急傾斜地)

	図面記載 番号	箇所番号	所在地	下端延長 (m)	保全対象確 認範囲の建 築物数
1	75	K27-R06S001	上伊佐沢外山	70	0
2	51	K27-R06S002	五十川穴堰	1,507	16
3	112	K27-R06S003	上伊佐沢外山	413	5
4	67	K27-R06S004	小出八幡山	561	5
5	2008	K27-R06S005	上伊佐沢山の神	268	3
6	69	K27-R06S006	日の出町	645	2
7	125	K27-R06S007	芦沢芦沢東	312	2
8	2007	K27-R06S008	上伊佐沢上	251	2
9	2004	K27-R06S009	上伊佐沢外山	142	2
10	2003	K27-R06S010	森森入	400	2
11	2010	K27-R06S011	上伊佐沢上	333	2
12	2006	K27-R06S012	上伊佐沢山の神	203	2
13	135	K27-R06S013	中伊佐沢中伊佐沢南	442	1
14	10	K27-R06S014	平山平山	421	1
15	136	K27-R06S015	中伊佐沢中伊佐沢南	323	1
16	7	K27-R06S016	平山平山	317	1
17	2005	K27-R06S017	上伊佐沢山の神	301	1
18	2001	K27-R06S018	平山平山	240	1
19	113	K27-R06S019	上伊佐沢上の台	210	1
20	4	K27-R06S020	寺泉寺泉	171	1
21	95	K27-R06S021	上伊佐沢山の神	114	1
22	78	K27-R06S022	上伊佐沢外山	167	1
23	65	K27-R06S023	森前山	674	3
24	60	K27-R06S024	森森入	305	0
25	2002	K27-R06S025	寺泉上郷	256	0
26	2009	K27-R06S026	中伊佐沢中伊佐沢南	233	0
27	11	K27-R06S027	平山平山	220	0
28	47	K27-R06S028	白兔白兔東	213	0
29	120	K27-R06S029	上伊佐沢館久保	212	0
30	50	K27-R06S030	五十川笹崎	207	0
31	15	K27-R06S031	平山平山	205	0
32	130	K27-R06S032	小出日の出町	187	0
33	132	K27-R06S033	中伊佐沢中伊佐沢南	133	0
34	21	K27-R06S034	平山平山	132	0
35	8	K27-R06S035	平山平山	126	0

	図面記載 番号	箇所番号	所在地	下端延長 (m)	保全対象確 認範囲の建 築物数
36	137	K27-R06S036	河井	119	0
37	96	K27-R06S037	上伊佐沢山の神	102	0
38	41	K27-R06S038	草岡新町	96	0
39	62	K27-R06S039	森前山	94	0
40	22	K27-R06S040	寺泉上郷	53	0
41	39	K27-R06S041	草岡新町	51	0
42	71	K27-R06S042	日の出町	50	0
43	81	K27-R06S043	上伊佐沢大石	437	0
44	5	K27-R06S044	平山平山	291	0
45	6	K27-R06S045	平山平山	264	0
46	54	K27-R06S046	森前山	257	1
47	86	K27-R06S047	上伊佐沢大石	246	0
48	110	K27-R06S048	上伊佐沢上の台	216	0
49	14	K27-R06S049	平山平山	202	0
50	116	K27-R06S050	上伊佐沢上の台	187	0
51	48	K27-R06S051	五十川笹崎	172	0
52	87	K27-R06S052	上伊佐沢大石	112	0
53	114	K27-R06S053	小出日の出町	99	0
54	150	K27-R06S054	上伊佐沢大石	85	0
55	139	K27-R06S055	河井	79	0
56	151	K27-R06S056	上伊佐沢大石	78	0
57	93	K27-R06S057	上伊佐沢山の神	54	0
58	108	K27-R06S058	上伊佐沢外山	39	0

災害救助法救助基準表

(令和7年度)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350 円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	
		冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800	
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	○被害拡大防止のための緊急修理 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う緊急修理 1 世帯当たり51,500円以内	災害発生の日から10日以内						
	○最小限度の部分修理 1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から3月以内 (非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6月以内)						

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業費 1件当たり 30,000 円以内 就職支度費 1件当たり 15,000 円以内	災害発生の日から1月以内	生業に必要な資金は次の条件を付して貸与する。 1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷する等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材又は正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 5,200 円 中学校生徒 1人当たり 5,500 円 高等学校等生徒 1人当たり 6,000 円	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 226,100 円以内 小人（12歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当り3,600 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,700円以内 検 査 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
輸送費及び賃金、職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令 1 第4条第1号から第4号までに規定する者 2 第4条第5号から第10号までに規定する者	1 1人1日当り 医師、歯科医師 24,600 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 15,700 円以内 保健師、助産師、看護師及び準看護師 16,700 円以内 救急救命士 13,600 円以内 土木技術者及び建築技術者 16,000 円以内 大工 25,400 円以内 左官 26,400 円以内 とび職 24,500 円以内 2 業者のその地域における慣行料金による支出実績に100分の3を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この表の適用基準は、山形県災害救助法施行細則第2条及び第8条による。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

# 山形県災害報告取扱要領

## 1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

## 2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）第1の2に定める災害をいう。

## 3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、山形県防災情報システム（「以下、県防災システム」という。）、防災基礎地図システム又は電子メールにより、知事に報告するものとする。

ただし、電子メールによる報告については、総合支庁長を経由して、知事に報告するものとする。

## 4 報告の種類等

### (1) 報告の種類及び報告の方法

報告の種類及び報告の方法は、次の表のとおりとする。

ただし、被災状況により、以下の方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先し、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

報告の種類	報告の方法	摘 要
災 害 速 報	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災 害 情 報		災害が発生したとき
配備体制 避難指示等状況 避難所開設状況	県防災システム	県防災システムによる報告を行うものとする。
人的被害 住家被害 非住家被害	県防災システム、 防災基礎地図システム、 様式第2号、様式第3号	県防災システムによる報告を優先とし、その後、防災基礎地図システムによる詳細情報の報告を行うものとする。 なお、防災基礎地図システムの入力に代えて、様式による報告も可とする。
市町村道規制情報 (孤立集落状況) 生活救援関係情報 医療救護関係情報 その他必要な情報	様式第4号  様式第5号 様式第6号～第8号 任意様式	電子メールによる報告を行うものとする。
河川被害情報 土砂災害情報 ライフライン被害 農林水産被害 文教施設被害 その他被害	県所管部局主管課の指示する方法	県所管部局主管課の指示により、市町村所管課は総合支庁所管課経由で電子メールによる報告を行うものとする。
災害確定報告	様式第9号	
災害中間年報	様式第10号	毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったもの
災 害 年 報	様式第11号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- エ 災害中間年報 県防災危機管理課が指示するとき
- オ 災害年報 県防災危機管理課が指示するとき

## 5 県防災システム及び防災基礎地図システムの報告内容及び留意事項

(1) 県防災システム及び防災基礎地図システムの報告内容は別表1及び2のとおりとする。

(2) 防災基礎地図システムによる報告に係る留意事項は、次のとおりとする。

- ア 人的被害のうち死者及び行方不明者の情報について、早期入力を行うものとする。
- イ 住家被害について、全壊等、被害が大きい主なものについては、被害状況写真を登録するものとする。
- ウ 人的・建物被害のうち、雪害によるものについては、入力を必須とする。

## 6 報告要領

被害状況等の報告要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。

ウ 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

エ 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しい

が、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

### (3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

### (4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校校における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ツ 災害確定報告の「水道」「電話」「電気」及び「ガス」については、被害の最大値を記入するものとする。

テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。

ヌ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

(5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(6) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。

サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

ソ 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記載する。

**附 則**

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

**附 則**

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

**附 則**

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成30年3月9日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

## 【県防災システム】

報告の種類	報告の内容
配備体制	配備体制種別 要因種別 参集人数 設置日時 解散日時
避難指示等	避難対象地区名 避難ステータス 発令日時 解除日時 発令理由 対象世帯数 対象者数
避難所開設状況	避難対象地区 避難所 避難理由 開設日時 閉鎖日時 現避難者数
人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の人数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の被害棟数
非住家被害	公共建物、その他（公共建物以外の建物）の被害棟数

別表 2

## 【防災基礎地図システム】

報告の種類	報告の内容
人的被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 被害情報（死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の人数） 被害者情報（年齢、性別） ※死者、行方不明者については、被害者情報に年齢、性別、住所（町名・大字名まで）を入力するものとする。 被害の状況 摘要
住家被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 被害区分（全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他） 被害情報（棟数、世帯数、人数） 被害の状況 摘要
非住家被害	発生日時 発生場所（町名・大字名まで） 建物区分（公共建物、その他） 施設名 被害区分（全壊（焼）、半壊（焼）、一部破損、床上浸水、床下浸水、その他） 被害の状況 摘要

様式第1号

災 害 速 報 ( 月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注)：被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてメールで送付すること。

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生場所	被害発生		被害者情報 (年齢、性別等)	被害の状況	備考
			月 時	日 分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「6 報告要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。  
 2 被害発生場所の欄には、町名・大字名まで記入すること。  
 3 被害者情報の欄には、年齢・性別を記入すること。  
 ただし、死者及び行方不明者については、年齢、性別、住所(町名・大字名まで)を記入すること。  
 4 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害情報 (被害棟数、 世帯数、人数)	被害の状況	備 考
			月	日			
			時	分			

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		建物区分 (施設 名)	被害の状況	備 考
			月	日			
			時	分			

(注) 1 被害の態様の欄には、「6 報告要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、町名・大字名まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害情報は、被害棟数、被害世帯数及び被害人数を記入すること。

ただし、被害世帯数及び被害人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 「2 非住家被害」の建物区分は、その他、公共建物の別を記入し、施設名は空き家、小屋、車庫等の非住家の種別又は公共施設名を記入すること。

5 住家の全壊等、被害が大きい主なものについては、可能な限り、被害状況写真を提出するものとする。

道路規制情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区 間 ・ 場 所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備 考
				月	日			月	日	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理番号	避難施設名	場所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人(小学生～20歳未満)、大人(20歳以上～65歳未満)、高齢者(65歳以上)毎に記載すること。

医療救護関係情報Ⅰ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

- (注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。  
 2 既収容人数を ( ) 内書きで記入すること。

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師	看護婦等		
		人	人		

(注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。

2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

## 災 害 確 定 報 告

市町村名			区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名 称			
災 害 名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		そ の 他	田	流出・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	農 林 水 産 業 施 設	千円		設置	月	日	時
					冠 水	ha		千円		公 共 土 木 施 設	千円		解散	月	日
報 告 者 名	月 日 時確定	そ		畑	流出・埋没	ha	そ の 他 の 公 共 施 設	千円	学 校		箇所	小 計		千円	
					冠 水	ha		千円		病 院	箇所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体	
区 分				被 害		道 路	箇所	そ の 農 産 被 害	千円		計	団体			
人 的 被 害	死 者	人		橋 り ょ う	箇所		河 川		箇所	林 産 被 害					千円
	<small>うち 災害関連死者</small>	人			港 湾	箇所		畜 産 被 害	千円						
危 険 者	行方不明者	人		砂 防		箇所	水 産 被 害		千円	商 工 被 害	千円	計	団体		
	重 傷	人			清 掃 施 設	箇所		他	そ の 他		千円				
住 家 被 害	全 壊	棟		鉄 道 不 通		箇所	被 害 船 舶			隻	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	計	団体	
		世帯	電 話		回線	電 気 戸		被 害 総 額	千円	消 防 団 員 出 動 延 人 数		人			
	半 壊	棟		ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		災 害 発 生 場 所		災害発生場所  災害発生日  災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難指示等の状況）				
		世帯	り 災 世 帯 数			世帯									
	一 部 破 損	棟		り 災 者 数	人										
		世帯	火 災 発 生		建 物	件									
	床 上 浸 水	棟		そ の 他	件										
		世帯	非 住 家		公 共 建 物	棟									
	床 下 浸 水	棟		そ の 他	棟										
		世帯	そ の 他		棟										

災 害 中 間 年 報

市(町・村)

区分		災害名		発生 年月日						計
		死 者	人							
人的被害	負傷者	うち 災害関連死者	人							
			人							
	行方不明者		人							
	重 傷		人							
	軽 傷		人							
住 家 被 害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一 部 破 損	棟								
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	床 下 浸 水	棟								
		世帯								
人										
非 住 家	公 共 建 物	棟								
	そ の 他	棟								
り 災 世 帯 数		世帯								
り 災 者 数		人								
公 立 文 教 施 設		千円								
農 林 水 産 業 施 設		千円								
公 共 土 木 施 設		千円								
そ の 他 の 公 共 施 設		千円								
そ の 他 被 害		千円								
被 害 総 額		千円								
災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
消 防 職 員 出 動 延 人 数		人								
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人								

災 害 年 報

市 (町・村)

区分		災害名		計
		発生年月日		
人的被害	死者	人		
	うち 災害関連死者	人		
	行方不明者	人		
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊	棟		
		世帯		
	半壊	棟		
		世帯		
	一部破損	棟		
		世帯		
	床上浸水	棟		
		世帯		
	床下浸水	棟		
		世帯		
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		
その他	田	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	学校	箇所		
	病院	箇所		
	道路	箇所		
	橋りょう	箇所		
	河川	箇所		
	港湾	箇所		
砂防	箇所			
清掃施設	箇所			

区分		災害名		計
		発生年月日		
その他	鉄道不通	箇所		
	船舶被害	隻		
	水道	戸		
電話	回線			
電気	戸			
ガス	戸			
その他	ブロック塀	箇所		
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
り	災世帯数	世帯		
り	災者数	人		
公立文教施設	千円			
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小計	千円			
	公共施設被害市町村数	団体		
その他	農産被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	その他	千円		
被害総額	千円			
災害対策本部	設置	月日	月日	
	解散	月日	月日	
消防職員出動延人数				
消防団員出動延人数				

年 月 日

## 罹 災 証 明 申 請 書

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり、罹災証明を申請します。

被災住家の所在地 (被災時に居住 していたところ)	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ (別の場合)	
世帯主氏名		
世帯構成員氏名		
罹災原因及び 被害状況等		

※「世帯主氏名」及び「世帯構成員」は被災時に被災住家に居住していた方を記入してください。

※被害の状況がわかる写真を添付してください。

---

受付印	担当課職員 確認印	交付番号	手数料
		第 号	有 料 減 額 免 除 円

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成員氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
住家 <sup>※</sup> の被害の 状況・浸水区分等	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

長井市長

# 罹 災 者 台 帳

NO

① 世帯主 または 事業主	住所			
	氏名		電話	
② 世帯員	氏 名	続 柄	生年月日	備 考
③ 災 害 の 原 因	1 風水害 (台風 号) 2 地震・火災 3 その他 ( )			
④ 罹 災 年 月 日	年 月 日 午 前 ・ 後 時 分 頃			
⑤ 罹 災 場 所				
⑥ り 災 状 況	ア 人	1 死 亡 名	2 行方不明 名	3 負 傷 名
	イ 住 家 ※ 事業所等併用 住宅を含む	1 全壊 (焼) 4 一部損壊	2 流 出 5 床上浸水 c m	3 半壊 (焼) 6 床下浸水
	併用事業所等の名称・業種			
	ウ 事 業 所 等	1 全壊 (焼) 4 一部損壊	2 流 出 5 床上浸水 c m	3 半壊 (焼) 6 床下浸水
	名称・業種			
エ そ の 他				
被 害 額		円		
調 査 年 月 日		年 月 日		
調 査 員		所 属		
		氏 名		

救 助 物 資

品 名	単 価	支給数量	金 額	摘 要

見 舞 金 \_\_\_\_\_ 円

【 記入要領 】

- ① 「世帯」の定義は、住民基本台帳法に規定する用語の概念による。なお、住民基本台帳（住民票）に登載されていなくても、被災の事実があればこの台帳を作成する。
- ⑥ーア 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある場合をいう。
- ⑥ーイ 「住家」とは、人が起居できる設備のある建物、または現に人が住居のために使用している建物をいう。土蔵、小屋等であっても、実際に人が居住している場合は、住家とみなす。  
「事業所等併用住宅」とは、販売業、不動産業、倉庫業等事業を営み、かつ同一家屋内に居住部分（住家）を有するものをいう。  
「全壊（焼）」とは、家屋が滅失したもので、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その家屋の70%以上に達したもの。または家屋の主要構造部の被害額が、その家屋の時価の50%以上に達したものをいう。  
「半壊（焼）」とは、家屋の損害（焼）部分の床面積が、延床面積の20%以上70%未満のもの。または主要構造部の被害額が、その家屋の時価の20%以上70%未満のものをいう。  
「一部損壊」とは、家屋の損壊程度が半壊（焼）に達しない程度のものをいう。  
「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等のため一時的に居住することができないものをいう。  
「床下浸水」とは、住家の浸水が床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
- ⑥ーウ 「事業所等」とは、各種事業の用に供する店舗、事務所、工場、倉庫等で居住設備を持たないものをいう。
- ⑥ーエ 「その他」とは、「住家（事業所等併用住宅を含む。）」、「事業所等」以外の建造物及び建造物以外のもので、当該災害により実害を受けた場合をいう。  
（例） 神社仏閣、土蔵、倉庫（業務用を除く。）、車庫、自動車、門塀、樹木等
- ⑥ーオ 「被害額」とは、当該災害によって蒙った物的損害を時価換算した金額をいう。ただし、この算定は、罹災者自身が行うものとし、調査員が評価に加わってはならない。罹災者が算定不能と解答した場合は、その旨記載する。

# 長井市水防計画

## 第1 総 則

### 1 目 的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定による指定水防団体として法第33条の規定に基づき、水防業務を円滑に実施するために必要な事項を定め、管轄各河川等の洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) 長井市水防本部  
長井市における水防を総括するために設置する。
- (2) 長井市水防本部長  
長井市長
- (3) 水防管理団体  
長井市
- (4) 水防管理者  
長井市長
- (5) 消防機関の長  
西置賜行政組合消防長
- (6) 水防警報  
国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第16条）
- (7) 洪水予報
  - ① 国の機関が行う洪水予報  
気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるときにその旨を注意し、又は警告するための発表並びに国土交通大臣が最上川、須川及び鮭川及び赤川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。
  - ② 県が行う洪水予報  
知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。  
（法第10条第1項・第2項、法第11条及び気象業務法第13条・第14条の2）
- (8) 指定河川  
国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。（法第16条）
- (9) 水位周知河川（水位情報周知河川）  
流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であって、河川の水位がはん濫危険水位（法第13条で規定される特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び知事が指定する。（法第13条）（ただし、水位の見直しが完了するまでの間は従前どおり避難判断水位に達したときに通知及び周知を行う）。
- (10) 水防団待機水位（指定水位）  
水防団が出動のため待機する水位。
- (11) はん濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）  
水防団の出動の目安となる水位。
- (12) 避難判断水位  
市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位。なお「洪水時における情報提供の充実について」（平成26年4月8日、国水環第2号）に基づき、避難判断水位の設定の見直しが済んでいない河川については、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位。

- (13) はん濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される特別警戒水位）  
市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。なお「洪水時における情報提供の充実について」（平成26年4月8日、国水環第2号）に基づき、はん濫危険水位の設定の見直しが済んでいない河川については、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位。
- (14) 特別警戒水位  
法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。はん濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。なお「洪水時における情報提供の充実について」（平成26年4月8日、国水環第2号）に基づき、はん濫危険水位の設定の見直しが済んでいない河川については、避難判断水位に相当する。

### 3 指定河川等

- (1) 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第10条第2項）  
最上川（延長205,988m）、置賜白川（延長2,000m）
- (2) 国土交通大臣指定河川「水防警報」（法第16条第1項）  
最上川（延長205,988m）、置賜白川（延長2,000m）
- (3) 県知事指定河川「水防警報」（法第16条第1項）  
置賜白川（延長17,000m）
- (4) 県知事指定河川「水位情報周知河川」（法第13条第2項）  
置賜白川（延長17,000m）、置賜野川（延長8,500m）

## 第2 水防組織と任務

### 1 水防活動の組織

- (1) 長井市に水防本部を置き、総務課においてその事務を行う。
- (2) 水防本部の構成は次のとおりとする。
- |   |       |    |   |
|---|-------|----|---|
| ① | 水防本部長 | 1  | 名 |
| ② | 副本部長  | 1  | 名 |
| ③ | 班長    | 若干 | 名 |
| ④ | 係長    | 若干 | 名 |
| ⑤ | 係員    |    |   |
- (ア) 水防本部長は市長、副本部長は副市長とし、班長、係長及び係員は水防本部長が命ずる。
- (イ) 水防本部長は職務を総括する。
- (ウ) 水防本部長に事故あるときは副本部長が職務を代行する。
- (エ) 班長、係長及び係員は上司の命を受け、職務に従事する。
- (3) 水防本部の構成及び任務は長井市地域防災計画に定める組織編制に準じるものとする。

### 2 水防団

- (1) 本市の水防団は長井市水防団条例第2条の組織をもってこれにあてる。
- (2) 水防団の構成は次のとおりとする。
- |   |         |   |   |            |
|---|---------|---|---|------------|
| ① | 水防団長    | 1 | 名 | (消防団長)     |
| ② | 水防副団長   | 2 | 名 | (消防団副団長)   |
| ③ | 水防分団長   | 6 | 名 | (消防団各分団長)  |
| ④ | 水防副分団長  | 6 | 名 | (消防団各副分団長) |
| ⑤ | 水防部長若干名 |   |   | (消防団各分団部長) |
| ⑥ | 水防班長若干名 |   |   | (消防団各分団班長) |
| ⑦ | 水防団員    |   |   | (消防団員)     |
- (ア) 水防団長は水防本部長の命により水防作業を実施する。  
副団長は団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代行する。
- (イ) 分団長は、指定された地域の水防を担当する。

副分団長は、分団長を補佐し、部長、班長、団員は上司の命を受け、職務に従事する。

- (3) 水防分団に次の班を置き、分団長がこれを指令する。

係	任 務
連 絡 係	水害状況の通報連絡
巡 視 係	河川の巡視、水位の観測並びに通報連絡
避 難 係	住民の避難誘導及び情報伝達
資 材 係	水防資機材の調達、運搬
作 業 係	水防作業の実施
協 力 係	協力団体との連絡、統制

### 第3 水防区及び担当分団

#### 1 水 防 区

水 防 区	水防区所在地	水防担当区域
長井水防区	長井市役所	長井市一円 (最上川/置賜白川 /置賜野川/その他の河川)

#### 2 担当水防団

- (1) 水防団の担当する水防区を次のとおり指定する。

◆本部付け 団 長 1名 / 副団長 2名 / 本部班 6名

分団名	水防区域	団員数	備 考
第 1 分 団	中 央 地 域	9 7	(令和7年4月1日現在)  総 計 5 9 3 名
第 2 分 団	致 芳 地 域	1 0 5	
第 3 分 団	西 根 地 域	1 1 4	
第 4 分 団	平 野 地 域	9 7	
第 5 分 団	豊 田 地 域	9 8	
第 6 分 団	伊 佐 沢 地 域	7 3	

- (2) 緊急の必要がある場合、各分団は水防団長の命により担当区域外の水防を行うこととする。

### 第4 重要水防箇所（詳細は別資料）

河川名	地区名及び左右岸の別	備 考
草 岡 川	長井市草岡（左右岸）	第2分団
田 沢 川	長井市五十川（左右岸）	第2分団
置 賜 野 川	長井市成田（左右岸）	第1分団 第2分団 第4分団
福 田 川	長井市泉（左右岸）	第5分団
最 上 川	自： 長井市下伊佐沢（右岸） 長井市河井（左岸） 至： 長井市東五十川（右岸） 長井市白兔（左岸）	第1分団 第2分団 第5分団 第6分団

## 第5 水防倉庫並びに水防資機材備蓄

### 1 水防倉庫

長井市水防倉庫を下記のとおり設置する。

施設名	所在地
長井市水防倉庫	長井市平山4460

### 2 水防備蓄資機材

水防備蓄資機材は、非常時に備え適宜備蓄するものとする（詳細は別資料）。

## 第6 洪水予報

国土交通大臣及び山形県知事が指定した河川及び長井市該当分の区域は次の(2)のとおりであるが、この河川については、国土交通省山形河川国道事務所と気象庁山形地方气象台が共同して予報を発表する。（法第10条）

洪水予報の種類には、はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）、はん濫危険情報（洪水警報）、はん濫発生情報（洪水警報）があり、長井市水防本部は、この予報を受けたときは直ちに水防体制に入る。

### (1) 注意報及び警報に該当する条件

はん濫注意情報 （洪水注意報）	次表の予報地点水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇が見込まれる時。
はん濫警戒情報 （洪水警報）	次表の予報地点水位が、避難判断水位に達しさらに上昇する恐れがある時、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位（危険水位）に達すると見込まれた時。
はん濫危険情報 （洪水警報）	次表のはん濫危険水位（危険水位）に到達した時。
はん濫発生情報 （洪水警報）	はん濫が発生した時。

### (2) 予報地点となる河川の水位観測所

所轄事務署名	洪水予報名	観測所名	はん濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	はん濫危険水位 （特別警戒水位）
山形河川国道 事務所	最上川 上流	糠野目	12.00m	12.90m	13.30m
		小出	12.00m	12.60m	12.80m
	置賜白川	小出	12.00m	12.60m	12.80m

## 第7 水防警報

### (1) 国土交通大臣の発する水防警報（法第16条）の範囲

所轄事務所名	山形河川国道事務所
河川名	最上川上流
水位観測所名	糠野目／小出
待機	行わない
準備	水位11.50mに達し更にはん濫注意水位（警戒水位）を上回る水位が予想されるとき。
出動	水位12.00mに達し、なお増水のおそれがあるとき。
解除	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	雨量の状況に応じて水防活動上必要となる水位の状況を通報する。
備考	

(2) 知事の発する水防警報（法第16条）の範囲

所轄事務所名	置賜総合支庁西置賜河川砂防課
河川名	置賜白川
水位観測所名	小白川
待機	行わない
準備	水位2.00mに達し更にはん濫注意水位(警戒水位)を上回る水位が予想されるとき。
出動	水位2.50mに達し、なお増水のおそれがあるとき。
解除	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水防活動に必要があると認められたとき。
備考	水門・樋門の閉鎖については状況に応じて行う。

第8 水位情報の通知及び周知（水位周知河川）

所轄事務所名		観測所名	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (特別警戒水位)
置賜総合支庁 西置賜 河川砂防課	置賜白川	小白川	2.50m	2.90m	3.00m
	置賜野川	平山	1.30m	1.50m	1.80m

第9 水防活動

水防管理者は、次の段階にしたがって管下水防団、又は消防機関をもって水防活動に万全をきさなければならない。

(1) 水防体制

気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、その情報を判断し、速やかに関係機関との連絡を密にするとともに、雨量、水位、流量等の諸情報を収集して出動に備える。

(2) 巡視及び警戒

1 巡視

水防本部長、水防団長、消防機関の長は、常に管下河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条）

2 非常警戒

水防本部長は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在次中の箇所及び重要水防箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防本部へ連絡するとともに水防作業を開始する。

- ①裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ②表法で水あたりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③天端の亀裂又は沈下
- ④堤防の越水状況
- ⑤樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- ⑥橋梁その他の構造物との取付部分の異常

なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて対応するものとする。

### (3) 水防信号

水防信号は次のように区分する。

#### 1 水防信号（法第20条第1項の規定による山形県水防信号規則）

種 別	内 容
第 1 信 号	はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの
第 2 信 号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信 号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信 号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

#### 2 出動基準

洪水予報が発せられた場合は、関係機関と密接な関係を保持し、併せて水防要員の居場所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。

- ① 水防警報が発令されたとき、または水防団待機水位を上回り、はん濫注意水位（警戒水位）に達する恐れがあるときは、出動準備をなし、状況判断の上、水防団幹部を出動せしめること。

《第1信号》

- ② はん濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水の恐れがあるときは、状況判断の上、団員を出動せしめ、水防作業を開始すること。

《第2信号》

- ③ 水防のため、やむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にあるものをして水防に従事させることができる。

《法第17条・第3信号》

#### 3 水防作業

出動した水防団は、担当水防区域の監視及び警戒巡回し、異常箇所を発見した場合、直ちに水防活動を開始するとともに、状況を水防本部に報告しなければならない。

また、水防作業は指導者の指示に従い、規律統制ある団体行動の下に資器材を活用し、迅速かつ確実に行わなければならない。

##### (1) 優先通行

法第18条の規定による標識を有する車が水防のため出動するときは、車及び歩行者はこれに道を譲らなければならない。

##### (2) 緊急通行

法第19条により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般の交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

#### 4 公用負担

- (1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。（法第28条）

- (2) 上記の権限を行使する際は、水防本部長、水防団長、又は消防機関の長であって、その身分を示す証明書その他これらのものの委任を受けたものにあつては、証明書を携行し、必要に応じてこれを示すものとする。

- (3) 公用負担を命ずる権限を行使する際は、公用負担命令書を目的物の所有管理者又はこれに準ずべきものに手渡してこれをなすものとする。

- (4) 水防管理団体は、法第28条第2項の規定により、損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

## 5 避難立ち退き指示の発動

洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められる場合には、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない。

## 6 関係機関への要請

- (1) 緊急の必要がある場合には、他の水防管理団体、消防機関の出動及び警察署の協力を要請することができる。（法第22・23条）
- (2) 自衛隊の出動を求める場合は、山形県水防本部にその旨を要請すること。

## 7 堤防決壊・越水・漏水等発生時の処置

堤防決壊・越水・漏水等が発生した場合は、出来る限り被害の拡大防止に努力するとともに、直ちに西置賜水防支部、警察署、その他の関係機関に通報しなければならない。

## 第10 水防解除

水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下がり、危険が去ったと認められる場合は、水防団、消防機関、その他の協力者の出動を解除する。

## 第11 水防報告

水防本部長は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに、水防活動終了後に報告事項を取りまとめ、西置賜水防支部に報告しなければならない。

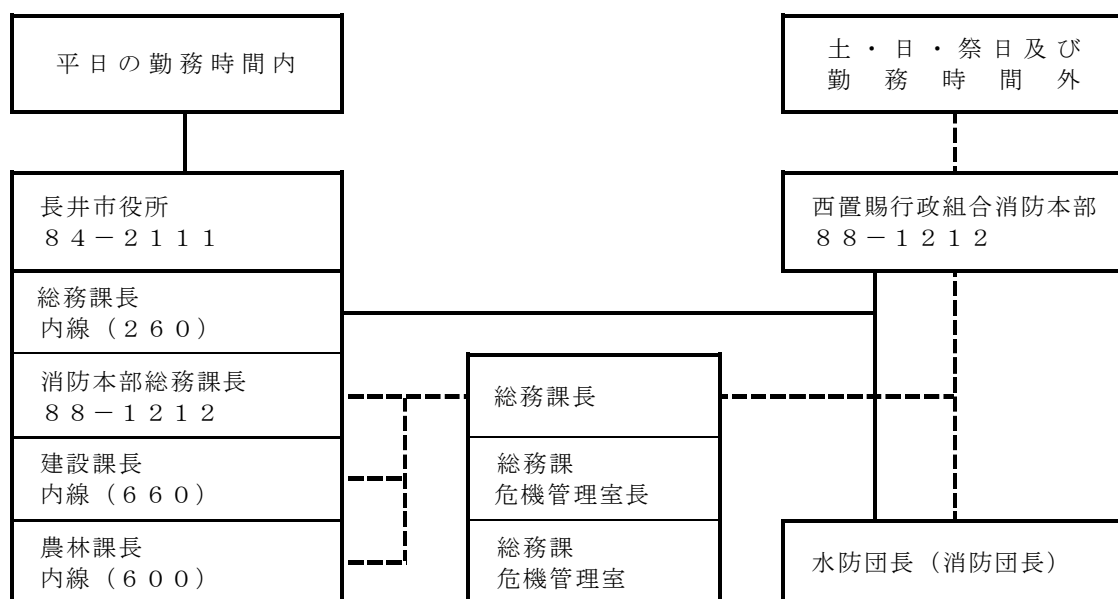
### 連絡を要する各種予報及び水防警報

① 水防警報	(最上川)	(置賜白川)
② 最上川上流洪水予報	(洪水注意報及び洪水警報)	
③ 気象に関する各警報	(暴風、暴風雪、大雨、大雪)	
④ 台風接近時等の大雨注意報及び洪水注意報		

## 第12 水防体制の連絡系統

水防関係機関の連絡系統については、置賜総合支庁作成の水防計画内の連絡系統による。

### 【長井市における連絡系統図】



## 水防倉庫及び水防備蓄資機材一覧

### 1 水防倉庫

長井市水防倉庫を下記のとおり設置する。

施設名	所在地
長井市水防倉庫	長井市平山4460

### 2 水防備蓄資機材

長井市水防倉庫備蓄分

品名	数量	備考
じょれん 鋤簾	7	
かま	29	
なた 鉋	3	
おの 斧	2	
かけや	5	
スコップ	50	
ツルハシ	1	
鉄製ハンマー	10	
土のう袋・ <small>あさぶくろ</small> 麻袋	3,600	
むしろ・ブルーシート	110	
縄	10.5kg	3.5束
鉄線	1.5kg	1束
木杭	100	
鉄筋杭	300	
一輪車	12	
ペンチ	3	
ハサミ	3	
シノ	5	
ドライバー	1	

令和6年4月1現在

## 水防倉庫及び水防備蓄資機材一覧

### 1 水防倉庫

長井市水防倉庫を下記のとおり設置する。

施設名	所在地
長井市水防倉庫	長井市平山4460

### 2 水防備蓄資機材

長井市水防倉庫備蓄分

品名	数量	備考
じょれん 鋤簾	7	
かま	29	
なた	3	
おの 斧	2	
かけや	5	
スコップ	50	
ツルハシ	1	
鉄製ハンマー	10	
土のう袋・ <small>あさぶくろ</small> 麻袋	3,600	
むしろ・ブルーシート	110	
縄	10.5kg	3.5束
鉄線	1.5kg	1束
木杭	100	
鉄筋杭	300	
一輪車	12	
ペンチ	3	
ハサミ	3	
シノ	5	
ドライバー	1	

令和7年4月1現在

# 長井市重要水防箇所数

## 国管理

河川数	総数 (箇所)	重 要 水 防 箇 所												
		越水 (溢水)		堤体漏水		基礎地盤 漏水		水衝・洗掘		工作物		工事施工	新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡	陸閘
		A	B	A	B	A	B	A	B	要注意区間				
1	18	4	4		6		4							

## 県管理

河川数	総数 (箇所)	重 要 水 防 箇 所														
		堤防高		堤防断面		法崩れ・ すべり		漏水		水衝・洗掘		工作物		工事施工	新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡	陸閘
		A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	要注意区間				
2	3	3										1				

# 重要水防箇所別調書（国管理）

※上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

番号	河川名	距離標	地区名 及 び 左右岸別	種 別	堤防（m）		工作物（箇所）		対 策 水防工法名	水 防 警 報 対 象 観 測 所
					A	B	A	B		
1	最上川	174.7 ～175.3	白兔 左岸	越水（溢水） （未整備）	716 716				警戒巡視 避難誘導	小出 12.00m
2		175.3 ～175.6	白兔 左岸	堤体漏水		341 341			杭打ち積土のう	小出 12.00m
3		175.6 ～178.2	成田 左岸	堤体漏水		3200 3200			杭打ち積土のう	小出 12.00m
4		178.3 ～178.8	成田 左岸	堤体漏水		433 433			杭打ち積土のう	小出 12.00m
5		178.8 ～179.3	長井 左岸	堤体漏水		470 470			杭打ち積土のう	小出 12.00m
6		179.9 ～180.5	日の出 右岸	基礎地盤漏水		600 600			釜段	小出 12.00m
7		180.9 ～181.5	日の出 右岸	越水（溢水） （流下能力不足）		779 0			積土のう	小出 12.00m
8		180.9 ～182.2	日の出 右岸	基礎地盤漏水		1,795 1,795			釜段	小出 12.00m
9		181.2 ～181.4	長井 左岸	越水（溢水） （流下能力不足）		200 200			積土のう	小出 12.00m

番号	河川名	距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別	堤防 (m)		工作物 (箇所)		対策水防 工法名	水 防 警 報 対 象 観 測 所
					A	B	A	B		
10	最上川	183.0 ～183.2	長井 左岸	堤体漏水		200 200			杭打ち積土のう	小出 12.00m
11		184.8 ～185.1	河井山 右岸	越水 (溢水) (暫々定堤)	473 473				警戒巡視	糠野目 12.00m
12		185.2 ～185.6	河井山 右岸	越水 (溢水) (流下能力不足)		542 542			積土のう	糠野目 12.00m
13		185.3 ～185.8	河井山 右岸	基礎地盤漏水		480 0			釜段	糠野目 12.00m
14		185.6 ～185.7	河井山 右岸	越水 (溢水) (流下能力不足)	99 99				積土のう	糠野目 12.00m
15		185.7 ～185.9	河井山 右岸	越水 (溢水) (流下能力不足)		227 227			積土のう	糠野目 12.00m
16		185.9 ～186.0	河井山 右岸	越水 (溢水) (流下能力不足)	114 114				積土のう	糠野目 12.00m

### 重要水防箇所別調書（国管理）

※上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

番号	河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	種別	堤防（m）		工作物（箇所）		対策 水防工法名	水防警報 対象 観測所
					A	B	A	B		
1	置賜 白川	0.0 ～2.0	白川 左岸	堤体漏水		1,220 1,220			杭打ち積土のう	小出 12.00m
2		0.0 ～2.0	白川 左岸	基礎地盤漏水		1,220 0			釜段	小出 12.00m

### 重要水防箇所別調書（県管理）

番号	水系別	河川名	重要水防箇所							想定水防 工法名	警報基準水位		重要となる理由	
			左右 岸別	地先名	合流点から の距離(km)	種別	堤防（m）		工作物（箇所）		量水標	警戒 水位		
							A	B	A					B
1	最上川	田沢川	左右岸	五十川	草岡川合流点 から0	堤防高 工作物	2,300		1		積土のう工	—	—	耕地、人家の浸水、 鉄道橋等、樋門
2	〃	置賜野川	右岸	成田	最上川合流点 から0	堤防高	400				積土のう工	平山	1.30	耕地、工場の浸水
3	〃	置賜野川	左岸	成田	最上川合流点 から0.4	堤防高	400				積土のう工	平山	1.30	工場の浸水

文化財一覽 (R8.3.31現在)

1 国・県指定文化財

	指定物件	名 称	員数	所 有 者	所 在 地
国	天然記念物	伊佐沢の久保ザクラ	1	長 井 市	上伊佐沢字蜂屋敷 2021
		草岡大明神ザクラ	1	横 山 堯	草岡694
	重要文化的景観	最上川上流域における長井の町場景観			長井市
県	古文書	飯沢文書 (附宗盛知行状1軸・文和5年より慶長16年に至る10通1巻)	1軸	飯 沢 新 一	十日町1丁目11-7
		飯沢文書	1	飯 沢 和 郎	成田1473
	歴史資料	正応二年大日板碑	1基	平 吹 由 紀 子	五十川350-1
	無形民俗文化財	伊佐沢念仏踊		伊佐沢念仏踊保存会	
	彫 刻	馬頭観世音菩薩立像	1軀	普 門 坊	横町14-8
	建 造 物	旧丸大扇屋	7棟	長 井 市	十日町1丁目11-7
	彫 刻	木造男神像	1軀	總宮神社	長井市横町14-24
	彫 刻	木造女神像	1軀	總宮神社	長井市横町14-24
絵画	紙本淡彩近江八景・金沢八景図 菅原白竜筆六曲屏風	六曲 一双	蒲 生 俊 一	川原沢1118	

2 長井市指定文化財

種 別	名 称 (員数・所有者)	数
建 造 物	洞雲寺の楼門(1棟・玉林寺) / 新田の塔(1基・金鐘寺) / 總宮神社本殿(1宇・總宮神社) / 旧桑島眼科医院(1棟・本町大通り商店街振興組合) / 旧西置賜郡役所(1棟・長井市)	5
絵 画	両界曼陀羅(2軸・遍照寺) / 弘法大師御影(1軸・同) / 真言七祖像(7軸・同) / 宥日上人画像(1軸・同) / 菅原白龍筆黄金井春霽・日光瀑布図(1点・菅原信道) / 貞亨と元禄の絵馬(2点・總宮神社) / 菅原白龍筆春夏秋冬山水(絹本彩色条幅)(三聯幅・長井市) / 成田八幡神社の絵馬(3点・成田八幡神社) / 小田切寒松軒筆蓬萊図・松に千鳥図(襖絵)(2組8枚・福蔵院)	9
彫 刻	木造彩色神像(3軀・總宮神社) / 木造彩色観音立像(1軀・總宮神社) / 木造阿弥陀如来座像(1軀・宝光院) / 木造愛染明王像(1軀・正福寺) / 木造釈迦如来座像(1軀・薬師寺) / 總宮神社鬼面(3対6点・總宮神社) / 勸進代總宮神社鬼面(1対2点・勸進代總宮神社) / 總宮神社の獅子頭(4点・總宮神社) / 總宮神社の狛犬(1対・總宮神社)	9
書 跡	伝宥日上人筆三社号並託宣(1軸・遍照寺) / 伝宥日上人筆三社号並託宣(1軸・常楽院) / 菅原白龍書 草書千字文石板(30枚・菅原信道)	3
典 籍	宝永五年久保桜見取図(3枚・長井市) / 俳諧 螢行脚(1冊・齋藤清吾) / 俳諧 扇朗詠(1冊・同) / 法華経音訓(1冊・中里熙一)	4
古 文 書	平子文書(14通・平子啓一) / 高橋文書(135点・長井市)	2

種 別		名 称 (員数・所有者)	数
有形文化財	考古資料	縄文中期土器宮遺跡出土(18箇・長井市) / 土師器 酒町遺跡出土(1箇・同) / 須恵器 酒町遺跡出土(1箇・同) / 石核 蔵京遺跡出土(1箇・同) / 玦状耳飾 (2箇・同)	5
	歴史資料	笹野観音堂図面(2面・渋谷嘉藏)	1
	工芸品	太刀 銘 有綱 (1口・栗島孝子)	1
無形文化財	芸能の部	平山獅子踊(平山獅子踊連中) / 五十川獅子踊(五十川獅子踊連中) / 川井獅子踊(川井獅子踊連中) / 勸進代獅子踊(勸進代獅子踊連中) / 總宮神社の獅子舞(總宮神社獅子舞保存会) / 小出の獅子舞(小出獅子連中)	6
	工芸技術の部	成島焼和久井窯(和久井 修)	1
記念物	史 跡	白兔六道辻及び六面幢(全龍院) / 宥日上人誕生の地(村上賢) / 青巒木水居士碑(1基・青木新一) / お玉の碑(1基・玉林寺) / 小関家屋敷(小関孝良) / 平山の締切堤防遺構(国土交通省所管) / 長者屋敷遺跡(横山三郎他) / 桶佐堀(草岡生産森林組合) / 長沼牛翁の墓(1基・長沼ヨシ) / 川崎涼花・荷笠・水山・蘆州の墓(4基・薬師寺) / 白川架橋碑(1基) / 白山森遺跡(1カ所・菅野重右ヱ門) / 西方吉太郎の碑(史跡)(1基・拵栄組) / 東山三十三観音(28驅・東町地区) / 嘉永堰・昭和堰(農林水産省所管)	15
	天 然 物 記 念 物	五十川の桑樹(1樹・大道寺良一) / 遍照寺のイチヨウ(1樹・遍照寺) / 芦沢の千年マツ(1樹・河井操) / 白山神社の大ケヤキ(1樹・白山神社) / 洞雲寺の大石(1・玉林寺) / 上伊佐沢のホーキマツ(1樹・大沼勝男) / 上伊佐沢のブナ(1樹・鈴木雅宏) / 岩切不動の門スギ(2樹・龍雲寺) / 草岡のスギ(2樹) / 梨木平のナシ(1樹・草岡生産森林組合) / 葉山神社のスギ(2樹・葉山神社) / 祝瓶山荘のオオヤマザクラ(1樹・野川山入会共有地組合) / 蘊安神社のスギ(2樹・蘊安神社) / 大石沼のモミジ(1樹・長井市) / 芦沢観音のスギ(1樹・雲洞庵) / 安部家のヒノキ(1樹・安部秀彌) / 飯沢家のヒノキ(1樹・飯澤和郎) / 金田家のヒノキ(1樹・金田芳樹) / アヤメ長井古種(13種・長井市) / 七兵衛ツツジ(27株古種仕立・長井市)	20
		合 計	80

### 3 国登録有形文化財

名 称	員数		所有者	所 在 地
鍋屋本店	主屋	1棟	鈴木孫七	十日町1-573
	店舗	1棟		
長沼合名会社	店舗兼主屋	1棟	長沼惣右衛門	十日町1-652-1 他
	仕込蔵	1棟		
	前蔵	1棟		
	内蔵	1棟		
	新蔵	1棟		
	中蔵	1棟		
齋藤家住宅	主屋	1棟	齋藤孝一郎	館町北639-1
	土蔵	1棟		
旧長井小学校第一校舎	第一校舎	1棟	長井市	ままの上1764他
丸や芳賀醤油店	火入れ蔵	1棟	有限会社 丸や芳賀醤油店	栄町455
	穀蔵	1棟		
山一醤油店	店舗	1棟	合資会社山一醬 油製造所 代表 齋藤弥助	あら町2471
	醤油蔵	1棟		
	仕込み蔵	1棟		
旧丸中横仲商店	砂糖蔵	1棟	横澤朋香	あら町2459-2他
	土蔵	1棟		
	質蔵	1棟		
	粉蔵	1棟		
	江戸蔵	1棟		
山形鉄道フラワー長井線 羽前成田駅	本屋	1棟	山形鉄道株式会社	成田1900-2他
旧松岡家住宅	主屋	1棟	株式会社阿部商店	歌丸字窪二1629
	前蔵	1棟		
	後の蔵	1棟		
	馬屋	1棟		
	作業小屋 及び牛舎	1棟		

# 資料編目次

## 1 防災会議関係

1 長井市防災会議委員名簿	1-1
---------------	-----

## 2 法令関係

1 長井市防災会議条例	2-1
2 長井市防災会議運営規程	2-2
3 長井市災害対策本部条例	2-3
4 長井市災害対策本部運営規程	2-4
5 災害弔慰金の支給等に関する条例	2-5

## 3 協定関係

1 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	3-1
2 山形県広域消防相互応援協定書	3-2
5 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	3-5
6 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	3-6
7 長井市と長井市内郵便局との包括連携協定	3-7
8 姉妹都市の災害時における相互応援協定書（結城市）	3-8
9 全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書	3-9
10 白川ダム放流通報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	3-10
11 水道施設の災害に伴う復旧応援に関する協定書（長井上下水道工業協同組合）	11
12 水道施設の災害に伴う相互応援計画	3-12
13 災害時の協力に関する協定書（東北電力ネットワーク(株)長井電力センター）	3-13
14 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（山形県生活協同組合連合会）	3-14
15 災害時の情報交換に関する協定（東北地方整備局）	3-15
16 災害時における協力に関する協定（(一社)全日本冠婚葬祭互助協会）	3-16
17 大規模災害時における相互応援に関する協定書（白石市・奥州市）	3-17
18 大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書	3-18
19 災害等発生時における施設の提供に関する協定（長井警察署）	3-19
20 大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定（(一社)山形県解体工事業協会）	3-20
21 防災関連情報の受配信に関する協定（東北地方整備局）	3-21
22 災害時における緊急放送に関する協定（日本・アルカディア・ネットワーク(株)）	3-22
23 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人 コメリ災害対策センター）	3-23
24 災害時における相互応援に関する協定書（掛川市）	3-24
25 災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書（(一社)山形県LPガス協会）	3-25
26 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（西置賜行政組合）	3-26

27	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（山形県）	3-27
28	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（社会福祉法人 山形県福祉事業団）	3-28
29	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（社会福祉法人 長井福祉会）	3-29
30	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（社会福祉法人 長井弘徳会）	3-30
31	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（社会福祉法人 長井市社会福祉協議会）	3-31
32	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（社会福祉法人 すぎな会）	3-32
33	災害時における相互応援に関する協定書（東京都大田区）	3-33
34	災害時における消防用水の供給支援に関する協定書（山形県南生コンクリート協同組合）	3-34
35	災害時等の相互応援に関する協定書（東京都東村山市）	3-35
36	長井市所管業務の技術アドバイザーに係る協定（（一社）東北地域づくり協会）	3-36
37	大規模災害時における被災者支援に関する協定書（山形県行政書士会）	3-37
38	長井ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書（最上川ダム統管理事務所）	3-38
39	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー(株)）	3-39
40	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書（山形県石油協同組合長井支部）	3-40
41	災害時における避難所等施設利用に関する協定書（ケミコン山形株式会社）	3-41
42	災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書（長井高等学校）	3-42
43	災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書（長井工業高等学校）	3-43
44	災害時における電動車両及び給電装置に関する協力協定（山形三菱自動車販売株式会社）	3-44
45	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書（医療法人杏山会）	3-45
46	災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社加藤紙器）	3-46
47	災害時等の相互応援に関する協定書（千葉県山武市）	3-47
48	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（有限会社エムテック）	3-48
49	災害時における支援活動に関する協定（（公社）長井青年会議所）	3-49
50	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便(株)）	3-50
51	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定 （山形県建築士会長井支部）	3-51
52	災害時における長井市所管の河川及び市道の災害応急対策に関する協定 （長井商工会議所建設部会）	3-52
53	災害時等における車両供給の協力に関する協定（(株)大江車体特装）	3-53
54	長井市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定 （長井市社会福祉協議会）	3-54

#### 4 避難関係

1	指定緊急避難場所・指定避難所 一覧	4-1
2	指定緊急避難場所・指定避難所への主な避難経路	4-2
3	福祉避難所 一覧	4-3
4	防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル	4-4
5	浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者施設	4-5

## 5 輸送関係

1	緊急輸送道路一覧	5-1
2	災害用臨時ヘリポート指定場所	5-2
3	市有輸送車両一覧	5-3
4	災害応急対策用 駐車場利用計画	5-4
5	緊急通行車両標章	5-5
6	緊急通行車両登録申出書、規制除外車両確認申出書等	5-6

## 6 応急対策・復旧作業関係

1	建設業者緊急災害時出動協力可能機材一覧	6-1
2	一般廃棄物収集運搬許可車両数一覧	6-2
3	水道工事指定店一覧	6-3
4	市道（1・2級）橋梁一覧	6-4

## 7 医療・医薬関係

1	医療機関一覧	7-1
2	薬局・薬店一覧	7-2

## 8 生活物資等関係

1	米／青果物取り扱い事業者一覧	8-1
2	寝具／衣料品取り扱い事業者一覧	8-2
3	スーパーマーケット／日用雑貨取り扱い事業者一覧	8-3
4	コンビニエンスストア一覧	8-4
5	燃料取り扱い事業者／ガソリンスタンド一覧	8-5
6	プロパンガス取り扱い事業者一覧	8-6
7	ペット関連事業者一覧	8-7

## 9 消防関係

1	消防団の団員定数及び現在数／消防車両等現有一覧	9-1
---	-------------------------	-----

## 10 土砂災害等の警戒箇所

1	土砂災害危険箇所一覧	10-1
2	土砂災害警戒区域一覧	10-2
3	ため池一覧	10-3
4	雪崩危険箇所	10-4
5	山地災害危険地区一覧及び位置図	10-5
6	新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所一覧	10-6

<b>11 災害救助法関係</b>		
1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	.....	11-1
<b>12 災害報告関係</b>		
1 山形県災害報告取扱要領	.....	12-1
2 災害報告関係様式第1号～第11号	.....	12-2
<b>13 罹災証明関係</b>		
1 罹災証明申請書	.....	13-1
2 罹災証明書	.....	13-2
3 罹災者台帳	.....	13-3
<b>14 水防関係</b>		
1 長井市水防計画	.....	14-1
2 水防倉庫及び水防備蓄資機材一覧	.....	14-2
3 重要水防箇所一覧	.....	14-3
<b>15 その他</b>		
1 文化財一覧	.....	15-1

長井市防災会議委員名簿

区 分	所 属 機 関 名
会 長	長井市長
1 号 委 員	(指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者) ① 国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所 長井ダム管理支所長 ② 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長井出張所長
2 号 委 員	(山形県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者) ① 置賜総合支庁総務企画部長 ② 置賜保健所長 ③ 置賜総合支庁建設部長
3 号 委 員	(山形県警察の警察官のうちから市長が任命する者) ① 長井警察署長
4 号 委 員	(市長がその部内の職員のうちから指名する者) ① 長井市副市長 ② 長井市戦略監 ③ 長井市技監 ④ 長井市総務参事 ⑤ 長井市厚生参事 ⑥ 長井市産業参事 ⑦ 長井市建設参事
5 号 委 員	(教育長) ① 長井市教育委員会教育長
6 号 委 員	(消防長及び消防団長) ① 西置賜行政組合消防本部消防長 ② 長井市消防団長
7 号 委 員	(指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者) ① 東北電力ネットワーク(株)長井電力センター 所長 ② 山形鉄道(株)代表取締役社長 ③ NTT東日本(株)山形支店 災害対策室長
8 号 委 員	(自主防災組織を構成する者、学識経験のある者又は公共的団体等の役職員のうちから市長が任命する者) ① 長井市地区長連合会 会長 ② 長井市自主防災組織連絡協議会 会長 ③ 長井市民生委員児童委員会協議会連合会 会長 ④ 長井市赤十字奉仕団 委員長 ⑤ 長井市社会福祉協議会 理事 ⑥ 日本・アルカディア・ネットワーク(株)代表取締役社長 ⑦ 総務省行政相談委員

## 長井市防災会議条例

昭和38年3月26日  
長井市条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、長井市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長井市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会員及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 山形県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者、学識経験のある者又は公共的団体等の役職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び知識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 長井市防災会議運営規程

昭和38年6月10日  
長井市規程第5号

### (目的)

第1条 この規程は、長井市防災会議条例(昭和38年長井市条例第10号)第5条の規定に基づき、長井市防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

### (専決処分)

第3条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち、次項に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 長井市地域防災計画に基づきその実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互の連絡調整をはかること。
- (4) 非常災害に際し、とりあえず緊急措置の実施を推進すること。
- (5) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置についてあらかじめ防災会議において決定された設置基準に従って意見をのべること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

## 長井市災害対策本部条例

昭和38年3月26日

長井市条例第9号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、長井市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (班)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班をおくことができる。
- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
  - 3 班に班長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 4 班長は、班の事務を掌理する。

### (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成9年12月24日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 長井市災害対策本部運営規程

昭和39年12月1日

長井市規程第8号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長井市災害対策本部条例（昭和38年長井市条例第9号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、長井市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 本部

(本部の任務)

第2条 本部において取り扱う事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害救助、その他民生の安定に関すること。
- (3) 災害時の衛生対策に関すること。
- (4) 災害時の文教対策に関すること。
- (5) 災害時の輸送対策に関すること。
- (6) その他、災害応急対策に関すること。

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(最高司令会議)

第4条 本部長、副本部長及び司令部員は、災害対策活動に関する重要な事項の決定等について会議を開き実施の推進を図る。

(司令部員)

第5条 司令部員は、教育長、西置賜行政組合消防本部消防長のほか、災害対策本部長が指名する職員をもって充てる。

(拡大本部員会議)

第6条 本部長、副本部長、司令部員及び一般本部員は、災害救助等に関して会議を開き実施の推進を図る。

(一般本部員)

第7条 一般本部員は、長井市行政組織規則（平成11年規則第2号）に定める各課等の長及び消防主幹並びに長井市教育委員会事務局組織規則（平成3年教育委員会規則第1号）に定める課長及び給食共同調理場長並びに議会事務局長、上下水道課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(本部連絡員室)

第8条 災害時の連絡調整、情報収集等を行うため、本部連絡員室を設置する。

2 本部連絡員室長は、危機管理室長の職にある者をもって充てる。

(本部連絡員)

第9条 本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）をおく。

2 連絡員は、各班長が指名する職員がこれに当たる。

3 連絡員は、本部長の命をうけて各班相互の連絡調整又は各種情報収集の事務を担当する。

(班)

第10条 条例第3条により次の班及び班長をおく。

- (1) 総務班 (班長 総合政策課長)
- (2) 企画班 (班長 地域づくり推進課長)
- (3) 財政班 (班長 財政課長)
- (4) 税務班 (班長 税務課長)
- (5) 市民班 (班長 市民課長)
- (6) 健康班 (班長 健康推進担当課長)
- (7) 建設住宅班 (班長 建設課長)
- (8) 農林班 (班長 農林課長)
- (9) 商工班 (班長 商工振興課長)
- (10) 福祉班 (班長 福祉あんしん課長)
- (11) 水道班 (班長 上下水道課長)
- (12) 教育班 (班長 教育総務課長)
- (13) 消防班 (班長 消防主幹)
- (14) 会計班 (班長 会計課長)

2 各班の事務分掌は、別に定める。

3 班長に事故あるときは、副班長若しくは所属する課等の補佐が代理する。

(係の編成)

第11条 各班にはそれぞれ係を編成し、係長をおく。係長は班長の指示を受け、係の業務の円滑を図る。

2 各係の業務分掌は、別に定める。

(班連絡員)

第12条 本部連絡員との連絡、班員の動員等を行うため、各班に正副2名の班連絡員をおく。

2 班連絡員は、各班長が指名する職員がこれに当たる。

(施設対応職員)

第13条 各施設の維持及び業務上の緊急措置を講ずるため、必要に応じ施設対応職員をおく。

2 施設対応職員は、所属長が指定した職員がこれに当たる。

(地区対応職員)

第14条 職員が居住する地区において、早期の情報収集、初動体制及び施設居住者の避難誘導補助に取り組むため、地区対応職員をおく。

(避難所担当職員)

第14条の2 避難所の開設及び運営に係る事務を行うため、避難所担当職員をおく。

(現場対応職員)

第14条の3 災害時の初動対応及び各班の業務補助等を行うため、現場対応職員をおく。

(職員の配備)

第15条 災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合の職員の配備は次のとおりとし、それぞれの配備要領は別に定める。

- (1) 第1次配備
- (2) 第2次配備

(3) 第3次配備

第3章 その他

第16条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和39年11月1日から適用する。

附 則(昭和46年6月5日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年6月27日訓令第7号)

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の長井市公印規程に基づき使用されている各課(所)長印は、この訓令の第7条の規定によるものとする。

附 則(平成9年12月24日訓令第8号)

この訓令は、平成9年12月24日から施行する。

附 則(平成10年3月26日訓令第6号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月7日訓令第3号)

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(令和5年11月15日訓令第18号)

この訓令は、令和5年11月15日から施行する。

# 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 26 日

長井市条例第 33 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例においては、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、長井市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第 2 章 災害弔慰金

### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときはその1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合 250万円

ニ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で市長が別に定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については法第13条第1項、令第8条から第13条までの規定によるものとする。

(支給審査委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(規則への委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 9 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年 12 月 27 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 26 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用する。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

## 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

### (連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めるときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

### (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

### (その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 ④

(44市町村長連署)

市町村防災担当課一覧

令和5年4月1日現在

市町村名	防災担当課名	N T T 電話	防災行政無線電話	災害救助 法 主 管 課
	係 名	N T T F A X	防災無線 F A X	
山 形 市	防災対策課	023-641-1212	7-700-101	(同左)
	防災対策係・地域防災係	023-624-8847	7-700-150	
上 山 市	庶務課	023-672-1111	7-701-901	(同左)
	危機管理係	023-672-1112	7-701-950	
天 童 市	危機管理室	023-616-3177	7-702-452	(同左)
		023-653-0714	7-702-150	
山 辺 町	防災対策課	023-667-1119	7-703-104	(同左)
	危機管理係・防災係	023-667-1112	7-703-150	
中 山 町	総務広報課	023-662-4899	7-704-103	(同左)
	危機管理グループ	023-662-5176	7-704-150	
寒 河 江 市	防災危機管理課	0237-86-3226	7-705-904	(同左)
	防災危機管理係	0237-86-7220	7-705-950	
河 北 町	防災危機管理課	0237-85-0727	7-706-401	(同左)
	防災危機管理係	0237-72-7333	7-706-450	
西 川 町	総務課	0237-74-4404	7-707-901	(同左)
	危機管理係	0237-74-2601	7-707-950	
朝 日 町	総務課危機管理対策室	0237-67-2111	7-708-104	(同左)
	危機管理環境係	0237-67-2117	7-708-150	
大 江 町	総務課	0237-62-2187	7-709-901	(同左)
	危機管理係	0237-62-4736	7-709-950	
村 山 市	防災対策課	0237-55-2111	7-710-901	(同左)
	防災危機管理係	0237-55-6443	7-710-950	
東 根 市	危機管理室	0237-42-1111	7-711-901	(同左)
		0237-43-2413	7-711-950	
尾 花 沢 市	防災危機管理課	0237-22-1113	7-712-901	(同左)
	防災危機管理係	0237-22-1239	7-712-950	
大 石 田 町	総務課	0237-35-2111	7-713-903	(同左)
	総務グループ	0237-35-2118	7-713-950	
新 庄 市	環境課	0233-22-2111	7-714-901	(同左)
	地域防災室	0233-22-0989	7-714-950	
金 山 町	町民税務課	0233-29-5609	7-715-101	(同左)
	くらし安全係	0233-52-2004	7-715-150	
最 上 町	総務企画課	0233-43-2111	7-716-503	(同左)
	危機管理室	0238-43-2345	7-716-550	

市町村名	防災担当課名	N T T 電話	防災行政無線電話	災害救助 法主管課
	係 名	N T T F A X	防災無線 F A X	
舟 形 町	住民税務課	0233-32-0155	7-717-101	(同左)
	危機管理室	0233-32-2117	7-717-150	
真 室 川 町	総務課危機管理室	0233-62-2111	7-718-213	(同左)
	危機管理係	0233-62-2731	7-718-150	
大 蔵 村	危機管理室	0233-75-2170	7-719-503	(同左)
		0233-75-2231	7-719-550	
鮭 川 村	危機管理室	0233-55-2111	7-720-901	(同左)
	危機管理係	0233-55-3354	7-720-950	
戸 沢 村	総務課危機管理室	0233-32-0125	7-721-101	(同左)
	防災保護係	0233-72-2116	7-721-150	
米 沢 市	防災危機管理課	0238-22-5111	7-722-901	(同左)
	地域防災担当	0238-27-8811	7-722-950	
南 陽 市	総合防災課	0238-40-0267	7-723-101	(同左)
	消防防災係	0238-40-3422	7-723-150	
高 畠 町	総務課	0238-52-3744	7-724-101	(同左)
	危機管理室	0238-52-1543	7-724-150	
川 西 町	安全安心課	0238-42-6612	7-725-901	(同左)
	危機管理グループ	0238-42-2724	7-725-950	
長 井 市	防災危機管理課	0238-82-8004	7-726-902	(同左)
	防災危機管理係	0238-83-1070	7-726-950	
小 国 町	町民課	0238-62-2260	7-727-902	(同左)
	危機管理担当	0238-62-5482	7-727-950	
白 鷹 町	総務課	0238-85-6122	7-728-101	(同左)
	防災管財係	0238-85-2128	7-728-150	
飯 豊 町	総務課	0238-87-0695	7-729-501	(同左)
	防災管財室	0238-72-3827	7-729-550	
鶴 岡 市	防災安全課	0235-25-2111	7-730-801	(同左)
		0235-23-7665	7-730-850	
酒 田 市	危機管理課	0234-26-5701	7-731-991	(同左)
	危機管理係・地域防災係	0234-22-5464	7-731-995	
三 川 町	総務課	0235-35-7010	7-737-101	(同左)
	危機管理係	0235-66-3138	7-737-150	
庄 内 町	環境防災課	0234-43-0242	7-732-901	(同左)
	危機管理係	0234-42-0893	7-732-950	
遊 佐 町	総務課	0234-72-5895	7-740-101	(同左)
	危機管理係	0234-72-3310	7-740-150	

## 応 援 調 整 市 町 村

### 1. 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
村	山	鶴岡	酒田	新庄
最	上	上山	米沢	長井
置	賜	村山	新庄	鶴岡
庄 内	平野 東緑 地震	山形	東根	長井
	県西方 沖地震	新庄	天童	南陽

### 2. 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
東南	村山	寒河江	南陽	東根
西	村山	山形	長井	東根
北	村山	新庄	天童	寒河江
最	上	村山	酒田	鶴岡
東南	置賜	長井	上山	寒河江
西	置賜	米沢	寒河江	上山
鶴	岡	酒田	寒河江	新庄
酒	田	鶴岡	新庄	尾花沢

- 1 応援調整市町村は、県消防防災課及び所轄各総合支庁と連携して、各市町村との調整や情報交換を行うものとする。
- 2 東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの総合支庁の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とはそれぞれの消防本部の管内市町村とする。

## 山形県広域消防相互応援協定書

### (目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

### (応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

#### (1) 普及応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地在市町村長の要請をまたずに出動する応援

#### (2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地在市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

### (特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

#### (1) 災害の概況及び応援を要請する事由

#### (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数

#### (3) 活動内容及び集結地

#### (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名

#### (5) その他必要事項

### (応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

### (応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

### (図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等 氏 名  
(連 署)

## 山形県消防広域応援隊に関する覚書

### (目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」（以下「広域応援隊」という。）を編成する。

### (広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

- 2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部（以下「正副会長消防本部」という。）があたる。
- 3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

### (情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

### (訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

### (調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

- 2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。
  - (1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部
  - (2) 幹事 同副会長消防本部

### (その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

(第2条第3項関係)

## 応 援 隊 数

(令和6年4月1日現在)

消防本部名 応援隊の種別	応援隊数	広域 指揮支援隊 広域応援	消火隊・化学隊	救助隊	救急隊	後方支援隊	特殊隊
山形市消防本部	13	1	3	1	3	2	3
上山市消防本部	3		1		1	1	
天童市消防本部	4		1	1	(1)	1	
西村山広域行政事務組合消防本部	6		2	1	2	1	
村山市消防本部	4		1	(1)	(1)	1	
東根市消防本部	4		1	1	(1)	1	
尾花沢市消防本部	3		1		1	1	
最上広域市町村圏事務組合消防本部	6	(1)	2	1	1	1	
置賜広域行政事務組合消防本部	10	1	4	(1)	2	2	
西置賜行政組合消防本部	7		2	(1)	2	2	
鶴岡市消防本部	13	1	5	2	3	1	(1)
酒田地区広域行政組合消防本部	12		6	(1)	3	1	1
計	85	4	29	11	21	15	5

※ 令和2年4月1日以降、緊急消防援助隊へ登録した小隊は、上記小隊に加えて広域応援隊とする。  
なお、カッコ書きは、緊急消防援助隊へ登録していない隊。

※ 鶴岡市消防本部の救助隊については、水難救助隊を含む。

※ 特殊隊の内訳については、山形市（特殊災害車、重機及び重機搬送車、屈折はしご自動車）、鶴岡市（はしご自動車30m級）、酒田地区（はしご自動車30m級）となる。

(第2条第3項関係)

応 援 資 機 材

(令和6年4月1日現在)

消防本部名	代表	村山				最北					置賜			庄内			計	
	山形	西村山	上山	天童	小計	最上	村山	東根	尾花沢	小計	置賜	西置賜	小計	鶴岡	酒田	小計		
一般救助用	空気式救助マット	1	2		2	4	2	1	1		4	4	1	5	2	1	3	17
	救命索発射銃	2	1	1	3	5	1	1	1	1	4	5	2	7	1	1	2	20
	平担架	3	2		1	3	3	1	1		5	4	6	10		2	2	23
重量物排除用	油圧ジャッキ	6	2			2	6			1	7	5	4	9	3	2	5	29
	油圧スプレッダー	3	5	1		6					1	1	2	2			2	13
	可搬ウインチ	5	3	2	1	6	2	2	2	2	8	6	4	10	6	3	9	38
	マンホール救助器具(ロールグリス)	3	1		1	2		1			1	4	1	5	1	2	3	14
	救助用簡易起重機(レスキューフレーム)	2	2	1		3	1		1	1	3		1	1	1		1	10
	マット型空気ジャッキ式	2	2	1	1	4	3	1	2	3	9	4	2	6	16	1	17	38
	大型油圧スプレッダー	2	2	1	1	4	4	2	2	2	10	4	4	8	1	2	3	27
	救助用支柱器具	1					2				2	2	2	4	1	1	2	9
チェーンブロック											1		1		1	1	2	
切断用	油圧切断機	5	1	1	3	5				2	2	2	2	4		8	8	24
	エンジンカッター	17	4	2	2	8	3	4	5	3	15	11	6	17	13	4	17	74
	ガス溶断機	2	2	1	1	4	1	1	1	1	4	4	1	5	1	1	2	17
	チェーンソー	12	9	2	2	13	2	5	3	3	13	9	6	15	7	3	10	63
	鉄線カッター	8	10	3	3	16	5	7	3	1	16	19	11	30	21	9	30	100
	空気鋸	2	2	1	1	4	1		2	2	5	3	1	4	2	1	3	18
	大型油圧切断機	2	2	1	1	4	5	2	2	2	11	5	2	7	3	1	4	28
	空気切断機	1	2			2	1	1			2	1		1	1	1	2	8
破壊用	万能斧	45	10	3	11	24	6	6	5	2	19	30	18	48	5	35	40	176
	携帯用コンクリート破壊器具	5	2	1	2	5	1	2	1	1	5	5	1	6	1	3	4	25
	削岩機	4	2	1	2	5	2	1	1	2	6	2	1	3	2	1	3	21
	ハンマドリル	4	4		2	6	4	1	1	1	7	3	1	4	2	1	3	24
検知・測定用	生物剤検知器	1																1
	化学剤検知器	5																5
	可燃性ガス測定器	17	7	2	3	12	10	2	3	2	17	16	4	20	18	11	29	95
	有毒ガス測定器	12	7	4	5	16	10	2	3	2	17	19	2	21	1	9	10	76
	酸素濃度測定器	8	7	2	3	12	10	4	3	2	19	16	1	17	1	9	10	66
	放射線測定器	22	7	2	4	13	6	3	2	2	13	10	8	18	15	39	54	120
保護用 呼吸	送排風機	2	2	1	1	4	3	2	2	2	9	5	2	7	3	2	5	27
	エアラインマスク	1					2				2							3
隊員保護用	防毒マスク	128	22	54	10	86	36	10	10	18	74	54	36	90	15	43	58	436
	化学防護服(陽圧式を除く。)	107	3	3	19	25	75	32	8	14	129	116	34	150	16	65	81	492
	陽圧式化学防護服	5	2		3	5			2		2	9	2	11	5	4	9	32
	放射線防護服	7													2	2	4	11
	個人線量計	51	16	5	12	33	18	5	5	4	32	31	18	49	39	29	68	233
	耐電衣一式(耐電衣・手袋・ズボン・長靴)	4	4	4	4	12	7	2	3		12	8	4	12	4	5	9	49

消防本部名		代表	村山				最北					置賜			庄内			計
		山形	西村山	上山	天童	小計	最上	村山	東根	尾花沢	小計	置賜	西置賜	小計	鶴岡	酒田	小計	
除染用	除染シャワー	2			1	1								2	1	3	6	
	大型除染システム	1															1	
	除染剤散布器	2												1	1	2	4	
水難救助用	潜水器具一式													16		16	16	
	救命胴衣	103	44	28	15	87	61	39	27	40	167	99	36	135	64	103	167	659
	水中投光器	3					1				1			14		14	18	
	救命浮環	24	4	5	6	15	20	1	2	2	25	15	8	23	13	11	24	111
	浮標											1		1	5		5	6
	救命ボート(手こぎ)	3	1			1		1		1	2					1	1	7
	救命ボート(船外機有)	2	1	1	2	4	1	1	2	1	5	4	1	5	4	1	5	21
高度救助用	簡易画像探査機	3	5	1	1	7	1	1	1		3	1	1	2	1	1	2	17
	画像探査機	2							1		1	1		1				4
	地中音響探知機	2					1				1			1			1	4
	熱画像直視装置	6	6	2	2	10	3	2	3	1	9	8	1	9	4	5	9	43
	夜間用暗視装置	3		1	1	2	2	1	1		4				1	1	2	11
	地震警報器	2																2
	電磁波探査装置	1																1
	二酸化炭素探査装置	1														1	1	2
土砂災害用	救助用支柱器具等一式	1										2	2	4	1	1	2	7
	チェーンソー(根切り)	2					2		1		3			3			3	8
	スコップ	30	65	93	10	168	98	50	11	5	164	184	56	240	5	20	25	627
	ゾンデ棒	30	24	4	5	33	5	9	5	5	24	20	22	42				129
	てみ	10		10		10		3		5	8							28
	バール	11	18	3	3	24	23	5	2	2	32	28	20	48	3	3	6	121
	のこぎり	16	5	3	10	18	4	3	3	2	12	32	16	48	3	2	5	99
	建物崩落・土砂監視センサー	82													1		1	83
火災用 林野	背負い式水のう	1	44	14	32	90	36	52	40	20	148	163	53	216	68	36	104	559
	背負い式ポンプ	24													1	1	2	26
	水槽(組立水槽含む)	9		2	2	4		3	3	3	9	19	3	22	2	1	3	47
	バスケット担架	9	4	2	3	9	4	3	2	2	11	9		9	5	2	7	45

(第3条関係)

情報連絡窓口一覧表

(令和6年4月1日現在)

山形県・消防本部名 無線呼称名	連絡先等	電話番号	ファクシミリ番号	防災行政無線 衛星系電話	防災行政無線 ファクシミリ
	平日	平日	平日		
	休日・夜間	休日・夜間	休日・夜間		
◎ 山形市消防本部 やまがたしょうぼう	警防課	023-634-1197	023-624-6687	7-744-901	7-744-950
	通信指令課	023-634-1198	023-631-7320		
◇ 西村山広域行政事務組合消防本部 にしむらやましょうぼう	通信指令課	0237-86-2504	0237-86-3406	7-747-101	7-747-150
上山市消防本部 かみのやましょうぼう	消防署	023-672-1190	023-673-3250	7-745-401	7-745-450
	通信指令室				
天童市消防本部 てんどうしょうぼう	消防課	023-654-1191	023-654-6269	7-746-101	7-746-150
	通信指令室				
◇ 最上広域市町村圏事務組合消防本部 もがみしょうぼうほんぶ	警防課	0233-25-8655	0233-22-7523	7-751-901	7-751-950
	通信指令課	0233-22-7521			
村山市消防本部 むらやましょうぼう	総務課	0237-55-2514	0237-53-3119	7-748-905	7-748-955
	通信指令室				
東根市消防本部 ひがしねしょうぼう	総務課	0237-42-0134	0237-43-7138	7-749-901	7-749-950
	通信指令室				
尾花沢市消防本部 おばなざわしょうぼうほんぶ	総務課	0237-22-1131	0237-22-1156	7-750-101	7-750-150
	通信指令室				
◇ 置賜広域行政事務組合消防本部 おきたましょうぼう	警防課	0238-23-3107	0238-26-2036	7-752-401	7-752-450
	通信指令課	0238-23-6650	0238-37-9123		
西置賜行政組合消防本部 にしおきたましょうぼうほんぶ	警防課	0238-88-1211	0238-88-1849	7-756-503	7-756-550
	消防署	0238-88-1213			
◎ 鶴岡市消防本部 つるおかしょうぼう	警防課	0235-22-8320	0235-23-0119	7-757-901	7-757-950
	通信指令課	0235-22-8321			
酒田地区広域行政組合消防本部 さかたしょうぼう	総務警防課	0234-31-7124	0234-31-7129	7-758-101	7-758-150
	通信指令課	0234-31-7164	0234-31-7165		
山形県消防救急課	消防救急課	023-630-2227	023-633-4711	7-800-1205	7-800-1500
	宿直室	023-630-2754			
山形県消防防災航空隊 へりたいやまがたきち	消防防災航空隊	0237-47-3275	0237-47-3277	7-800-8011	7-800-8013
	緊急連絡用携帯	090-1494-1816			
総務省消防庁	広域応援室	03-5253-7569	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036

※ ◎代表消防本部 ○副代表消防本部 ◇地区幹事消防本部

※ 祝休日及び夜間にファックスをする場合は、事前電話を入れてから行うと確実である。

## 山形県広域消防相互応援協定運用について

昭和53年3月10日

一部改正平成14年11月14日

一部改正平成18年4月12日

一部改正平成21年4月17日

### 第2条関係

- (1) 普通応援の出場区域は、隣接境界からおおむね2キロメートル程度とする。ただし、関係市町村間でその範囲を別に取り決めすることができる。
- (2) 一部事務組合の区域内に発生した災害について特別応援を要請する場合は、組合の管理者から他の市町村等の長に行われるべきものであること。(地方自治法第284条、消防組織法第18条第3項)

### 第3条関係

- (1) 提出する特別応援の要請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 特別応援の要請を受諾した時は、その旨を別記様式第2号で報告するものとする。
- (3) 応援を要請した市町村等は、第4号の誘導員を応援隊集結地に配置し、応援隊の誘導に当たらせるものとする。
- (4) 誘導員は、集結地である旨の表示を行うものとする。
- (5) 応援要請にあたり、消火栓の開閉器具の手配の必要有無を確認し、準備すること。
- (6) 消防組織法その他の規程、計画等に基づき、県災害対策本部や活動拠点等に消防職員を派遣する場合は、応援の要請があったとみなす。

### 第4条関係

普通応援は、火災発生を覚知した場合に自動的に行われるものであるが、隣保相互扶助の建前から、状況によっては隣接市町村に火災発生を通報するものとする。

### 第5条関係

- (1) 現地本部総指揮者は、腕章を付け総指揮者である旨の表示をするものとする。
- (2) 現地本部に腕章を付けた伝令を置き、応援隊に総指揮者の命令を伝達するものとする。
- (3) 総指揮者等の腕章は、別記様式第3号によるものとする。

### 第6条関係

現地本部総指揮者に対する報告は、口頭等によるが、後日速やかに別記様式第4号による応援隊活動報告書を応援要請者に提出するものとする。

ただし、報告書の提出は、特別応援に限るものであること。

## 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行なうため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1)食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2)応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3)応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4)避難者の一時収容のための施設の提供及び避難者の受け入れ
- (5)その他前4号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況及び要請理由
- (2)提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3)派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4)応援の場所及び経路
- (5)応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行なうことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行なうため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

上記協定の成立の証として、本協定書33通作成し、5広域圏構成33市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

各広域圏構成市町村長 署名 ㊞

#### 構成市町村名

《福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）》

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

《仙南地域広域行政圏》

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

《相馬地方広域市町村圏》

相馬市、南相馬市、新地町、飯館村

《亘理・名取広域行政圏》

名取市、岩沼市、亘理町、山元町

《置賜広域行政圏》

米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町

## フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定

フラワー都市交流連絡協議会加盟都市は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急、復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類、内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等並びに医薬品等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給
- (3) 救援及び応急復旧に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者の受入れ
- (6) 復興事業における花の種苗、苗木及び植木等の緑花木の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市又は町（以下「市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、又はファクシミリにより応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 応援場所及び経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市からの申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立て替え支弁するものとする。

### （連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市に連絡責任者をおくものとする。

(体制の整備)

第6条 各市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、フラワー都市交流連絡協議会が協議して定めるものとする。

(運用)

第8条 この協定は、平成30年6月17日から適用する。

附 則

この協定の締結を証するため、この協定書9通を作成し、各市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年6月17日

静岡県下田市東本郷1丁目5番18号

下 田 市 長      福   井   祐   輔

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

和 泊 町 長      伊 地 知   実 利

福岡県久留米市城南町15番地3

久 留 米 市 長      大 久 保      勉

富山県砺波市栄町7番3号

砺 波 市 長      夏      野      修

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

大 野 町 長      宇 佐 美   晃 三

北海道空知郡中富良野町本町9番1号

中 富 良 野 町 長      木   佐   剛   三

山口県萩市大字江向510番地

萩   市   長      藤   道   健   二

山形県長井市ままの上5番1号

長 井 市 長      内   谷   重   治

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝 塚 市 長      中   川   智   子

## 長井市と長井市内郵便局との包括連携協定

長井市（以下「甲」という。）と長井市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害時における対応や地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応を図り、もって地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

### （対象地域）

第2条 この協定の対象地域は長井市内で、乙が日常業務を行う範囲とする。

### （連携事項等）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること。
- (2) 道路損傷等の情報提供に関すること。
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること。
- (4) 地域や暮らしの安全・安心に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な実施方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、業務に支障のない範囲で第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

### （免責）

第4条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから文書による解除の申出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は協力内容について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

平成9年11月5日付で締結した災害時における長井市内郵便局長井市間の協力に関する覚書は、この協定の締結をもって廃止とする。

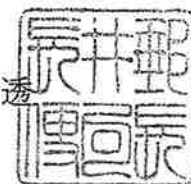
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月 1日

甲 長井市ままの上5番1号  
長井市長 内谷重治



乙 長井市ままの上6番8号  
長井市内郵便局代表  
日本郵便株式会社・長井郵便局長 酒井 透



## 姉妹都市の災害時における相互応援協定書

姉妹都市である長井市と結城市は、いずれかの市域に災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前項に掲げるもののほか、要請のあった事項

### （応援の手続き）

第2条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を起債した書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需品、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

### （応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、該当応援の要請に応ずるものとする。この場合において、被災市との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき、第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市からの申し出があった場合は、応援市は、一時立て替え支弁するものとする。

### （連絡責任者）

第5条 第2条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者をおくものとする。

### （その他）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、1997年（平成9年）11月21日から効力を生ずるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有するものとする。

1997年（平成9年）11月21日

山形県長井市ままの上5番1号

長井市長

茨城県結城市大字結城1447番地

結城市長

## 全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における 相互応援に関する協定書

全国市町村あやめサミット連絡協議会に加盟している自治体（以下「自治体」という。）間において、地震等による大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自治体の地域で発生した大規模災害に関し、自治体間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援
- (2) 被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援
- (3) 備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の窓口等）

第3条 あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）に連絡するとともに、必要な情報を随時、相互に交換するものとする。

（応援の手段）

第4条 応援は、情報収集等を行い、自治体が被災したと確認又は判断されるときは会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）と連絡をとり、自主的に応援を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担する。
- (2) 援助に要する経費は、援助を行う自治体が負担する。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた自治体と応援をした自治体で協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう防災備蓄物資等の必要な資料の情報交換会（会議）をあやめサミットに併せて行うものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、自治体が既に締結している協定を妨げるものではない。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書38通を作成し、その1通に同意書を添付のうえ、名誉会長自治体が保有する。また、その他の自治体は残りの37通にそれぞれ「意即写し」を添付のうえ、その1通を保有する。

平成12年 4月26日

全国あやめサミット連絡協議会  
会長

次の34自治体の長の同意書を添付する。

北海道	長万部町、北村、厚岸町
岩手県	東和町
宮城県	古川市、多賀城市、一迫町、南方町
山形県	長井市
福島県	鏡石町、会津高田村
新潟県	新発田市、栄町
茨城県	潮来町
栃木県	高根沢町
埼玉県	北川辺町、菖蒲町、庄和町
千葉県	佐原市
山梨県	増穂町、楡形町
静岡県	伊豆長岡町
長野県	明科町
岐阜県	海津町
愛知県	東郷町
三重県	多度町
滋賀県	中主町
兵庫県	大河内町
和歌山県	中淳村
鳥取県	江府町
広島県	上下町
福岡県	瀬高町
大分県	日田市
宮崎県	都城市

## 白川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局最上川ダム統管理事務所長（以下「甲」という。）と、長井市長（以下「乙」という。）は、乙が置賜白川及び最上川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、乙が行うべき災害情報等の伝達を甲に要請することに関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 本協定書は、洪水等が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲所管の警報設備等を利用し、甲が乙に代わって災害情報等の伝達支援を行うことを目的とするものである。

### （伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、長井市内における災害情報の伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

### （費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

- (1) 洪水等が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

### （伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
  - (2) 甲が設置している河川情報表示設備を用いた電光表示情報
- 2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

### （警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

### （警報設備利用の制限）

- 第6条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。ただし、住民の危機に関わるような緊急を要する情報については、この限りでない。
- 2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。
  - 3 乙は、原則として洪水等が発生するおそれがある場合又は発生した場合以外には、警報設備等を使用できない。

(情報伝達の責任)

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任は甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年9月15日

甲 国土交通省東北地方整備局  
最上川ダム統合管理事務所長  
菅野春雄



乙 長井市長 目黒栄樹



別表－1 警報所等所在地

警報所等の名称	警報所の所在
下川原警報局	山形県西置賜郡飯豊町大字添川字下川原 1 9 1 4 - 3
黒沢 〃	山形県西置賜郡飯豊町大字黒沢字二本松 2 7 3 1 - 2
時庭 〃	山形県長井市大字時庭字向河原西 5 4 1 - 1
向 〃	山形県長井市大字向
泉 〃	山形県長井市大字泉字前川原式 4 9 9 - 1
白川橋ダム表示板	山形県長井市大字時庭



# 避難支援情報提供施設図

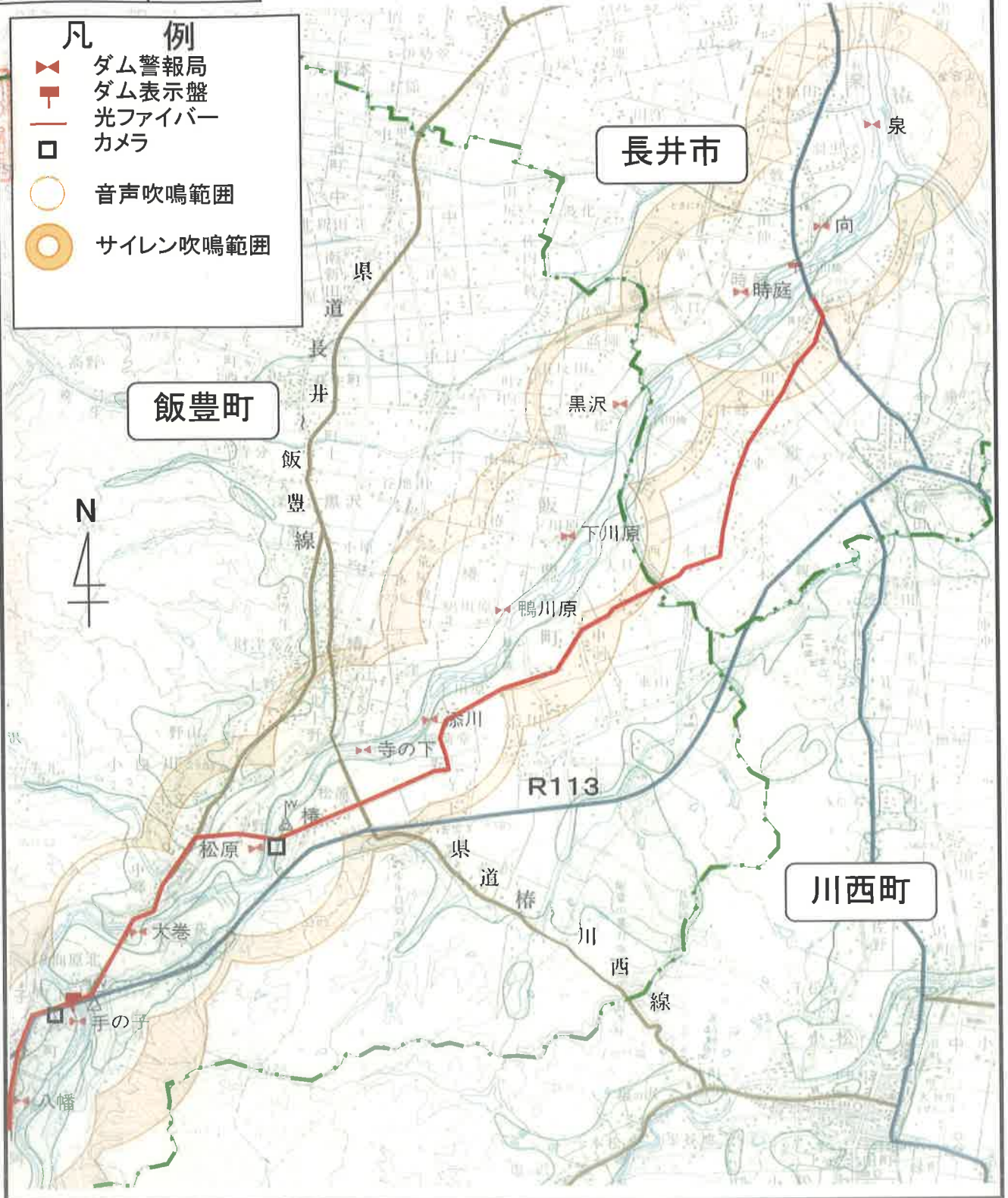
別図-1

水系名	最上川	河川名 ダム名	置賜 白川 白川ダム	事務所名	最上川ダム統合管理事務所
-----	-----	------------	---------------	------	--------------

関係市町村名	長井市
警報局	17局
情報表示盤	2基
カメラ	8台

置賜白川水系情報基盤整備図

- 凡 例**
- ◀▶ ダム警報局
  - ダム表示盤
  - 光ファイバー
  - カメラ
  - 音声吹鳴範囲
  - ◎ サイレン吹鳴範囲



## 水道施設の災害に伴う復旧応援に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）と長井上下水道工業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の復旧応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲に属する水道施設に相当の被害が発生し、速やかな復旧活動を行わなければならない場合において、甲が乙に対しておこなう応援要請等について必要な事項を定め、もつて給水の早期の確保を図り、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （応援要請）

第2条 甲は、災害により、甲に属する水道施設に被害が発生し、当該施設の復旧に乙の応援が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した要請書に基づき応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 被害発生施設の所在地
- (3) 復旧活動の内容
- (4) 応援要員数及び要請期間
- (5) 必要な機材、資材、物資等の品目及び数量
- (6) その他復旧活動に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合等において、甲は、電話等により応援を要請することができる。この場合、甲は、要請後速やかに乙に対し要請書を提出するものとする。

### （復旧活動）

第3条 甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な活動

### （応援要員の派遣等）

第4条 乙は、甲からの応援の要請を受けたときは、直ちに応援体制を整え、必要な資機材、物品及び車輛等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

### （復旧活動の指揮等）

第5条 復旧活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行うものと

する。

2 復旧活動に従事する乙の応援要員は、甲の指示に従うものとする。

### （報告）

第6条 乙は、復旧活動を実施したときは、別に定める報告書に必要な事項を記入し、甲に報告するものとする

### （他の事業者への復旧応援）

第7条 甲が締結する姉妹都市及びその他の地方自治体の水道施設において、相当の被害が発生し、その復旧活動への支援が必要であると甲が認め、乙に対して応援の要請を行ったときは、乙は、可能な限りこれに協力するものとする。

### （費用負担）

第8条 この協定に基づき実施した復旧活動に要した費用で次に掲げるものについては、原則として、甲が負担するものとする。

- (1) 復旧活動に要した資機材及び物品費
- (2) 車輛等の借上費
- (3) 輸送費及び人件費
- (4) その他復旧活動の実施に伴って発生した費用で甲が必要と認める費用

### （連絡体制）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ相互の連絡担当者を定めるなど連絡体制を整備し、災害に関し、その情報を随時交換するものとする。

2 前項の連絡担当者を定めたとき、甲及び乙は、直ちに文書により相手方に通知するものとする。

### （協議事項）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年10月1日

甲 山形県長井市ままの上5番1号  
長井市長 目黒 栄 樹



乙 山形県長井市清水町一丁目18番13号  
長井上下水道工業協同組合  
代表理事 孫田 藤三郎



## 水道施設の災害に伴う相互応援計画

### (計画の目的)

第1条 山形県内に災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）内の被災都市が速やかに給水能力を回復できるようにするため、県支部会員（以下「各都市」という。）が相互応援活動に必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。

2 県支部にこの計画の事務局を設置する。

### (相互応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、山形県支部長（以下「県支部長」という。）の要請により、各都市は、被災都市の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

### (被害状況調査把握)

第4条 県支部長及び代表都市は、災害が発生した場合、当該都市と緊密な連絡をとり、迅速に被災都市の被害状況を調査把握する。

- 2 被災都市は、県支部長及び代表都市への連絡の一元化を図るため速やかに連絡責任者を決定する。
- 3 被災都市は、災害の発生直後に被害の状況を調査し、その実態を把握して復旧作業の計画を適正に決め、県支部長及び代表都市に連絡すると同時に応援を要請する。
- 4 被災都市に隣接する都市は、被災都市の災害状況を把握した都度、県支部長及び代表都市に連絡する。
- 5 被災都市に隣接する市民が県支部長及び代表都市の要請前に活動を開始したときは、ただちにその内容を県支部長及び代表都市に連絡する。
- 6 県支部長は、前各項の状況により代表都市と協議し、県支部の応援体制の規模を決定する。

### (応援内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項の応援活動の外、引き続き被災都市から復旧作業について要請のあるときは、各都市は応援能力の範囲で配慮するものとする。

### (応急給水作業)

第6条 応急給水の応援期間は被災都市が応急給水の遂行に必要な期間とする。

### (応急復旧作業)

第7条 応急復旧の応援期間は、被災都市が応急復旧の遂行に必要な期間とする。

### (応急復旧用資材)

第8条 被災都市から要請があった場合は、各都市は応急復旧用資材を供出する。

(報 告)

第9条 各都市は、給水車数、あっせんできる水道工事業者及び供出できる応急復旧用資材等について、定期的に調査し、県支部長に報告する。

(応援員の派遣)

第10条 応援員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ等を携行させる。

2 派遣応援員は、被災都市の指示に従って作業に従事する。

3 派遣応援都市は、都市名及び災害復旧応援であることを記載した旗等を適正な方法で明示し、派遣応援員には都市名入りの腕章を着用させる。

(応援員の受入れ)

第11条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、ブロックの代表都市は、応援員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(費用の負担)

第12条 応急給水の応援に要する費用は、応援都市が負担する。ただし、災害救助法の適用を受けた場合、被災都市はこれを償還する。

2 応急復旧の応援に要する費用は、一時的に応援都市が立て替え、後日被災都市がこれを償還する。

3 応急給水及び応急復旧の応援に要する費用は、別表第1のとおりとする。

4 応急復旧用資材については、材料費及び輸送費は、一時的に応援都市が立て替え、後日被災都市がこれを償還する。

5 県支部長が行う被害状況調査及び連絡等に要する費用は、県支部が負担する。

附 則

1 この計画は、平成7年5月24日から適用する。

## 災害時の協力に関する協定書

長井市（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社長井電力センター（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

### （災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧見通し等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

### （災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

### （電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

### （復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

### （平時における連携）

第6条 倒木による停電や道路の寸断等の発生を抑制するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲、乙が連携し、それぞれの行う業務の範囲において協力するよう努める。

### （資材置場等の確保に対する協力）

第7条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(連絡体制)

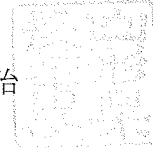
第8条 この協定に関する甲、乙それぞれの連絡個所、担当者名、電話番号等については、年1回以上双方で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙それぞれで保持する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 6年10月25日

甲 長井市栄町1番1号  
長井市長 内谷 重治



乙 長井市中道一丁目5番46号  
東北電力ネットワーク株式会社  
長井電力センター所長 佐藤 眞一



## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

長井市（以下「甲」という。）と山形県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において、地震、風水害及びその他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲、乙は、市民生活の早期安定を図るため、災害時における応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動、生活情報の収集・提供、ボランティア活動への支援等の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

### （応急生活物資供給の協力）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生活協同組合（余目町農業協同組合を含む。以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、会員生協の保有商品の優先的な供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

### （応急生活物資の品目）

第3条 甲が乙に要請する災害時における応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から甲が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができる。

### （応急生活物資供給の要請手続き等）

第4条 災害時における応急生活物資等の供給の要請は、甲が乙に対し、要請書（様式1号）をもって、行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話などで要請し、事後において要請書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請手続きに関し、甲及び乙間、並びに乙及び会員生協間の連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないように、常に点検及び改善に努めるものとする。

### （応急生活物資供給対価）

第5条 災害に際して応急生活物資として、乙及び会員生協が供給した応急生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価は、乙及び会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

### （医療・保健活動の確保）

第6条 甲は、災害時の救急医療活動その他医療・保健活動を円滑に行うため、医療関係機関との連携の下に、必要に応じて乙及び会員生協に対し、情報の提供又は、必要な要請を行うことができる。

2 前項の要請を受けた場合は、乙は会員生協に対し必要な指示を行い、積極的な支援活動を行うものとする。

### （広域的な支援体制の整備）

第7条 乙及び会員生協は、甲以外を事業区域とする生活協同組合との間で連携を強化し、生活協同組合相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制整備に努め、甲は乙に対して、これに必要な協力を行うものとする。

### （情報の収集・提供）

第8条 甲は、災害時においては、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙及び会員生協はこれに協力するものとする。

2 甲、乙及び会員生協は、災害時においては、被災地域、被災者、生活物資の供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲、乙及び会員生協は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第9条 乙は、災害時に会員生協の組合員が行う、生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲、乙及び会員生協は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって廃止を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証とするため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年9月29日

甲 山形県長井市  
長井市長

乙 山形県生活協同組合連合会  
会長理事

別 表

災害時応急生活物資一覧表

<p>・飲料水（PET／缶） ・飲料 ・パン類 ・レトルト食品（主食、おかず） ・缶詰（イージーオープン） ・果物（バナナ等） ・インスタントラーメン ・インスタントスープ（味噌汁含む） ・米 ・梅干 ・ボックスティッシュ ・濡れティッシュ ・タオル ・トイレットペーパー ・生理用品 ・下着 ・靴下 ・紙おむつ ・粉ミルク ・ほ乳瓶 ・鍋 ・乾電池 ・懐中電灯 ・ガムテープ ・P. Pテープ ・卓上ガスコンロ（ガス共） ・紙製食器 ・軍手 ・マスク ・靴 ・洗濯／洗面／洗髪用品 ・ふとん ・文具 ・嗜好品（緑茶／紅茶／コーヒー） ・お菓子 ・チョコレート</p> <p>(夏季)・蚊取り線香 ・殺虫剤 (冬季)・使い捨てカイロ ・毛布 ・灯油</p>
--

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、長井市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 長井市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 長井市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

### （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月28日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省 東北地方整備局長

乙 長井市ままの上5-1  
長井市長

## 災害時における協力に関する協定

長井市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）において、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

### （協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （3）帰宅困難者を含む被災者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- （4）乙が提供する避難場所及び、甲が設置した避難場所等における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （5）その他甲の要請により乙が応じられる事項

### （要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後書面を乙に提出するものとする。

- （1）要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請の内容
- （4）協力を要請する期間
- （5）その他要請に必要な事項

### （協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を、書面をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- （2）遺体搬送件数
- （3）乙が提供した避難場所における避難者数
- （4）避難場所に供給した食事等の数量
- （5）その他甲が乙に要請した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 第2条各号の協力に係る価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては長井市災害対策本部長の職にあたる者を、乙にあつては、全日本冠婚葬祭互助協会東北ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定の効力は、締結の日から発生するものとし、1年間とする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年10月12日

甲 山形県長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会長

## 大規模災害時における相互応援に関する協定書

長井市、白石市及び奥州市は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、長井市、白石市及び奥州市（以下「協定市」という。）において地震、火山、風水害その他の大規模災害（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置ができない場合に、協定市相互の応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

(事前対策)

第2条 協定市は、大規模災害時に備え、平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 応援項目の事前指定（別表に定めるところによる）
- (2) 連絡体制の整備
- (3) 大規模災害情報の交換
- (4) 防災計画その他大規模災害時に必要な資料等の相互提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大規模災害時に必要な事項

(応援の要請)

第3条 大規模災害時は、原則として、被災地からの要請を受けて、応援を開始するものとする。

(自主的な応援)

第4条 協定市は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を被災地に速やかに連絡するものとする。

(応援の内容)

第5条 協定市が実施する大規模災害時の応援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難生活の支援に必要な人員の派遣及び資器材等の提供
- (2) 市民生活の復旧、復興等に必要な人員の派遣及び資器材等の提供
- (3) 被災者及び避難者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側の負担とする。

2 第4条第1項に定める応援に要した経費の負担は、協定市が協議して定める。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとし、この協定に疑義等が生じた事項については、協定市がその都度協議を行うものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月17日

山形県長井市

長井市長

宮城県白石市

白石市長

岩手県奥州市

奥州市長

別表（第2条関係）

【 応 援 項 目 の 事 前 指 定 】

<p>応 援 物 資 の 確 保</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料</li> <li>2 飲料水</li> <li>3 毛布</li> <li>4 簡易トイレ(トイレパック含む)</li> <li>5 紙オムツ</li> <li>6 粉ミルク</li> <li>7 医薬品（自治体病院用）</li> <li>8 その他必要な物資</li> </ol>
<p>応 援 活 動</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水の確保に関する事</li> <li>2 保健、健康相談に関する事</li> <li>3 被災建築物応急危険度判定に関する事</li> <li>4 水道復旧に関する事</li> <li>5 下水道復旧に関する事</li> <li>6 道路復旧に関する事</li> <li>7 その他必要な支援</li> </ol>
<p>そ の 他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者及び避難者の一次受け入れに関する事</li> </ol>

※国、県等の要請に基づき対応するものを含む。

## 大規模災害時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、長井市、白石市及び奥州市（以下「協定市」という。）との大規模災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定める。

(事前対策)

第2条 協定書第2条第2号に定める連絡体制の整備に当たり、協定市の総合連絡担当窓口を次のとおり指定する。

この場合において、応援内容ごとの個別の連絡先は、別に定める。

(1) 長井市

ア 部署

防災危機管理課 防災危機管理係

イ 連絡先電話等

(ア) 電 話	0 2 3 8 - 8 2 - 8 0 0 4
災害時優先電話	0 2 3 8 - 8 4 - 2 1 1 8
衛星電話	0 0 6 - 7 2 6 - 9 0 2
(イ) ファクシミリ	0 2 3 8 - 8 3 - 1 0 7 0
(ウ) 電子メール	kikikanri@city.nagai.yamagata.jp

(2) 白石市

ア 部署

民生部 生活環境課 防災担当

イ 連絡先電話等

(ア) 電 話	0 2 2 4 - 2 2 - 1 3 1 4
災害時優先電話	0 2 2 4 - 2 5 - 8 3 4 0
衛星電話	0 0 4 - 2 0 6 - 3
(イ) ファクシミリ	0 2 2 4 - 2 2 - 1 3 1 6
(ウ) 電子メール	seikatsu@city.shiroisi.miyagi.jp

(3) 奥州市

ア 部署

市民環境部 危機管理課 防災保安係

イ 連絡先電話等

(ア) 電 話	0 1 9 7 - 2 4 - 2 1 1 1
災害時優先電話	0 1 9 7 - 2 4 - 8 2 2 8
衛星電話	0 0 3 - 5 2 1 - 1
(イ) ファクシミリ	0 1 9 7 - 5 1 - 2 3 7 4
(ウ) 電子メール	kikikanri@city.oshu.iwate.jp

2 協定書第2条第3号に定める大規模災害情報の交換（以下「情報交換」という。）については、次のとおりとする。

(1) 情報交換は、必要の都度、事案に応じて口頭又は文書により行う。

(2) 情報交換に要する経費は、参加する市が負担する。

- 3 協定書第2条第4号に定める必要な資料等の相互提供については、防災計画及び防災計画に付随する資料を、改正の都度提供することとする。
- 4 協定書第2条第5号に定める必要な事項は、支援場所への経路及び支援場所等の事前検討を行うものとする。

(大規模災害時の応援要請)

第3条 協定書第3条に定める応援の要請は、大規模災害時応援要請書(別記様式)により行うものとする。

- 2 前項の要請が困難な場合は、口頭で要請を行い、その後速やかに必要な手続きを行うものとする。

(自主的な応援の開始時期等)

第4条 協定書第4条に定める自主的な応援は、それぞれの市域内で次の状況を確認した時点で開始する。

- (1) 震度6弱以上の地震
  - (2) 甚大な被害が予想される火山活動、噴火及び風水害
  - (3) 多数の死傷者が予想される大規模災害
- 2 被災地へ自主的な応援実施の連絡を行い、応援の必要がないことを確認した場合は、その時点で応援を中止する。

(応援職員)

第5条 協定書第5条第1号及び第2号の定めにより派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、市の名称及びその職員の身分を明らかに確認できる腕章等を表示するものとする。

- 2 応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
- 3 大規模災害で被災して応援を要請した市(以下「被災市」という。)は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。

(応援経費の負担)

第6条 協定書第6条第2項に定める応援経費で、支援物資の購入及び運送費、応援活動に係る経費は被災市が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。
  - (1) 被災市が負担する経費の額は、応援を行う市(以下「応援市」という。)が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
  - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務補償に要する経費は、応援市の負担とする。
  - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償するものとする。

附 則

この実施細目は、平成24年5月17日から施行する。

## 大規模災害時応援要請書

年 月 日

市 長 殿

市 長  
〈公印省略〉

長井市、白石市、奥州市の大規模災害時における相互応援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり応援要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
2 災害事案の状況		
3 経路及び支援場所		
4 応 援 内 容	応援項目	数量等
応 援 物 資	1 食料 2 飲料水 3 毛布 4 簡易トイレ(トイレパックを含む) 5 紙オムツ 6 粉ミルク 7 医薬品(自治体病院用) 8 その他必要な物資	
応 援 活 動	1 応急給水 2 保健、健康相談 3 被災建築物応援危険度判定 4 上・下水道復旧 5 道路復旧 6 その他必要な支援	
そ の 他	1 被災者及び避難者の一時受け入れ	

※必要な応援項目数字を○で囲む。数量等が判明しない場合は空欄とし、判明後連絡する。

## 大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、長井市と飯山市（以下「両市」という。）のいずれかの市の区域において大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合又はできないと判断される場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び相互友愛精神に基づき両市間の応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (連絡担当部課)

第2条 両市は大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、大規模災害等発生時の連絡担当部課（様式第1号）により相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出、医療、防疫又は施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請があった事項

### (応援要請の手続)

第4条 被災市が前条に規定する応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ、大規模災害等発生による応援要請について（様式第2号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファクシミリ・メール等）などにより要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号まで及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (応援活動の実施)

第5条 応援要請を受けた場合、応援を行う市（以下「応援市」という。）は直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通知しなければならない。

### (応援の自主出動)

第6条 応援市は、被災市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、第4条の規定にかかわらず、自主的判断により被災市に対し応援を行うことができる。この場合において、被災市から第4条の規定による応援要請があったものとみなす。

2 自主出動した応援市は、情報収集を行うとともに、被災市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うものとする。

### (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職員の派遣に要した経費の支弁 応援市

(2) 救援物資の調達その他応援に要した経費の負担 被災市

2 被災市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援市は、当該経費を一時立て替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第5条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により（当該活動後であっても、その活動に起因するものであることが明らかである場合も含む。）負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、応援市が、本人又はその遺族に対する損害賠償を負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中に生じたものについては応援市が賠償するものとする。

(資料等の交換)

第9条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画、その他必要な資料等を交換するものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第10条 両市のいずれかが合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 両市は、相互理解を図るため、積極的な交流を推進するものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成24年6月29日から施行する。

この協定の成立を証するため、両市長署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年6月29日

山形県長井市まもの上5番1号

長井市長

長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長

様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

( 市 )

連絡部課名		
衛星携帯電話可搬用電話番号		
連絡担当者	責任者	
	補助者	
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者
		TEL
		携帯 TEL
		FAX
	補助者	e-mail
		TEL
		携帯 TEL
		FAX
	勤務時間外	e-mail
		責任者
		TEL
		携帯 TEL
補助者	FAX	
	e-mail	
	TEL	
	携帯 TEL	
	FAX	
	e-mail	
	TEL	
	e-mail	
備考		

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様

住 所  
氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書第4条に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援の種類	
(3) 応援職員の 職種及び人員	
(4) 応援場所及び 経路	
(5) 応援期間	
(6) その他応援に 必要な事項	

# 災害等発生時における施設の提供に関する協定

長井警察署（以下「甲」という。）と長井市（以下「乙」という。）は、災害等が発生した場合における災害警備本部の用に供する施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、長井市内において、大規模な地震、風水害、雪害その他の災害又は重大な事態（以下「災害等」という。）が発生した場合、甲の要請に応じ、乙が保有する施設（以下「施設」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合において施設を必要とするときは、乙に対して、施設の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

## （施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、別表に定める施設を甲に提供するものとする。

## （使用目的）

第4条 甲は乙から提供を受けた施設を、災害警備本部として使用する。

## （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも協定を解除する旨の申し出がないときは、この協定の有効期間は、1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

## （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月12日

甲 山形県長井市小出3743番地の3

長井警察署長

乙 山形県長井市ままの上5番1号

長 井 市 長

別表

所在地 長井市九野本1235番地の1

名 称 長井市置賜生涯学習プラザ

## 大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

長井市、小国町、白鷹町、飯豊町及び西置賜行政組合の1市3町1組合（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の構成団体の管轄地域において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の構成団体が実施する人命救助活動等への支援並びに被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を、乙又は乙の会員（以下「乙等」という。）の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物、橋りょう、道路等公共土木施設等建築物及びその他工作物をいう。
- (2) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

### （業務の種類）

第3条 甲の構成団体が乙等に協力を要請して行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 人命救助活動等に対する人的支援、物的支援及び技術的支援に関する業務
- (2) 被災した建築物の解体撤去に関する業務
- (3) 災害廃棄物の撤去に関する業務
- (4) 災害廃棄物の収集・運搬に関する業務
- (5) 災害廃棄物の処分に関する業務
- (6) その他前各号に係る必要な業務

### （協力の要請）

第4条 甲の構成団体は、前条各号に掲げる業務（以下「災害応援対策業務」という。）を実施する上で乙等の協力（以下「協力」という。）を必要とするときは、乙等に対して、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において協力を要請した内容を記載した書面を送付する

ことができる。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
- (2) 要請する協力の具体的な内容（人員及び資機材の種類・台数等を含む。）
- (3) 現地責任者の職氏名、連絡方法等
- (4) その他協力に必要な事項

（業務の実施）

第 5 条 乙等は、前条の規定により甲の構成団体から協力の要請を受けたときは、可能な限り協力して災害応援対策業務に当たるものとする。

2 乙等は、協力に当たっては、甲の構成団体の現地責任者の指示を受け、災害応援対策業務に当たるものとする。ただし、甲の構成団体の現地責任者の指示が受けられないときは、乙等は、第 4 条の規定による協力要請の内容に従い、自ら災害応援対策業務に当たるものとする。

3 乙等は、第 3 条第 2 号から第 5 号に掲げる業務に当たるときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第 6 条 甲の構成団体は、乙等が災害応援対策業務の協力を円滑に実施できるように、被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙等は、災害応援対策業務の協力を行うに当たり、必要な情報を甲の構成団体に求めることができる。

3 乙は、建築物等の解体撤去等に関し、協力が可能な会員の情報を甲の構成団体に提供する。

（業務の報告）

第 7 条 乙の会員は、第 5 条第 1 項の規定により災害応援対策業務の協力に当たったときは、次に掲げる事項を記載した書面により速やかに協力を要請した甲の構成団体に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後において書面を提出することができる。

- (1) 協力を行った場所及び協力の具体的な内容
- (2) 協力を要した人数及び作業時間数
- (3) 協力時に使用した資機材の種類・台数及び使用時間
- (4) その他必要事項

(費用負担)

第 8 条 乙の会員が災害応援対策業務の協力に当たった際に要した費用は、協力を要請した甲の構成団体が負担する。ただし、災害応援対策業務における乙等の技術的支援のうち、電話等による助言に係る費用は、乙等が負担する。

2 前項の費用については、災害直前時における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第 9 条 乙等は、災害応援対策業務の協力に当たったときは、業務終了後、協力を要請した甲の構成団体に対し災害応援対策業務の協力に当たった際に要した費用を請求するものとする。

2 協力を要請した甲の構成団体は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、乙等に対し協力を要した費用を支払うものとする。

(乙の会員の状況等の報告)

第 10 条 乙は、この協定に基づく災害応援対策業務の協力が円滑に行えるよう、人員、車両、資材等の状況について書面により毎年 3 月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙に随時報告を求めることができる。

(補償)

第 11 条 この協定に基づく協力で災害応援対策業務の協力に当たった者（以下「従事者」という。）が当該業務に際し負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(訓練等)

第 12 条 甲及び乙は本協定に基づく協力を円滑に進めるため、相互に協力し、必要に応じて合同訓練等を行うものとする。

(協定の期間)

第 13 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 カ月前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙がその都度協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を6通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年8月2日

甲 山形県長井市ままの上5番1号  
長井市長

---

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70  
小国町長

---

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833  
白鷹町長

---

山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888  
飯豊町長

---

山形県長井市平山4460  
西置賜行政組合管理者

---

乙 山形県山形市久保田二丁目1番47号  
一般社団法人 山形県解体工事業協会  
代表理事

---

## 防災関連情報の受配信に関する協定

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長及び国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長(以下、「甲」という。)と長井市長(以下、「乙」という。)は、光ファイバによる画像情報の受配信に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲が保有する防災に係る画像情報等を乙に提供し、活用することにより洪水時における河川沿川、関係住民に対する被害の予防と被害軽減対策及び迅速な災害対処等に役立てることを目的とする。

### (受配信内容)

第2条 甲及び乙が受配信する情報の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 河川カメラ画像

甲からの提供：甲が保有する山形県内の河川カメラ画像  
なお、河川カメラ画像は別紙のとおりとする。

#### (2) 現地災害カメラ画像

甲からの提供：衛星通信車等の現地災害カメラ画像  
なお、現地災害カメラ画像は別紙のとおりとする。

### (対象区域等)

第3条 本協定に係る河川カメラによる監視対象区域は、長井市内及び長井市に災害による影響を及ぼす区域、または災害による影響を及ぼす事が予想される区域とし、以下の範囲で視聴し活用するものとする。

#### (1) 長井市

#### (2) 道の駅 川のみなと長井

### (費用負担)

第4条 甲及び乙が第2条に掲げる情報を受配信するために必要な費用及び維持管理費用については、各々が負担するものとし、責任分界点については別に定めるものとする。

### (提供された情報の利用等)

第5条 乙は、提供を受けた情報を第3条で示す範囲のみで活用するものとし、情報提供側の許可を得ないで外部に提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の技術上等の情報については、法律上必要とされている場合を除き、秘密を厳守しなければならない。

(情報受配信の中止)

第6条 次の各号に該当する場合、甲又は乙は、情報の受配信を中止することができる。

(1) 不可抗力によりやむを得ない場合

(2) 河川、道路の工事、維持修繕等により光ファイバの移転が必要な場合、又は管理上やむを得ない場合

(3) その他、事故による場合

2 前項(2)に掲げる場合において、情報の受配信を中止する必要があるときは、甲又は乙は遅滞なく相手方に通知するものとする。

ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合はこの限りでない。

3 第1項(1)及び(3)に掲げる場合において、情報の受配信が中止されたことを甲又は乙が確知した場合には、速やかに相互に通知するものとする。

(障害等の復旧等)

第7条 甲又は乙は、自らの責めに帰する事由により、光ファイバに障害又は滅失の損害が発生した場合、各自の負担において速やかにその復旧に努めるものとする。

ただし、障害等の復旧が困難な場合、甲及び乙は、速やかにその対応について協議するものとする。

2 天災、事変等双方の責めに帰さない事由により情報の受配信ができない状態が発生した場合、甲及び乙は、遅滞なく相互に障害箇所の情報に関して連絡調整を図るものとする。

ただし、障害の復旧の見込みがなく、情報受配信の継続が困難と判断される場合には、双方協議のうえ、情報の受配信を終了させることができるものとする。

(分掌系統表)

第8条 障害時の速やかな対応や円滑な連絡体制を図るため、別表のとおり分掌系統表を作成し、変更のある場合はその都度双方に通知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日とする。

ただし、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上、協定の証として本書三通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

なお、本協定の締結をもって、平成26年7月1日付け「防災関連情報の受配信に関する協定」は廃止する。

平成29年 〇月〇〇日

甲 国土交通省 東北地方整備局  
山形河川国道事務所長  
廣瀬 健二郎

国土交通省 東北地方整備局  
最上川ダム統合管理事務所長  
高橋 孝男

乙 長井市長  
内谷 重治

## 災害時における緊急放送に関する協定書

長井市、西置賜行政組合及び長井警察署（以下「甲」という。）と日本・アルカディア・ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、長井市内及びその周辺地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、本市域に密着した緊急のラジオ放送を通じて、迅速に災害情報及び防災情報（以下「災害情報等」という。）を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、土砂崩れ、地すべり、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な事故もしくは爆発、火災、危険物の漏えい等により生ずる被害をいう。
- （2）「緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲と乙の定める緊急放送基準に基づき、乙の運営するコミュニティFM放送局「FMい〜じゃん おらんだラジオ」（以下「おらんだラジオ」という。）の放送設備、又は甲の施設に設置する放送設備等を使用し、おらんだラジオが予定する番組放送に優先して災害情報等を放送することをいう。

### （基本姿勢）

第3条 緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- （1）甲は、乙に対して災害情報等を可能な限り提供するよう努めるものとする。
- （2）乙は、甲が要請し、又は行う緊急放送に協力するものとする。

### （緊急放送方式等）

第4条 緊急放送方式及び緊急放送実施者は次のとおりとする。

緊急放送方式			緊急放送実施者
（1） 要請に 基づく 放送	（ア）通常番組内緊急 割込放送	甲の要請に基づき、乙が自局にある放送設備を使用して災害情報等を放送する。	おらんだラジオ
	（イ）臨時災害番組放 送	甲の要請に基づき、乙は通常番組を変更して、災害情報等に特化した番組を放送する。	
（2）緊急割込放送		甲の施設に設置する放送設備等を使用して、災害情報等を甲が放送する。	長井市 西置賜行政組合

緊急告知自動起動放送	(ア) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による放送	国が緊急に発令する災害情報等を、甲の施設に設置する放送設備等を使用して、甲が緊急告知自動起動機能により起動信号を発信し、緊急告知受信端末を自動起動させ放送する。	長井市
	(イ) 単独起動による放送	甲の施設に設置する放送設備等を使用して、甲が緊急告知自動起動機能により起動信号を発信し、緊急告知受信端末を自動起動させ災害情報等を放送する。	長井市 西置賜行政組合

(緊急放送基準及び内容)

第5条 緊急放送基準及び内容は、次のとおりとする。

(1) 要請に基づく放送

(ア) 甲は、乙に対して災害情報等に関する放送を要請することができる。

(イ) 甲は、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請することができる。

- ・ 放送要請の理由
- ・ 放送事項
- ・ 放送希望日時
- ・ その他必要な事項

(ウ) 要請は原則として文書（様式1）で行い、緊急且つやむを得ない場合には、電話又はファクシミリによることとする。

(エ) 乙は、甲から放送要請を受けた時は、遅滞なく放送を行うこととする。

(オ) 乙は、要請に基づく放送を行ったときは、放送日時、回数、内容等を記載した報告書（様式2）を作成し、甲に提出するものとする。

(2) 緊急割込放送

(ア) 甲は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合で、生命、身体及び財産を保護するため、緊急に住民に対し災害情報等を周知する必要があるときは、甲の施設に設置する放送設備等を使用して、緊急割込放送を実施することができる。

(イ) 緊急割込放送で放送できる内容は次に掲げる事項とする。

- ・ 住民への警報、通知等
- ・ 生命、身体及び財産を保護するために必要な事項
- ・ その他、甲の構成団体の長が特に必要と認めた事項

(ウ) 緊急割込放送は、甲が乙に対してあらかじめ電話等により連絡をした後に行うこととする。

ただし、やむを得ない事情により電話等による連絡ができない場合は、この限りでない。この場合、甲は放送実施後、速やかに乙に対して連絡を行うこととする。

### (3) 緊急告知自動起動放送

(ア) 甲は災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、生命、身体及び財産を保護するため、緊急に住民に対し災害情報等を周知する必要があるときは、甲の施設に設置する放送設備等を使用して、緊急告知自動起動放送を実施することができる。

(イ) 緊急告知自動起動放送で放送できる内容は次に掲げる事項とする。

- ・住民への警報、通知等
- ・生命、身体及び財産を保護するために必要な事項
- ・その他、甲の構成団体の長が特に必要と認めた事項

(ウ) 緊急告知自動起動放送は、甲が乙に対してあらかじめ電話等により連絡した後に行うこととする。

ただし、やむを得ない事情により電話等による連絡ができない場合は、この限りでない。この場合、甲は放送実施後、速やかに乙に対して連絡を行うこととする。

#### (連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

#### (費用の負担)

第7条 乙は、緊急放送に関する費用を甲に請求しない。ただし、放送時間が長時間に及ぶ場合は別途協議するものとする。

#### (緊急放送の実施報告)

第8条 甲は、緊急割込放送又は緊急告知自動起動放送を行ったときは、その放送日時、回数、内容等を記載した報告書(様式3)を作成し、乙に提出するものとする。

#### (協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年10月23日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

#### (協議事項)

第10条 この協定書に関する疑義及び定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月23日

甲 山形県長井市ままの上5番1号  
長井市長

---

山形県長井市平山4460番地  
西置賜行政組合管理者

---

山形県長井市小出3743番地の3  
長井警察署長

---

乙 山形県長井市館町北6番27号  
日本・アルカディア・ネットワーク株式会社  
代表取締役

---

## 災害時における物資供給に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、夜間（店舗の営業時間外）等を含め、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡体制の報告)

第11条 甲、乙は本協定に係る連絡体制を協定締結後速やかに別紙様式により相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

山形県長井市ままの上5番1号

甲

長井市長 内谷 重治

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙

NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

## 災害時における相互応援に関する協定書

山形県長井市と静岡県掛川市（以下「協定市」という。）は、平時から様々な場面での交流を推進しつつ、災害時には相互扶助の精神に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条の規定に基づく災害相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内において、地震、豪雨、洪水、原子力、火山、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に協定市が相互に応援することにより、災害応急対策、災害復旧対策等を円滑に行うことを目的とする。

### （応援の種類）

第2条 協定市の区域内において災害が発生した場合に実施する応援の種類については、次のとおりとする。ただし、応援は、協定市の過剰な負担にならない範囲とする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な医薬品等物資並びに資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難者を一時収容するために必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

### （応援の要請）

第3条 協定市が応援の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、第9条第1項の連絡担当部課に対してあらかじめ電話等により要請を行うとともに、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、避難者の世帯数及び人数
- (5) 応援を受ける場所及び集結場所
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた協定市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき応援の必要があると判断した場合には、必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた協定市が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う協定市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定市の災害対策本部長等の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に必要な経費については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援のために要した経費については、原則として応援を受けた協定市が負担する。

(2) 前号に掲げる費用以外の費用については、協定市が協議の上決定するものとする。

2 協定市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ協定市から要請があった場合は、応援を要請された市が一時立替え支弁するものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなった場合は、本人又は遺族に対する補償は、応援を行う協定市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定市への往復途中に生じたものを除き、応援を受ける協定市が賠償の責めを負うものとする。

(平常時の体制)

第8条 協定市は、平常時においても相互応援体制の強化並びに地域の活性化のため、次の活動を行う。

(1) 職員の情報交換及び交流

(2) 市民レベルでの情報交換及び交流

(3) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

(連絡体制)

第9条 協定市は、相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部課を次のとおり定め、相互応援に関する事項の連絡・調整を円滑に行うものとする。連絡担当部課責任者は、別に定める連絡担当部課責任者連絡票（様式第1号）のとおりとする。

2 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交替時に連絡責任者職名及び連絡先の電話番号等を確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、各市長が署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月9日

山形県長井市ままの上5番1号

長井市長 内谷重治

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市長 松井三郎

# 災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県L Pガス協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が長井市内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等で、甲が長井市避難所と指定していないものも含む。）で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給（以下「供給応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## （応援の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式1）により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び供給応援を要請する理由
- （2）供給応援を必要とする日時・場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等
- （3）供給応援を必要とする品目名とその数量
- （4）供給応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
- （6）その他参考となる事項

## （実施）

第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適正に実施するものとする。

## （報告）

第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式2）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）供給応援を実施した品目名とその数量

- (2) 供給応援を実施した日時及び場所
- (3) 供給応援実施者名
- (4) 立会い確認者名
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 長井市ままの上5番1号  
長井市  
長井市長 内谷重治 ⑩

乙 山形市あこや町一丁目2番12号  
一般社団法人 山形県LPガス協会  
会長 大場正仁 ⑩

山形県LPガス協会 西置賜支部  
支部長 佐藤光雄 ⑩

様式1 (第2条関係)

## 応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する要請書

平成 年 月 日

一般社団法人 山形県LPガス協会長 殿

長井市長 内谷 重治

「災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定」  
第2条に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

1. 災害の状況及び要請理由

2. 実施日時及び場所

3. 供給を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

要 請 品 名	数 量

4. その他

## 液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

平成 年 月 日

長井市長 内谷 重治 殿

一般社団法人 山形県LPガス協会  
会 長 大場 正仁 ㊞

下記のとおり、要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書」第4条に基づき、報告します。

### 記

#### 1 報告事項

（1）供給を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

（2）供給を実施した日時及び場所

（3）供給応援実施者名

（4）立会い確認者名

#### 2 その他

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長 内谷 重治（以下「甲」という。）と西置賜行政組合 管理者 長井市長 内谷 重治（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

	所在地	名称
1	長井市今泉1857番地6	養護老人ホーム おいたま荘

2 前項に定める施設の長は、受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入れを要請するもとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- (2) 受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- (3) 乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- (4) 福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- (5) 乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要援護者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供

するとともに、日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受け  
るための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範  
囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担す  
るものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運  
営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密(前項の個人情報を含む。)を他に漏らしてはなら  
ない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意  
思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有  
効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年  
間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙  
の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定める  
ものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有  
する。

平成28年3月29日

(甲) 長井市ままの上5番1号

長井市

長井市長 内谷 重治 ㊟

(乙) 長井市平山4460番地

西置賜行政組合

管理者 長井市長 内谷 重治 ㊟

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長 内谷 重治（以下「甲」という。）と山形県知事 吉村 美栄子（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

	所在地	名 称
1	長井市今泉1812番地	山形県立泉荘

2 前項に定める施設の長が、受入れに関する責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入れを要請するものとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- (2) 乙は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- (3) 乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- (4) 福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- (5) 乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要援護者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密(前項の個人情報を含む。)を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月29日

(甲) 長井市ままの上5番1号

長井市

長井市長 内谷重治 ㊟

(乙) 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事 吉村美栄子 ㊟

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長 内谷 重治（以下「甲」という。）と社会福祉法人山形県社会福祉事業団 理事長 佐藤 護（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

	所在地	名称
1	長井市今泉1857番地	特別養護老人ホーム 寿泉荘

2 前項に定める施設の長は、受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入を要請するものとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

（1）甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。

（2）受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

（3）乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

（4）福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

（5）乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要援護者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供

するとともに、日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受け  
るための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範  
囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担す  
るものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運  
営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密(前項の個人情報を含む。)を他に漏らしてはなら  
ない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意  
思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有  
効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年  
間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙  
の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定める  
ものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有  
する。

平成28年3月29日

(甲) 長井市ままの上5番1号  
長井市  
長井市長 内谷重治 ㊟

(乙) 山形市緑町一丁目9番30号  
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団  
理事長 佐藤護 ㊟

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長 内谷 重治（以下「甲」という。）と社会福祉法人長井福祉会 理事長 豊野 充（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

	所在地	名称
1	長井市小出3453番地	特別養護老人ホーム 慈光園
2	長井市小出3453番地	慈光園デイサービスセンター
3	長井市小出3453番地	ケアハウス ウェルフェア慈光園
4	長井市まもの上7番10号	慈光園中央デイサービスセンター

2 前項に定める施設の長は、受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入を要請するものとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- (2) 受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- (3) 乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- (4) 福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- (5) 乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要援護者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(物資の提供等)

第5条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けするための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密（前項の個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月29日

(甲) 長井市ままの上5番1号

長井市

長井市長 内谷重治 ㊟

(乙) 長井市小出3453番地

社会福祉法人長井福祉会

理事長 豊野充 ㊟

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長 内谷 重治（以下「甲」という。）と社会福祉法人長井弘徳会 理事長 梅津 宏明（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

	所在地	名称
1	長井市寺泉3525-1	介護老人保健施設 リバーヒル長井
2	長井市館町南9番63号	地域密着型特別養護老人ホーム 野の香
3	長井市寺泉3525-1	リバーヒル長井デイケアサービスセンター
4	長井市中道二丁目2番37号	リバーヒルデイサービスセンターすこやか

2 前項に定める施設の長は、受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入を要請するものとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- （2）受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- （3）乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- （4）福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- （5）乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要援護者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握す

るものとする。

(物資の提供等)

第5条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密(前項の個人情報を含む。)を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 9月17日

(甲) 長井市栄町1番1号  
長井市  
長井市長 内谷重治 ㊟

(乙) 長井市寺泉3525番地1  
社会福祉法人長井弘徳会  
理事長 梅津宏明 ㊟

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長 内谷 重治（以下「甲」という。）と社会福祉法人長井市社会福祉協議会 会長 長谷部 宇一（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

	所在地	名称
1	長井市館町北6番19号	長井市老人福祉センター
2	長井市成田1026番地1	せせらぎの家

2 前項に定める施設の長は、受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入を要請するものとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- (2) 受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- (3) 乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- (4) 福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- (5) 乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要援護者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供

するとともに、日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密(前項の個人情報を含む。)を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月29日

(甲) 長井市ままの上5番1号  
長井市  
長井市長 内谷重治 ㊟

(乙) 長井市館町北6番19号  
社会福祉法人 長井市社会福祉協議会  
会長 長谷部宇一 ㊟

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長 内谷 重治（以下「甲」という。）と社会福祉法人すぎな会 理事長 佐藤 憲司（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

	所在地	名称
1	長井市森654番地	福祉支援センター すぎな

2 前項に定める施設の長は、受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入れを要請するものとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- (2) 受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- (3) 乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- (4) 福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- (5) 乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要援護者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供

するとともに、日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受け  
るための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範  
囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担す  
るものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運  
営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密(前項の個人情報を含む。)を他に漏らしてはなら  
ない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意  
思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有  
効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年  
間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙  
の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定める  
ものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有  
する。

平成28年3月29日

(甲) 長井市ままの上5番1号

長井市

長井市長 内谷重治 ㊞

(乙) 長井市森654番地

社会福祉法人すぎな会

理事長 佐藤憲司 ㊞

## 災害時における相互応援に関する協定書

大田区（以下「甲」という。）と長井市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙いずれかの地域において、大規模な災害が発生し、甲又は乙は独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を連絡担当部課連絡票（別記様式第1号）により定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動その他の活動に必要な車両の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか甲又は乙の長が特に必要と認める事項

（応援要請の手続）

第4条 被災した甲又は乙（以下「被災自治体」という。）が相互応援を必要とする場合は、応援を行う甲又は乙（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、速やかに次に掲げる事項を災害発生による応援要請について（別記様式第2号）により報告するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする資機材の品名及び数量
- （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、被災自治体の長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により難しい場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）は、別途、甲乙協議の上、決定する。

(情報交換及び交流)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月12日

東京都大田区蒲田五丁目13番14号  
大 田 区

大田区長

山形県長井市ままの上5番1号  
長 井 市

長井市長

連絡担当部課連絡票

(自治体名： )

連絡部課名		
衛星携帯電話番号		
連絡担当者	責任者	
	補助者	
連絡先電話 番号等	勤務時間内	責任者
		TEL
		携帯 TEL
		FAX
		e-mail
		補助者
	TEL	
	携帯 TEL	
	FAX	
	e-mail	
	勤務時間外	責任者
		TEL
携帯 TEL		
FAX		
e-mail		
補助者		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		
e-mail		
備考		

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

号  
平成 年 月 日

様

住 所  
氏 名

災害発生による応援要請について

大田区・長井市による災害時における相互応援に関する協定書第4条に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況及び 要請理由	
(2) 必要な資機材の 品名及び数量	
(3) 応援職員の 職種別人員 及び期間	
(4) 応援場所及び経路	
(5) 一時収容を希望する 被災者の世帯・人数 及び期間	
(6) その他応援を 必要とする事項	

## 災害時における消防用水の供給支援に関する協定書

長井市、小国町、白鷹町、飯豊町及び西置賜行政組合の1市3町1組合（以下「甲」という。）と山形県南生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における消防用水の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の構成団体の管轄地域において、火災等の大規模な災害が発生した場合に、甲の構成団体が実施する活動への支援を、乙又は乙の組合員が所有する特殊車両等の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （支援の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の処置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火のための水の供給、その他必要な用水供給の支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、災害時における消防用水の供給支援要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）に必要事項を記載のうえ行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において要請書を送付することができる。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の構成団体から支援の要請を受けたときは、可能な限り協力して支援業務に当たるものとする。

### （報告）

第4条 乙は、消防用水等の供給支援を開始したときは、甲に対して開始した日時、場所、支援内容等を報告するものとする。

2 乙は、支援活動を完了したときは、災害時における消防用水の供給支援実績報告書（別記様式第2号）により甲に対して報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 この協定に基づく支援に要する費用は、無償とする。

### （損害補償）

第6条 甲は、その要請により支援活動した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、労働災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、消防法第36条の3により、甲が政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その損害を補償するものとする。

### （訓練）

第7条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に参加要請があったときは、積極的に参加するものとする。

### （連絡体制）

第8条 この協定に関する連絡体制は、別記様式第3号のとおりとする。

(協定の期間及び継続)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めるものの他、この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 長井市ままの上5番1号  
長井市長

小国町大字小国小坂町二丁目70  
小国町長

白鷹町大字荒砥甲833  
白鷹町長

飯豊町大字樺2888  
飯豊町長

長井市平山4460  
西置賜行政組合管理者

乙 長井市今泉548-3  
山形県南生コンクリート協同組合  
理事長

山形県南生コンクリート協同組合  
理事長 様

市町長・管理者

災害時における消防用水の供給支援要請書

災害種別	地震(火災含む) 林野火災 建物火災 訓練 その他( )
災害状況	
要請場所	
要請内容	消火のための水の供給 飲料水を除く生活用水の供給 その他( )
必要水量	m <sup>3</sup> (見込み)
必要台数	大型車 10 t (4 m <sup>3</sup> /台) 台 小型車 4 t (1.5 m <sup>3</sup> /台) 台
期間等	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
想定される危険・注意事項：	
その他特記事項：	

※山形県南生コンクリート協同組合整理欄

	所 属	氏 名	連絡先
市町担当者			
現地責任者			
現地指揮者			

市町長・管理者 様

山形県南生コンクリート協同組合  
理事長

災害時における消防用水の供給支援実績報告書

要請受付日時	平成 年 月 日 時 分	
業務完了日時	平成 年 月 日 時 分	
要請市町等名		
市町等担当者		
要請受理者		
出動日時	平成 年 月 日 時 分	
出動場所		
出動内容		
運搬水量	m <sup>3</sup>	
出動会社名 1 (工場名)	出動したミキサー車台数及び人数 大型車 台      小型車 台 人数 名	
出動会社名 2 (工場名)	出動したミキサー車台数及び人数 大型車 台      小型車 台 人数 名	

## 別記様式第3号

## 協定締結団体連絡体制

	団体名	担当課	住 所	代表電話番号	FAX番号	備 考
		担当係	メールアドレス	直通電話番号		
甲	長井市	防災危機管理課	長井市栄町1番1号	0238-84-2111	0238-83-1070	
		防災危機管理係	<a href="mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp">kikikanri@city.nagai.yamagata.jp</a>	0238-82-8004		
	小国町	町民課	西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70	0238-62-2111	0238-62-5482	
		危機管理担当	<a href="mailto:choumin@town.oguni.yamagata.jp">choumin@town.oguni.yamagata.jp</a>	0238-62-2261		
	白鷹町	総務課	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-2111	0238-85-2128	
		防災管財係	<a href="mailto:soumu@so.town.shirataka.yamagata.jp">soumu@so.town.shirataka.yamagata.jp</a>	0238-85-6122		
	飯豊町	総務課	西置賜郡飯豊町大字椿2888	0238-72-2111	0238-72-3827	
		防災管財室	<a href="mailto:i-bousaikanzai@town.iide.yamagata.jp">i-bousaikanzai@town.iide.yamagata.jp</a>	0238-87-0695		
	西置賜行政組合	警防課	長井市平山4460	0238-88-1211	0238-88-1849	
		警防係	<a href="mailto:keibou.01@west-fire.jp">keibou.01@west-fire.jp</a>			
乙	山形県南生コンクリート協同組合	事務局	長井市今泉548-3	0238-83-2121	0238-83-2122	
			<a href="mailto:namakon@bz01.plala.or.jp">namakon@bz01.plala.or.jp</a>			

## 災害時等の相互応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、東京都東村山市（以下「甲」という。）又は山形県長井市（以下「乙」という。）の地域において大規模な災害が発生し、甲又は乙が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、相互に応援し、被災地域の応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

### (連絡窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

### (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め要請のあったもの

### (応援要請の手続き)

第4条 応援を要請する市（以下「被災自治体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話、電信等により要請を行い、後日、速やかに文書(様式1)を提出するものとする。

- (1) 被害状況および要請理由
- (2) 必要とする資機材の名称及び数量
- (3) 一時収容を要する被災者の状況及び人員

- (4) 応援職員の職種別人員
- (5) ボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市（以下「応援自治体」という。）は、これに応じ、救援に努めるものとする。

- 2 応援自治体は、被災自治体から応援の要請がない場合にあっても、被災自治体との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(指揮)

第6条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援自治体が負担する。

- 2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条第6号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員という。」）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復経路の途中に生じたものについては応援自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成29年12月15日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成29年12月15日

東京都東村山市本町1丁目2番地3

東村山市長

山形県長井市まもの上5番1号

長井市長

様

住 所  
氏 名

災害発生による応援要請について

東村山市・長井市による「災害時等の相互応援に関する協定書」第4条に基づき、  
次のとおり応援の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況及び 要請理由	
(2) 必要とする資機材の 名称及び数量	
(3) 一時収容を要する 被災者の状況及び人員	
(4) 応援職員の 職種別人員	
(5) ボランティアの 従事する内容及び人員	
(6) 応援を受ける 場所及びその経路	
(7) その他応援を 必要とする事項	

## 長井市所管業務の技術アドバイザーに係る協定

長井市長（以下「甲」という。）と一般財団法人東北地域づくり協会理事長（以下「乙」という。）とは、長井市所管業務（災害復旧等）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、長井市における地震、風水害等の自然災害が発生した場合の災害復旧等業務について、乙が必要に応じ技術アドバイザーによる指導・助言等の協力を公益事業の一環として実施することにより、甲の災害復旧等対応をより迅速、効果的に行うことを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 協力の内容は次のとおりとする。

- （1）災害復旧に関する指導・助言  
（調査、復旧工法、制度等）
- （2）その他甲、乙協議により必要とする事項  
（河川法の許認可等に関する指導・助言等）

### （協力の要請）

第3条 協力を要請する場合は、長井市担当部局から一般社団法人東北地域づくり協会の本所及び山形支所あてに、口頭又は電話等により行い、後日改めて文書で協力手続要請を行うものとする。

### （要請によらない協力）

第4条 大規模災害の発生により通信回線が途絶し、又は連絡手段がない場合において、甲が協力の要請ができない場合においても、前条の規定にかかわらず、乙は独自の判断により協力できるものとする。

### （協力の実施）

第5条 乙は第3条の規定により協力の要請を受けた場合又は第4条の規定により協力の判断をした場合は速やかに協力活動を行うものとする。

### （費用の負担）

第6条 第3条及び第4条の規定により協力を受けた場合において、費用の

負担は無償とする。

(甲の責務)

第7条 甲は、乙の協力を迅速、効果的にするため、必要に応じ可能な範囲で災害に関する情報の提供を乙に対して行うものとする。

(乙の責務)

第8条 乙は、効性のある協力を行うため、山形支所に技術アドバイザーを置く。技術アドバイザーは、災害復旧制度に精通した者をあてる。

(平常時の協力)

第9条 甲及び乙は、災害復旧等の研修等について相互協力するものとする。

(協議)

第10条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(附則)

本協定は、平成30年2月20日から効力を生ずる。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通保有する。

平成30年2月20日

甲 長 井 市

市 長 内 谷 重 治

乙 一般社団法人 東北地域づくり協会

理 事 長 渥 美 雅 裕

## 大規模災害時における被災者支援に関する協定書

長井市（以下甲という。）と山形県行政書士会（以下乙という。）とは、大規模災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、長井市内で地震災害、大雨洪水災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災などの大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談等（以下「行政書士業務相談等」という。）を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （行政書士業務相談等）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）廃車手続、名義変更などを含めた自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他、行政書士法に定める業務

### （支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談等の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記用紙）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、FAXの方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

### （行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談等に従事する者を選定し、派遣するものとする。

### （相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務相談等を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

### （報告）

第6条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談等の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第7条 行政書士業務相談等は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談等の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれから何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年5月24日

甲 山形県長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 山形県山形市荒楯町一丁目7番8号

山形県行政書士会

会長

## 長井ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長（以下「甲」という。）と、長井市長（以下「乙」という。）は、乙が置賜野川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、乙が行うべき災害情報等の伝達を甲に要請することに関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 本協定書は、災害等が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲所管の警報設備等を利用し、甲が代わって災害情報等の伝達支援を行うことを目的とするものである。

### （伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、長井市内における災害情報の伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

### （費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

- (1) 災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

### （伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- (2) 甲が設置している河川情報表示設備を用いた電光表示情報

2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

### （警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1に示すとおりとする。

### （警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供は出来ない。ただし、住民の危機に関わるような緊急を要する情報については、この限りでない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

3 乙は、原則として災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合以外には、警報設備等を使用出来ない。

(情報伝達の責任)

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任は甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年 6月 / 日

甲 国土交通省東北地方整備局  
最上川ダム統合管理事務所長

木村 伸一



乙 長井市長

内谷 重治



別表-1 警報所等所在地

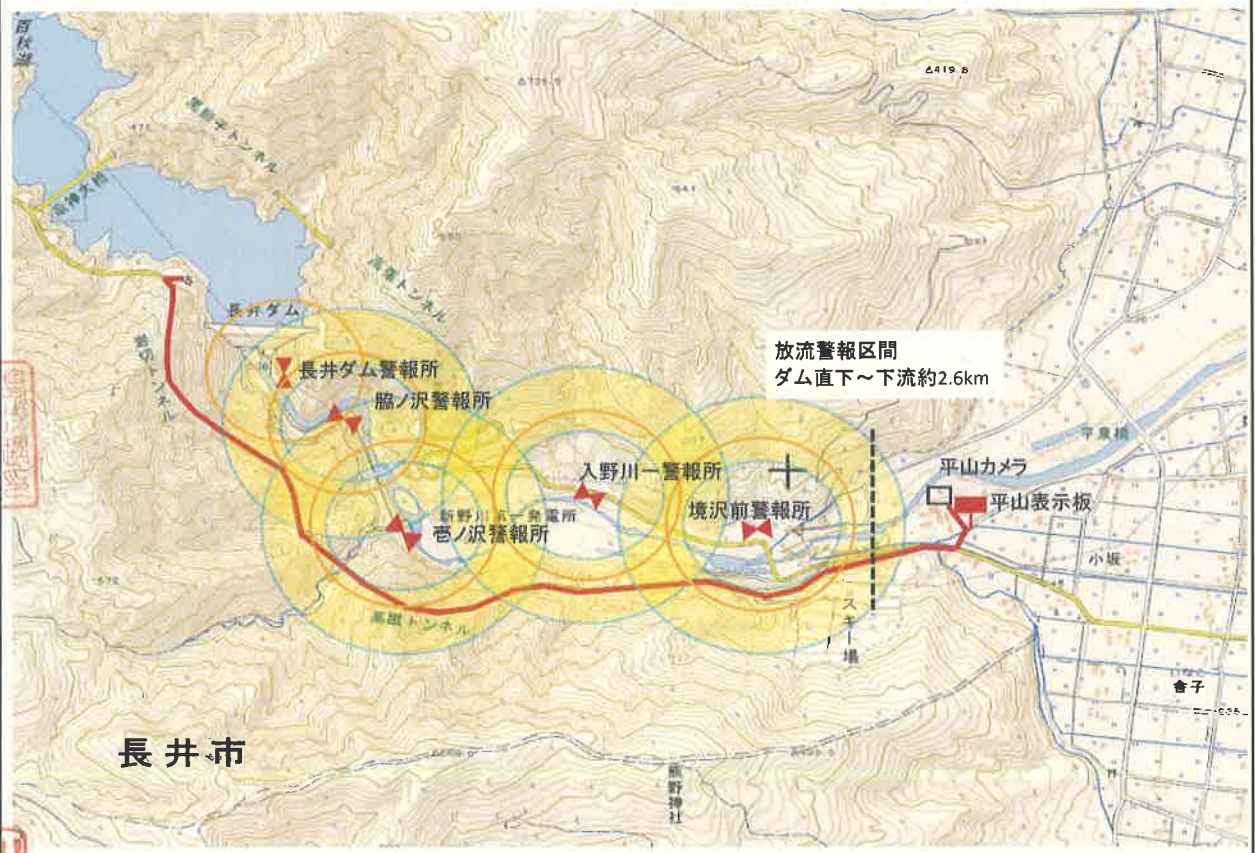
No	警報所等の名称	警報所の所在
1	長井ダム警報所	山形県長井市平野字北脇ノ沢地内
2	脇ノ沢警報所	山形県長井市平野脇ノ沢地内
3	壱ノ沢警報所	山形県長井市寺泉壱ノ沢地内
4	入野川一警報所	山形県長井市寺泉字入野川前一地内
5	境沢前警報所	山形県長井市寺泉境沢前地内
6	平山表示版	山形県長井市平野字平山地内









# 避難支援情報提供施設図

別図-1

水系名	最上川	河川名 ダム名	置賜野川 長井ダム	事務所名	最上川ダム統合管理事務所
関係市町村名	長井市				
警報局	5局				
情報表示板	1面				
カメラ	1台				



凡 例

-  ダム警報局
-  ダム表示板
-  光ケーブル
-  CCTVカメラ
-  音声吹鳴範囲
-  サイレン吹鳴範囲

長井市  
最上川  
ダム

長井市  
西形

## 災害に係る情報発信等に関する協定

長井市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、甲及びその周辺地域における地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させることを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施する。

(1) 乙は、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷を軽減させるため、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙の運営するウェブサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する。

(2) 甲は、避難所等の防災情報を乙に提供し、乙はこれらの情報を平常時から乙の運営するウェブサービス上に掲載するなどし、一般に広く周知する。

(3) 甲は、甲が発令する避難勧告等の緊急情報を乙に提供し、乙はこれらの情報を乙の運営するウェブサービス上に掲載するなどし、一般に広く周知する。

(4) 甲は、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報、災害ボランティアの受入れ情報等を乙に提供し、乙はこれらの情報を乙の運営するウェブサービス上に掲載するなどし、一般に広く周知する。

(5) 甲は、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙はこの必要救援物資に関する情報を乙の運営するウェブサービス上に掲載するなどし、一般に広く周知する。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、互いの窓口となる連絡先及び担当者を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は速やかに相手方に連絡する。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は両者で適宜協議し、決定した取組みを随時実施する。

### 第3条（費用）

前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担する。

### 第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙が提供するウェブ

ブサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条 (本協定の公表)

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合は、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定する。

#### 第6条 (本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条 (協議)

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年2月21日

甲 山形県長井市ままの上5番1号

長井市長 内谷重治

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

## 災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）と、山形県石油協同組合長井支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるガソリン等燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が長井市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、甲が実施する災害対応、避難者の救援活動及びその他必要な活動（以下「災害応急対策」という。）を円滑に実施することを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害応急対策を円滑に実施するため燃料を調達する必要があるときは、次に掲げる市民の安全を確保するために、特に重要な施設及び公用車等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

#### （1） 庁舎

（2） 市内に甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域の集会所等で甲が避難所に指定していないものも含む）

（3） 災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両

（4） 消防用自動車及び救急用自動車などの緊急対応車両

（5） 医療関係施設のうち特に緊急度の高いもの

（6） その他燃料の供給が必要と特に認められるもの

2 前項の要請は、必要事項を記載した書面（別紙、様式1）をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

### （実施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、燃料の優先的な供給について、可能な限り支援を実施するものとする。ただし、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は、必要な調整を行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、速やかに実施した内容を記載した書面（別紙、様式2）により甲に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づき供給された燃料の対価等に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定においては、災害時直前における燃料単価契約書等の単価を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月6日

甲 長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 長井市ままの上1番21号

山形県石油協同組合長井支部

支部長

様式1（第2条関係）

災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する要請書

令和 年 月 日

山形県石油協同組合長井支部長 様

長井市長

「災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害の状況及び要請理由
- 2 供給実施日時及び場所
- 3 供給施設及び車両等、必要とする品名及び数量

施設・車両	要請品名	数量

- 4 供給期間及び活動内容
- 5 報告書提出先 長井市\_\_\_\_\_課
- 6 その他

様式2（第4条関係）

災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する報告書

令和 年 月 日

長井市長 様

山形県石油協同組合長井支部  
支部長

要請を受けたガソリン等燃料を供給しましたので、「災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告事項

(1) 供給を実施した日時及び場所

(2) 供給を実施した施設及び車両等、ガソリン等燃料の品名及び数量

施設・車両	要請品名	数量

(3) 供給実施担当者名 \_\_\_\_\_

(4) 立会い確認者名 \_\_\_\_\_

2 その他

## 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）とケミコン山形株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設を避難所等として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （利用できる施設の範囲及び周知）

第2条 甲が利用できる施設（以下「施設」という。）の範囲は、次のとおりとする。

所在地 長井市幸町1番1号

施設名 ケミコン山形株式会社 長井工場 体育館

（但し、ケミコン健保山形健康管理サポート室の1階居室区域を除く）

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

### （避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て施設を避難所等として開設することができる。

### （開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定により避難所等を開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（様式第1号）において乙に通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、乙の協力を得て開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し前項に規定する開設の通知を行うものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民から避難所等を開設してほしい旨の連絡があった場合は、甲にその旨を連絡するものとする。甲は、開設の必要があると認めるときは、速やかに乙の協力を得て避難所等を開設するものとする。

### （避難所等の管理運営）

第5条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営は、甲の派遣した避難所等担当職員が行うこととし、乙は業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

3 甲は、避難所等の管理運営に必要な物資の調達を行うものとする。

### （費用負担）

第6条 避難所等の管理運営に係る費用は甲が負担するものとする。

### （開設期間）

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（様式第2号）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の終了等)

第8条 甲は、避難所等として施設の利用を終了する際は、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に乙に引き渡すものとする。

(損害の賠償)

第9条 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償するものとする。避難した市民が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又は毀損したときも同様とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2年3月25日

甲 長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 長井市幸町1番1号

ケミコン山形株式会社

代表取締役社長

様式第1号（第4条関係）

第 号  
令和 年 月 日

ケミコン山形株式会社 長井工場  
様

長井市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第3条第2項の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで ※ 原則として災害発生の日から7日以内とする
使用施設	体育館
利用（予定）人数	人
その他	

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：  
電話：82-8004（内線261、262）  
ファックス：83-1070  
メール：[kikikanri@city.nagai.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp)

ケミコン山形株式会社 長井工場  
様

長井市長

避難所等使用許可期限延長申請書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第7条ただし書の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長を申請します。

記

- 1 使用施設名称  
ケミコン山形株式会社 長井工場 体育館
- 2 延長日時の予定  
令和 年 月 日 時から  
令和 年 月 日 時まで
- 3 利用人数  
人
- 4 延長の理由

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：  
電話：82-8004（内線 261、262）  
ファックス：83-1070  
メール：[kikikanri@city.nagai.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp)

## 災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書

長井市長（以下「甲」という。）と山形県立長井高等学校長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）の指定及び開設・運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長井市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する学校施設を避難所等として指定及び利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設及び利用施設の範囲）

第2条 甲が指定する施設及び利用できる施設（以下「施設」という。）の範囲は、次のとおりとする。

所在地 長井市四ツ谷二丁目5番1号

施設名 山形県立長井高等学校体育館及びグラウンド

（施設利用の要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等として開設する必要がある場合は、乙に対し、施設の利用及び避難所等の開設の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、避難所等の開設の協力を要請する場合は、避難所等開設通知書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに当該通知書を提出するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、施設運営に支障のない範囲で避難所等の開設に協力するものとする。

（避難所等担当職員の派遣）

第4条 甲は、避難所等の開設を行う場合には、避難所等担当職員を派遣するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 避難所の開設運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の開設は、乙の協力を得て、甲の派遣した避難所等担当職員が行うものとする。

3 乙は、住民から避難所等を開設してほしい旨の連絡があった場合には、甲にその旨を情報提供するものとする。甲は、その必要性について検討し、必要と判断した場合は、乙に避難所等の開設の協力を要請する。

4 甲は、第3条第2項ただし書きに規定する要請により避難所等を開設する必要がある場合には、乙から同意を得たうえで開設するものとする。この場合において、甲は、乙からあらかじめ貸与された施設の鍵をもって開設することができる。

（避難所等の管理及び運営）

第6条 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所等担当職員が行うこととし、乙は学校運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（開設期間等）

第7条 避難所等の開設期間は、避難所等の開設の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（様式第2号）により期間の延長を申請するものとし、乙の認める範囲内で期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（施設の返還）

第8条 甲は、第2条に規定する施設の利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又は毀損したときも同様とする。

(経費の負担)

第9条 避難所等の設置運営に伴う光熱水費等については甲が負担するものとし、当該費用の算定は、乙が行うものとする。

(緊急時連絡先の把握)

第10条 甲は毎年度初めに、乙の緊急時の連絡先を聞き取り、また随時更新するものとする。

(施設の重要な変更)

第11条 乙は、第2条に規定する施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(備蓄、訓練等)

第12条 甲は、避難所等の管理運営に必要な物資の備蓄・調達に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について、学校運営を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、乙の協力のもと、周辺住民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとし、乙は学校運営を妨げない範囲で、防災訓練等における施設の利用を許可するものとする。

(使用許可等)

第13条 この協定に基づき、甲が第2条に規定する施設を使用する場合は、山形県教育財産管理規則に基づき目的外使用の許可申請を行うものとする。なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、甲は、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から協定を解除する旨の意思表示がないときは、有効期限を更に1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月25日

甲 長井市ままの上5番1号  
長井市長 内谷 重治

乙 長井市四ツ谷二丁目5番1号  
山形県立長井高等学校  
校長 黒 沼 收

山形県立長井高等学校  
校長 様

長井市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書第3条第2項の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで ※ 原則として災害発生の日から7日以内とする
使用施設	山形県立長井高等学校体育館及びグラウンド
利用（予定）人数	人
その他	

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：

電話：82-8004（内線 261、262）

ファックス：83-1070

メール：[kikikanri@city.nagai.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp)

山形県立長井高等学校  
校長 様

長井市長

避難所等使用許可期限延長申請書

災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書第7条第1項ただし書の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長を申請します。

記

- 1 使用施設名称  
山形県立長井高等学校体育館及びグラウンド
- 2 延長日時の予定  
令和 年 月 日 時から  
令和 年 月 日 時まで
- 3 利用人数  
人
- 4 延長の理由

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：  
電話：82-8004（内線 261、262）  
ファックス：83-1070  
メール：[kikikanri@city.nagai.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp)

## 災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書

長井市長（以下「甲」という。）と山形県立長井工業高等学校長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）の指定及び開設・運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長井市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する学校施設を避難所等として指定及び利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設及び利用施設の範囲）

第2条 甲が指定する施設及び利用できる施設（以下「施設」という。）の範囲は、次のとおりとする。

所在地 長井市幸町9番17号

施設名 山形県立長井工業高等学校体育館及びグラウンド

（施設利用の要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等として開設する必要がある場合は、乙に対し、施設の利用及び避難所等の開設の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、避難所等の開設の協力を要請する場合は、避難所等開設通知書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに当該通知書を提出するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、施設運営に支障のない範囲で避難所等の開設に協力するものとする。

（避難所等担当職員の派遣）

第4条 甲は、避難所等の開設を行う場合には、避難所等担当職員を派遣するものとする。

（避難所等の開設）

第5条 避難所の開設運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の開設は、乙の協力を得て、甲の派遣した避難所等担当職員が行うものとする。

3 乙は、住民から避難所等を開設してほしい旨の連絡があった場合には、甲にその旨を情報提供するものとする。甲は、その必要性について検討し、必要と判断した場合は、乙に避難所等の開設の協力を要請する。

4 甲は、第3条第2項ただし書きに規定する要請により避難所等を開設する必要がある場合には、乙から同意を得たうえで開設するものとする。この場合において、甲は、乙からあらかじめ貸与された施設の鍵をもって開設することができる。

（避難所等の管理及び運営）

第6条 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所等担当職員が行うこととし、乙は学校運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（開設期間等）

第7条 避難所等の開設期間は、避難所等の開設の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（様式第2号）により期間の延長を申請するものとし、乙の認める範囲内で期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（施設の返還）

第8条 甲は、第2条に規定する施設の利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又は毀損したときも同様とする。

(経費の負担)

第9条 避難所等の設置運営に伴う光熱水費等については甲が負担するものとし、当該費用の算定は、乙が行うものとする。

(緊急時連絡先の把握)

第10条 甲は毎年度初めに、乙の緊急時の連絡先を聞き取り、また随時更新するものとする。

(施設の重要な変更)

第11条 乙は、第2条に規定する施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(備蓄、訓練等)

第12条 甲は、避難所等の管理運営に必要な物資の備蓄・調達に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について、学校運営を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、乙の協力のもと、周辺住民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとし、乙は学校運営を妨げない範囲で、防災訓練等における施設の利用を許可するものとする。

(使用許可等)

第13条 この協定に基づき、甲が第2条に規定する施設を使用する場合は、山形県教育財産管理規則に基づき目的外使用の許可申請を行うものとする。なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、甲は、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から協定を解除する旨の意思表示がないときは、有効期限を更に1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月25日

甲 長井市ままの上5番1号  
長井市長 内谷 重治

乙 長井市幸町9番17号  
山形県立長井工業高等学校  
校長 高橋 祐一

山形県立長井工業高等学校  
校長 様

長井市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書第3条第2項の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで ※ 原則として災害発生の日から7日以内とする
使用施設	山形県立長井工業高等学校体育館及びグラウンド
利用（予定）人数	人
その他	

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：

電話：82-8004（内線 261、262）

ファックス：83-1070

メール：[kikikanri@city.nagai.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp)

山形県立長井工業高等学校  
校長 様

長井市長

避難所等使用許可期限延長申請書

災害時における避難所等の指定及び施設利用等に関する協定書第7条第1項ただし書の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長を申請します。

記

- 1 使用施設名称  
山形県立長井工業高等学校体育館及びグラウンド
- 2 延長日時 of 予定  
令和 年 月 日 時から  
令和 年 月 日 時まで
- 3 利用人数  
人
- 4 延長の理由

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：  
電話：82-8004（内線 261、262）  
ファックス：83-1070  
メール：[kikikanri@city.nagai.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp)

## 災害時における電動車両及び給電装置に関する協力協定

長井市（以下「甲」という。）と山形三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長井市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生し、特に電気の供給が必要となった場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙から受ける電動車両（以下「車両」という。）及び車両からの給電を行う装置（以下「給電装置」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

（貸与の要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするときは、乙に対して車両及び給電装置の貸与を要請するものとする。ただし、乙が休日にて連絡が不可の場合は、山形三菱登録販売店の長井地区、株式会社太丸モータース又は有限会社ボディセンターに貸与の要請を行うものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請し、後日速やかに当該協力要請書を提出するものとする。

（貸与等）

第4条 乙は、甲から協力要請があった場合には、速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

- 2 乙は、協力要請に基づき、引き渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引き渡しの日時については、甲と乙が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 甲は、乙から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 使用条件を守り、安全な場所で使用すること。
- （2） 長井市内において使用すること。
- （3） 車両又は給電装置が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合には、速やかに乙に連絡をすること。

（賠償及び保険）

第6条 車両又は給電装置の使用申中又は協力要請申中に発生した損害の賠償については、次のとおりとする。

- （1） 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的被害については、その責めに帰すべき事由のある者が賠償責任を負うものとし、責めに帰すべき事由が不明な場合には、甲及び乙が協議して、その賠償にあたるものとする。
- （2） 前号の場合において、甲が賠償責任を負う場合の車両の保険の適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、甲が負担するものとする。
- （3） 車両及び給電装置の引き渡しの途中における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、乙が賠償責任を負うものとする。
- （4） 車両及び給電装置の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力実績報告書(様式2)を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は、甲の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第8条ただし書の費用について乙から請求があったときは、遅滞なくこれを乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(委任)

第14条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、災害時における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目で定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月29日

甲 長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 山形市五十鈴3丁目1番6号  
山形三菱自動車販売株式会社

専務取締役営業本部長

## 災害時における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定(以下「協定」という。)第14条の規定に基づき、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(要請連絡先)

第2条 要請等の手続きに係る甲、乙及び乙の休日対応の連絡先については、次のとおりとする。

① 甲 長井市

長井市防災危機管理課防災危機管理係

電話 0238-82-8004 (内線 261・262)

FAX 0238-83-1070

② 乙 山形三菱自動車販売株式会社

第1連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 本社

電話 023-631-3030

FAX 023-631-7982

第2連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 長井店

電話 0238-84-1567

FAX 0238-84-1570

③ 乙の休日対応の連絡先

山形三菱登録販売店(長井地区)

株式会社太丸モータース

電話 0238-84-3131

FAX 0238-88-3587

又は

有限会社ボディセンター

電話 0238-84-1477

FAX 0238-84-1478

(引き渡し場所)

第3条 協定第4条第2項に規定する引き渡し場所に変更があったときは、甲はその都度これを乙に届け出ることとする。

附 則

この実施細目は、令和2年6月29日から施行する。

山形三菱自動車販売株式会社  
(代表者)

様

長井市長

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力要請書

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第 3 条に基づき、下記のとおり車両及び給電装置の貸与を要請します。

記

協力要請を行った者の所属、職・氏名及び連絡先	所 属 職・氏名 連絡先	電話 ( )
口頭、電話等による連絡日時	令和 年 月 日 時 分	
車両及び給電装置の貸与を必要とする場所		
現地担当者の所属、職・氏名及び連絡先	所 属 職・氏名 連絡先	電話 ( )
協力要請の理由		
貸与を必要とする車種及び台数	車種	台
貸与を希望する期日及び引き渡し場所	期 日	令和 年 月 日～ 月 日 ( 日間)
	場 所	
備 考		

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力実績報告書

長井市長 様

山形三菱自動車販売株式会社  
(代表者)

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第7条の規定に基づき、下記のとおり車両及び給電装置の貸与に関する協力を実施しました。

記

連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 ( )
貸与した車両の車種、車両登録番号	車種 登録番号	
貸与した場所		
貸与した日数及び 走行距離（オドメーター）	貸与日数	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)
	走行距離	Km
		(貸出時 km ~ 返却時 km)
備考		

## 災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

長井市長（以下「甲」という。）と医療法人杏山会（以下「乙」という。）は、長井市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）時に、市の指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者及び当該要配慮者を介助する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（福祉避難所及び受入責任者）

第1条 甲が福祉避難所に指定する乙の施設は、次のとおりとする。

所在地	名称
長井市成田1888-1	吉川記念病院

2 前項に定める施設の長は、受入施設での責任者（以下「受入責任者」という。）となる。  
（協力要請及び受入等）

第2条 甲は、要配慮者等があると認めるときは、乙に対し、当該要配慮者等の受入を要請するものとし、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- （1） 甲は、災害等が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要配慮者等や避難所に避難した要配慮者等が避難所での生活が困難であると認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、福祉避難所開設通知書（様式第1号）により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請し、後日速やかに当該通知書を提出するものとする。
- （2） 受入責任者は、受入れ可能な要配慮者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- （3） 乙は、要配慮者等の受入れに当たり、要配慮者等のうち当該要配慮者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- （4） 福祉避難所への要配慮者等の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は当該要配慮者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- （5） 乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第1条第1項の施設に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第3条 要配慮者等の受入期間は、災害等の発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し決定するものとし、その場合において甲は乙に対して福祉避難所使用許可延長申請書（様式第2号）により申請するものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第4条 甲は、乙が受入れ可能な要配慮者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受入れた要配慮者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要配慮者が日常生活上の支援並びに必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第7条 乙は、この協定による事務を処理する際に取扱う個人情報については、福祉避難所の運営に必要な範囲でのみ使用しなければならない。

2 乙は、福祉避難所の運営上知り得た秘密(前項の個人情報を含む。)を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等への対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月21日

甲 長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 長井市成田1888-1

医療法人 杏山会

副理事長

医療法人 杏山会  
吉川記念病院  
院長

様

長井市長

福祉避難所開設通知書

災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書第2条第1号の規定により、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時から ※ 原則として災害発生の日から7日以内とする。
使用施設	吉川記念病院
利用（予定）人数	人（※別紙対象者リストのとおり）
その他	

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：  
電話：82-8004（内線261、262）  
ファックス：83-1070  
メール：kikikanri@city.nagai.yamagata.jp

別紙

福祉避難所利用対象者リスト

	対象者氏名	住所	生年月日	緊急連絡先	介助者氏名	住所	本人との続柄
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

医療法人 杏山会  
吉川記念病院  
院長 様

長井市長

福祉避難所使用許可延長申請書

災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり福祉避難所開設使用許可期限の延長を申請します。

記

- 1 使用施設名称  
吉川記念病院
- 2 延長日時の予定  
令和 年 月 日 時から  
令和 年 月 日 時まで
- 3 利用人数  
人（別紙対象者リストのとおり）
- 4 延長の理由

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：  
電話：82-8004（内線 261、262）  
ファックス：83-1070  
メール：[kikikanri@city.nagai.yamagata.jp](mailto:kikikanri@city.nagai.yamagata.jp)

## 災害時における物資の供給に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）と株式会社加藤紙器（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長井市内で災害が発生した場合、又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対して実施する物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）において使用するための物資の供給を乙に要請することができる。

2 前項の規定による甲の要請は、物資供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに物資供給要請書を送付するものとする。

（物資の内容）

第3条 供給を要請する物資の内容は、次のとおりとする。

- （1） 段ボールベッド、段ボール間仕切り
- （2） その他乙が取り扱う製品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、甲との契約により既に製造し、備蓄している物資から優先的に甲に供給するものとし、それでもなお不足する場合には、乙が物資を調達し、又は製造することが可能な範囲内において甲に供給するものとする。

（物資搬送、引渡し等）

第5条 乙は、甲の要請に基づき供給する第3条の物資（以下「供給物資」という。）を甲の指定する避難所等に搬送したときは、甲が当該避難所等に派遣の職員が当該供給物資を確認のうえ引き受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、甲の要請に基づく物資の供給に要した経費（第4条に規定する甲との契約により既に製造し、備蓄している物資を除く。）を負担するものとし、乙からその支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

2 供給物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とし、その他物資の供給に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（円滑な運用）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、相互の連携を図るものとする。

（協定の期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の

有効期間を当該満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年10月2日

甲 長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 長井市今泉691-1  
株式会社加藤紙器

代表取締役社長

別記様式（第2条関係）

年 月 日

株式会社加藤紙器  
代表取締役社長

様

長井市長

物資供給要請書

災害時における物資の供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

<連絡先>

防災危機管理課 防災危機管理係 担当：

電話：82-8004（内線 261、262）

ファックス：83-1070

メール：kikikanri@city.nagai.yamagata.jp

## 災害時等の相互応援に関する協定書

山形県長井市と千葉県山武市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの区域内において災害が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧対策等を円滑に行うため、協定市が相互に応援することに関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 協定市の区域内において災害が発生した場合に実施する応援の内容については、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2） 医療、防疫に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 応急対策等に必要な職員の派遣
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援の要請）

第3条 協定市が応援の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条の連絡担当部課に対し、あらかじめ電話、電信等により要請を行うとともに、速やかに文書（様式1）を送付するものとする。

- （1） 被害状況及び応援要請の理由
- （2） 必要とする資機材の名称及び数量
- （3） 必要とする職員の人員及び業務
- （4） 応援を必要とする地域、場所及びその経路
- （5） 応援の要請期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた協定市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合にあっても、収集した情報等に基づき応援の必要があると判断した場合には、必要な応援を実施することができる。

（指揮権）

第5条 応援を行う協定市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定市の災害対策本部長等の指揮に従い行動するものとする。

（応援に要した経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた協定市が負担する。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市が負担する。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第2条第3号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 前項に規定する職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける協定市が、協定市への往復途中に生じたものについては応援を行う協定市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援対策等が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料、情報等を常時交換するものとする。

(連絡体制)

第9条 協定市は、相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月21日

山形県長井市ままの上5番1号  
長井市長

千葉県山武市殿台296番地  
山武市長

様

住 所  
氏 名

災害発生による応援要請について

長井市・山武市による災害時等の相互応援に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況及び応援要請の理由	
(2) 必要とする資機材の名称及び数量	
(3) 必要とする職員の人員及び業務	
(4) 応援を必要とする地域、場所及びその経路	
(5) 応援の要請期間	
(6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項	

## 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）と有限会社エムテク（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、長井市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が取り扱うレンタル機材を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時に必要な物資について、乙に対し、レンタル機材供給要請書（様式第1号）により供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかにレンタル機材供給要請書を提出するものとする。

### （物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 仮設トイレ（国土交通省が標準仕様とする「快適トイレ」を含む。）及び付属品
- （2） その他乙の取り扱うレンタル機材

### （物資の引渡し等）

第4条 乙は、甲と調整のうえ、甲の指定する場所に物資を運搬・設置し、引き渡すものとする。その場合において、甲は、職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、引渡し終了後、速やかにレンタル機材供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 前条の規定により供給された物資の賃借料、運搬・設置に要する費用等（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用の価格は、災害発生直前における価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

### （費用の支払）

第6条 費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を、当該満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 4月 7日

甲 長井市ままの上5番1号

長井市長

乙 新潟市立仏525番地1

有限会社 エムテク

代表取締役

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

有限会社エムテク

代表取締役

様

長井市長

レンタル機材供給要請書

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

(長井市 連絡担当者)

所属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

長井市長 様

有限会社エムテク  
代表取締役

レンタル機材供給完了報告書

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	引渡日時	引渡場所	備考

(有限会社エムテク 連絡担当者)

所属	
職名・氏名	
電話番号	

## 災害時における支援活動に関する協定

長井市（以下「甲」という。）と公益社団法人長井青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長井市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が支援活動を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に必要な支援活動（以下「支援活動」という。）について、乙に対し、書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

（支援活動）

第3条 乙は前条の要請に基づき、次に掲げる支援活動を行うものとする。

- （1） 支援物資の調達、受付、仕分け、輸送及び配給
- （2） 乙の会員が有する専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
- （3） 市内で発生した災害に関する情報収集及び甲に対する情報提供
- （4） ボランティアセンター運営補助
- （5） その他甲乙協議により定める支援活動

2 甲は、乙の支援活動に必要な情報提供を行うものとする。

（費用）

第4条 前条第1項第1号に規定する支援物資の調達に要した費用は、甲が負担するものとし、乙からその支払について請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び支援活動について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の普及・啓発）

第6条 乙は、災害時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の内容について普及・啓発に努めるものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく支援活動を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、支援活動終了後も同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の終了に関して申出がない場合は、有効期間を更に1年間更新するものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 5月21日

甲 山形県長井市栄町1番1号

長井市長

乙 山形県長井市館町北6-27 長井商工会議所内  
公益社団法人長井青年会議所

理事長



## 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

長井市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、長井市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる長井市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、長井市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。  
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年6月2日


山形県長井市栄町1番1号

甲 長井市  
長井市長

内容重改 

宮城県仙台市宮城野区扇町7丁目5番3号

乙 佐川急便株式会社 南東北支店  
支店長

梅木 淳 

## 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

長井市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会長井支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

### （協力要請）

第3条 乙は、平時から乙の会員である判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、甲が行う応急危険度判定に関する取組みに協力するよう要請するものとする。

### （判定士の参集）

第4条 乙に所属する会員判定士は、長井市内で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建物被害が確認され、甲が実施する応急危険度判定に参加可能な場合は、長井市役所建設課に参集するものとする。

### （判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、乙に所属するその他の会員判定士に対して応急危険度判定活動への参加を要請するものとする。

2 乙は、甲が会員判定士に対して行う参加要請に協力するものとする。

3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

### （応急危険度判定）

第6条 甲は、前4条の規定により参集した会員判定士で実施可能な応急危険度判定を実施するものとする。

### （相談窓口の設置）

第7条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定

上をボランティアで相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

- 2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

(名簿の作成)

第8条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先に係る、応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

- 2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙及び甲の区域を管轄する総合支庁へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、会員判定士が応急危険度判定及び相談窓口業務の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。

- 2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

- 3 甲は、相談窓口業務に従事する会員判定士に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会長井支部事務局とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

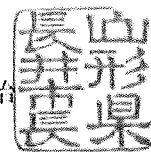
第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月18日

甲 長井市ままの上5番1号

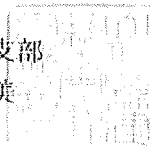
長井市長 内谷 重治



乙 長井市四ツ谷一丁目10-30

鈴木空間設計工房 内 一般社団法人山形県建築士会長井支部

支部長 島貫 重美



## 災害時における長井市所管の河川及び市道の 災害応急対策に関する協定

長井市（以下「甲」という。）と長井商工会議所建設部会（以下「乙」という。）とは、災害時における河川及び市道の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する河川及び市道（以下「管理施設」という。）に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は緊急点検・応急対策マニュアルに従い、必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、緊急点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

### （業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、長井市所管の管理施設とする。

### （業務の内容）

第3条 乙が、緊急点検・応急対策マニュアルに基づき、自主的出動をした場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙は業務実施区間の緊急点検を行うものとする。また、その業務基準外にあっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙に出動要請することができるものとする。

2 乙は業務実施区間において緊急点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。

3 乙は、あらかじめ管理施設の緊急点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 前条第3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙が作成した連絡系統及び編成表とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

### （建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙が作成した編成表ごとに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた場合、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

### （契約の締結）

第6条 緊急点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙が出動し、又は甲が乙に出動を要

請した場合に要する緊急点検の費用については、原則として乙が負担するものとする。また、甲の要請により乙が応急対策を実施した場合は、甲は遅滞なく乙の会員と道路維持修繕等業務委託単価契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。ただし、契約は1地区（工区）につき1会員と締結するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも、更新しない旨の申し出が書面によってなされない場合は、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（実施区間の特例）

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

（費用）

第9条 乙が緊急点検・応急対策マニュアルに基づき出動した場合において、その応急対策に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は、契約を締結した乙の会員に支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

令和5年9月7日

甲 山形県長井市栄町1番1号  
長井市  
長井市長 内谷重治

乙 山形県長井市館町北6番27号  
長井商工会議所建設部会  
部会長 那須正

## 災害時等における車両供給の協力に関する協定

長井市（以下「甲」という。）と株式会社大江車体特装（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長井市内で自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策等を実施することを目的として、甲が乙から受ける車両の貸与について必要な事項を定めるものとする。

（車両の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する車両は、次に掲げるものとする。

（1） 災害支援車 LCX

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する車両の貸与を必要とする場合は、乙に対して車両の貸与を要請するものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、災害時等における車両供給の協力に関する要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（貸与等）

第5条 乙は、甲から協力要請があった場合には、速やかに車両を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

2 乙は、協力要請に基づき、可能な範囲内で引き渡し場所へ車両を搬送するものとする。

3 甲は、車両の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。

4 引き渡しの日時については、甲と乙が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、乙から貸与を受けた車両を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1） 使用条件を守り、安全な場所で使用すること。

（2） 長井市内において使用すること。

（3） 貸与中に車両が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合には、速やかに乙に連絡すること。

（賠償及び保険）

第7条 車両の使用申中又は協力要請申中に発生した損害の賠償については、次のとおりとする。

（1） 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的被害については、その責めに帰すべき事由のある者が賠償責任を負うものとし、責めに帰すべき事由が不明な場合には、甲及び乙が協議して、その賠償にあたるものとする。

（2） 前号の場合において、甲が賠償責任を負う場合の車両の保険の適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、甲が負担するものとする。

（3） 車両の引き渡しの途中における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、乙が賠償責任を負うものとする。

（4） 車両の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（実績報告）

第8条 乙は、第5条第1項の規定により車両を貸与したときは、災害時等における車両供給の協力に関する実績報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第9条 この協定に基づく車両の貸与に係る費用は、甲の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第 10 条 前条に規定する費用の算定に当たっては、乙が規定する災害支援車 LCX に係るガイドラインを基にした災害時等の直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第 11 条 甲は、第 9 条の規定に基づき乙から請求があったときは、遅滞なくこれを乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(訓練等への参加協力)

第 13 条 甲は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、乙に参加等協力を依頼することができる。

2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

3 前項の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日から 1 か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の翌日から起算して更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 8 月 22 日

甲 山形県長井市栄町 1 番 1 号  
長井市  
長井市長 内谷 重治

乙 山形県山形市相生町 8 番 2 3 号  
株式会社大江車体特装  
代表取締役 大江 晴久

株式会社大江車体特装  
（代表者）

様

長井市長

災害時等における車両供給の協力に関する要請書

災害時等における車両供給の協力に関する協定第4条に基づき、下記のとおり車両の貸与を要請します。

記

協力要請を行った者の所属、職・氏名及び連絡先	所 属 職・氏名 連絡先	電話 ( )
口頭、電話等による連絡日時	令和 年 月 日 時 分	
車両の貸与を必要とする場所		
現地担当者の所属、職・氏名及び連絡先	所 属 職・氏名 連絡先	電話 ( )
協力要請の理由		
貸与を必要とする車種及び台数	車種	台
貸与を希望する期日及び引き渡し場所	期 日	令和 年 月 日～ 月 日 ( 日間)
	場 所	
備 考		

災害時等における車両供給の協力に関する実績報告書

長井市長 様

株式会社大江車体特装  
(代表者)

災害時等における車両供給の協力に関する協定第8条の規定に基づき、下記のとおり車両の貸与に関する協力を実施しました。

記

連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 ( )
貸与した車両の車種、車両登録番号	車種 登録番号	
貸与した場所		
貸与した日数及び 走行距離（オドメーター）	貸与日数	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間)
	走行距離	Km
		(貸出時 km ~ 返却時 km)
備考		

## 長井市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

長井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、長井市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、長井市が災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

### （センターの設置等）

第3条 甲は、センターを設置する必要があると判断したときは、乙及び関係機関と密接に連携し、センターを設置するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、小桜館（長井市高野町二丁目7番28号）とする。ただし、当該地への設置が困難な場合、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

### （センターの運営）

第5条 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じて、甲、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 センターが設置された場合、甲は、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

### （協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

### （センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

#### （1）被災情報の把握

- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 長井市災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ①被災状況・避難情報
  - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ③ボランティアによる支援活動の状況
  - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
  - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務  
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置費用等については、甲乙協議の上決定し、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 乙は、支出に関する書類等を5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 甲及び乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月1日

甲 長井市栄町1番1号

長井市

長井市長 内谷重治

乙 長井市館町北6番19号

社会福祉法人 長井市社会福祉協議会

会長 齋藤環樹

## 指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

NO.	名 称	対象となる災害			指定避難所 を兼ねる
		地震	水害	土砂 災害	
1	長井高等学校体育館	○	×	○	○
2	長井工業高等学校体育館	○	×	○	○
3	長井小学校	○	×	○	○
4	ケミコンデバイス(株) 長井工場体育館	○	○	○	○
5	長井市役所	○	○	○	○
6	観光交流センター（道の駅）	○	×	○	
7	慈光園	○	○	○	
8	長井北中学校	○	○	○	○
9	致芳小学校	○	○	○	○
10	致芳コミュニティセンター	○	×	○	○
11	東五十川公民館	○	×	○	
12	白兔集会センター	○	○	○	
13	寺泉コミュニティセンター	×	○	○	
14	上郷地区構造改善センター	○	○	○	
15	川原沢集落センター	○	○	○	
16	西根小学校	○	○	×	○
17	西根コミュニティセンター	○	○	×	○
18	桐館構造改善センター	○	○	○	
19	勸進代中部公民館	○	○	×	

20	置賜生涯学習プラザ	○	○	○	○
21	平野コミュニティセンター	○	○	○	○
22	平野小学校	○	○	○	○
23	子坂公民館	○	○	○	
24	平野児童センター	○	○	○	
25	伊佐沢コミュニティセンター	○	○	○	○
26	伊佐沢小学校	○	○	○	○
27	伊佐沢児童センター	○	○	○	
28	向山荘	○	○	○	○
29	豊田小学校	○	○	○	○
30	豊田児童センター	○	○	○	
31	豊田コミュニティセンター	○	×	○	○
32	長井南中学校	○	○	○	○

## 指定緊急避難場所・指定避難所への主な避難経路

NO.	名 称	対象となる災害			指定避難所 を兼ねる	主な 避難経路
		地震	水害	土砂 災害		
1	長井高等学校体育館	○		○	○	館町八景線、堀切桐町線
2	長井工業高等学校体育館	○		○	○	県道寺泉舟場線、横町西一号線
3	長井小学校	○		○	○	東裏線、大町堤防線、県道長井停車場線
4	ケミコンデバイス(株) 長井工場体育館	○	○	○	○	平山境町線、幸町中道線
5	長井市役所	○	○	○	○	県道長井停車場線、長井駅前線、駅前横町線、本町西1号線
6	観光交流センター（道の駅）	○		○		国道287号、神明野川線、桜堤防線
7	慈光園	○	○	○		最上川東堤防線、金井神線
8	長井北中学校	○	○	○	○	谷地高関線、野川西館線
9	致芳小学校	○	○	○	○	五十川線、蛇塚線、八反田線、県道長井大江線
10	致芳コミュニティセンター	○		○	○	唐畑線、県道勸進代舟場線
11	東五十川公民館	○		○		東五十川線、柏林野中線
12	白兔集会センター	○	○	○		白兔線
13	寺泉コミュニティセンター		○	○		藤木線、谷地寺泉線
14	上郷地区構造改善センター	○	○	○		南部西横線、多家線
15	川原沢集落センター	○	○	○		南部西横線
16	西根小学校	○	○		○	長者屋敷線、毘沙門東線

17	西根コミュニティセンター	○	○		○	県道長井白鷹線、長者屋敷線
18	桐館構造改善センター	○	○	○		県道長井白鷹線、草岡新町線、桐館線
19	勸進代中部公民館	○	○			県道長井白鷹線、三吉野線
20	置賜生涯学習プラザ	○	○	○	○	県道萩生九野本線、谷地仲町線
21	平野コミュニティセンター	○	○	○	○	中大久保線、大久保天神寺線
22	平野小学校	○	○	○	○	大久保天神寺線、北伊勢堂線、中大久保線
23	子坂公民館	○	○	○		舎子如来堂線、小坂甘酒線
24	平野児童センター	○	○	○		大久保天神寺線、中大久保線
25	伊佐沢コミュニティセンター	○	○	○	○	久保の桜桐町線、北岩見原線
26	伊佐沢小学校	○	○	○	○	上伊佐沢蜂屋敷線、久保の桜桐町線、久保の桜線
27	伊佐沢児童センター	○	○	○		庭渡中里向山線、中里向山2号線
28	向山荘	○	○	○	○	庭渡中里向山線、中里向山2号線
29	豊田小学校	○	○	○	○	豊田小学校前線、今泉時庭線
30	豊田児童センター	○	○	○		歌丸界斉2号線、歌丸河井線、豊田小学校前線
31	豊田コミュニティセンター	○		○	○	県道中時庭線、今泉時庭線
32	長井南中学校	○	○	○	○	県道椿長井線、館ノ越線

## 福祉避難所一覧

No.	名 称	施設住所
1	特別養護老人ホーム 慈光園	長井市小出 3453 番地
2	慈光園デイサービスセンター	長井市小出 3453 番地
3	ケアハウス ウェルフェア慈光園	長井市小出 3453 番地
4	慈光園中央デイサービスセンター	長井市ままの上 7 番 10 号
5	介護老人保健施設 リバーヒル長井	長井市寺泉 3525-1
6	地域密着型特別養護老人ホーム 野の香	長井市館町南 9 番 63 号
7	リバーヒル長井デイケアサービスセンター	長井市寺泉 3525-1
8	リバーヒルデイサービスセンターすこやか	長井市中道二丁目 2 番 37 号
9	福祉支援センター すぎな	長井市森 654 番地
10	特別養護老人ホーム 寿泉荘	長井市今泉 1857 番地
11	養護老人ホーム おいたま荘	長井市今泉 1857 番地 6
12	長井市老人福祉センター	長井市館町北 6 番 19 号
13	せせらぎの家	長井市成田 1026 番地 1
14	山形県立泉荘	長井市今泉 1812 番地
15	医療法人 杏山会 吉川記念病院	長井市成田 1888-1

## 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル

情 報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」(うす紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
大雨警報(土砂災害)※ 洪水警報 危険度分布「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
危険度分布「注意」(黄) 氾濫注意情報	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
早期注意情報(警報級の可能性)	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

R8.3.1現在

No.	施設名	所在地	浸水想定区域	河岸浸食	土砂災害警戒区域
1	特別養護老人ホーム 慈光園	長井市小出3453	○	○	○
2	慈光園デイサービスセンター	長井市小出3453	○	○	○
3	ウェルフェア慈光園	長井市小出3453	○	-	-
4	慈光園中央デイサービスセンター	長井市ままの上7-10	○	-	-
5	介護老人保健施設 リバーヒル長井	長井市寺泉3525-1	○	-	-
6	特別養護老人ホーム 野の香	長井市館町南9-63	○	-	-
7	グループホーム リバーヒル長井	長井市寺泉3081-21	○	-	-
8	グループホーム リバーヒル長井館町	長井市館町南9-72-10	○	-	-
9	リバーヒル デイサービスセンター 輝ら凜	長井市館町南9-74	○	-	-
10	福祉支援センター すぎな	長井市森654	○	-	-
11	長井市老人福祉センター	長井市館町北6-19	○	-	-
12	せせらぎの家	長井市成田1026-1	○	-	-
13	グループホームさくらの家	長井市平山911-21	-	○	-
14	グループホームさくらの家2号館	長井市平山911-19	-	○	-
15	小規模多機能ホーム はなのまち	長井市あら町3-8-1	○	-	-
16	あら町ケアセンター	長井市あら町4-23	○	-	-
17	グループホーム しゃくなげ寮	長井市森250-120	○	-	○
18	希望が丘西おき第1ホーム	長井市舟場26-29	○	-	-
19	リバーヒル長井 介護付有料老人ホーム ほほえみ	長井市寺泉3081-1	○	-	-
20	西根児童センター	長井市草岡322	○	-	○
21	致芳児童センター	長井市五十川2316	○	-	-
22	白ゆり保育園	長井市十日町2-4-13	○	-	-
23	白山こども園	長井市館町南16-18	○	-	-
24	星の子保育園	長井市神明町4-14	○	-	-
25	長井めぐみ幼稚園	長井市屋城町6-58	○	-	-
26	長井高等学校	長井市四ツ谷2-5-1	○	-	-
27	長井工業高等学校	長井市幸町9-17	○	-	-
28	長井小学校	長井市ままの上5-2	○	-	-
29	西根小学校	長井市草岡375	○	-	○
30	公立置賜長井病院	長井市屋城町2-1	○	-	-

31	POCCOながい	長井市屋城町5-15	○	-	-
32	中央南学童クラブ	長井市館町北6-19	○	-	-
33	中央北学童クラブ	長井市ままの上5-2	○	-	-
34	西根学童クラブ	長井市草岡375	○	-	○
35	めぐみ学童クラブ	長井市屋城町6-58	○	-	-

## 緊急輸送道路一覧

### (1) 緊急輸送道路により連絡する防災拠点

令和7年2月7日現在

施設名称	接続道路種別・代表幅員	所在地	接続ネットワーク区分
置賜総合支庁西庁舎	市道登城町線 W=6m	高野町2-3-1	第二次
長井市役所	一般県道長井停車場線 W=7m	栄町1-1	第二次
長井警察署	一般県道椿長井線 W=7m	小出3743-3	第二次
西置賜行政組合消防本部	市道中街道線 W=7m	平山4460	第二次
フラワー長井線長井駅	一般県道長井停車場線 W=7m	栄町1-1	第二次
東北電力 長井電力センター	市道平山境町線 W=9m	中道1-5-46	第二次
長井駅前広場	一般県道長井停車場線 W=7m	栄町1-1	第二次
置賜生涯学習プラザ	一般県道萩生九野本線 W=7m	九野本1235-1	第二次
長井市民文化会館	国道287号 W=9m	館町北5-10	第二次
野川まなび館	市道花作平山線 W=20m	平山2743-4	第二次
長井北工業団地	一般県道勸進代舟場線 W=9m	五十川1216-9 地先	第二次
道の駅川のみなと長井	国道287号 W=9m	東町2-50	第二次
日本アルカディア・ネットワーク	国道287号 W=9m	館町北6-27	第二次

### (2) 緊急輸送道路(長井市該当分)

令和7年2月7日現在

機能区分	道路種別	路線名	機能区分	道路種別	路線名
第一次	国道(指)	国道113号	第二次	国道(外)	国道287号
第二次	主要地方道	長井大江線	第二次	主要地方道	長井飯豊線
第二次	一般県道	長井停車場線	第二次	一般県道	椿長井線
第二次	一般県道	萩生九野本線	第二次	一般県道	勸進代舟場線
第二次	市町村道	中街道線	第二次	市町村道	登城町線
第二次	市町村道	平山境町線	第二次	市町村道	合同庁舎北線
第二次	市町村道	花作平山線			

災害用臨時ヘリポート指定場所

令和7年3月1日現在

No.	名 称	所 在 地	面積(㎡)	管理者	電話番号	種別
1	豊田小学校グラウンド	歌丸976	12,805	豊田小学校	88-9314	D
2	長井南中学校グラウンド	泉1819-1	36,184	長井南中学校	88-5311	D
3	伊佐沢小学校グラウンド	上伊佐沢2027	7,426	伊佐沢小学校	88-2710	D
4	長井小学校グラウンド	ままの上5-2	21,296	長井小学校	84-1701	D
5	平野小学校グラウンド	九野本3174	14,085	平野小学校	88-2704	D
6	致芳小学校グラウンド	五十川1091	10,829	致芳小学校	88-2131	D
7	長井北中学校グラウンド	成田2883	33,141	長井北中学校	88-5355	D
8	西根小学校グラウンド	草岡375	10,800	西根小学校	84-1705	D
9	成田河川敷グラウンド	成田字下河原1 地内～字亀ヶ森 8地内	8,876	長井市 健康スポーツ課	82-8009	D
10	さくらづつみ河川公園	森189-53	19,074	長井市建設課	82-8018	D・R
11	最上川河川緑地公園	小出1545	8,000	長井市建設課	82-8018	D・R
12	西置賜行政組合消防本部	平山4460	7,123	西置賜行政組合 消防本部	88-1212	D・R
13	長井市多目的運動場	幸町1331-3	22,600	長井市 健康スポーツ課	82-8009	D
14	古代の丘体験センター前	草岡2931-1	—	長井市農林課	82-8015	D
15	野川河川敷公園 (あやめ公園前)	地番なし	—	長井市 観光文化交流課	82-8017	D
16	白つつじ公園南グラウンド	館町北2675-2	—	長井市 観光文化交流課	82-8017	D
17	長井高等学校グラウンド	四ッ谷二丁目 5-1	—	長井高等学校	84-1660	D
18	野川まなび館駐車場	平山2743-4	—	地域づくり推進 課	82-8005	D
19	道照寺平スキー場駐車場	平山2757-9	—	長井市 健康スポーツ課	82-8009	D
20	白川河川敷グラウンド	歌丸	—	豊田コミュニ ティセンター	84-3099	D
21	山形工科短期大学校グラウンド	上伊佐沢6958-1	—	長井市農林課	82-8015	D

※ 種別欄の「 D 」はドクターヘリ、「 R 」は消防防災ヘリのランデブーポイント

市有輸送車両一覧（R5.2.1現在）

No.	メーカー	車名	用途等	定員	所管課	車両番号
1	トヨタ	エスティマ	市長車	7	総合政策課	300 も 654
2	トヨタ	エスティマ	議会車	8	議会事務局	300 に 6244
3	トヨタ	エスティマ	副市長車	7	財政課	300 ね 8125
4	トヨタ	プリウス(1号車)		5	財政課	300 の 4402
5	ホンダ	インサイト(2号車)		5	財政課	501 せ 2794
6	スズキ	ランディ(3号車)		8	財政課	501 せ 3533
7	スズキ	アルト(4号車)	青パト広報車	4	財政課	580 め 4214
8	スズキ	アルト(5号車)	青パト広報車	4	財政課	581 く 6035
9	日産	マーチ(6号車)		5	財政課	501 ほ 7118
10	日産	マーチ(7号車)		5	財政課	501 な 8421
11	スズキ	ワゴンR(8号車)		4	財政課	580 ま 7579
12	ダイハツ	ミラ(9号車)		4	財政課	580 に 464
13	日産	セレナ(10号車)		8	財政課	502 さ 2015
14	日産	ウイングロード(14号車)	広報車	5	財政課	501 せ 1161
15	トヨタ	カルディナ(17号車)	広報車	5	財政課	58 ひ 376
16	スズキ	キャリィ(25号車)		2	財政課	480 ち 6861
17	トヨタ	カローラ		5	財政課	58 つ 7950
18	スズキ	エブリィ	交通安全広報車	4	市民課	480 こ 7687
19	三菱	軽トラ	リース	2	市民課	480 け 8772
20	三菱	キャブオーバー	レインボープラ ン収集車	3	市民課	100 さ 9762
21	日産	トラック	レインボープラ ン収集車	3	市民課	11 そ 6234
22	日野	デュトロ	レインボープラ ン収集車	3	市民課	100 す 1125
23	スズキ	ジムニー		4	税務課	50 む 519
24	スズキ	ジムニー		4	税務課	580 ほ 3970
25	ダイハツ	ミラ		4	税務課	580 て 4143
26	日産	マーチ		5	地域づくり推進課	501 む 3045
27	三菱	ローザ	市営バス	29	地域づくり推進課	200 さ 1720
28	トヨタ	ハイエース	市営バス	14	地域づくり推進課	200 さ 1290

No.	メーカー	車名	用途等	定員	所管課	車両番号
29	トヨタ	ハイエース	市営バス	14	地域づくり推進課	200 さ 1450
30	トヨタ	ハイエース	市営バス	14	地域づくり推進課	200 さ 1451
31	トヨタ	ハイエース	市営バス	14	地域づくり推進課	200 さ 1452
32	スズキ	エスクード	道路パトロール車	5	建設課	800 さ 9227
33	三菱	パジェロ	河川パトロール車	5	建設課	800 さ 9719
34	日産	ウイングロード	道路パトロール車	5	建設課	501 つ 7883
35	スバル	サンバー		2	建設課	480 え 1225
36	スズキ	エブリィ	リース	4	建設課	480 く 2552
37	トヨタ	カローラフィールダー	リース	5	建設課	501 ま 6648
38	日産	ウイングロード		5	上下水道課	501 の 7335
39	三菱	コルト		5	上下水道課	501 せ 5557
40	スバル	インプレッサ		5	上下水道課	300 の 3955
41	ダイハツ	ミラ		4	上下水道課	581 え 8068
42	ホンダ	フリースパイク		5	上下水道課	501 ね 2909
43	日産	ウイングロード		5	上下水道課	501 つ 4504
44	スズキ	キャリー	コンポスト	2	農林課	480 そ 2741
45	マツダ	スクラムバン	リース	4	農林課	480 け 3527
46	日産	クリッパー	リース	4	農林課	480 さ 6102
47	ダイハツ	ミラ		4	教育総務課	580 に 463
48	ダイハツ	ハイゼット	北中	2	教育総務課	480 え 9481
49	スズキ	キャリー	南中	2	教育総務課	480 す 5367
50	いすゞ	南中バス	スクールバス	55	教育総務課	200 は 295
51	いすゞ	南中バス	スクールバス	55	教育総務課	200 は 250
52	日野	南中バス	スクールバス	53	教育総務課	200 は 267
53	いすゞ	北中バス	スクールバス	55	教育総務課	200 は 281
54	いすゞ	北中バス	スクールバス	51	教育総務課	200 は 306
55	いすゞ	北中バス	スクールバス	55	教育総務課	200 は 245
56	トヨタ	コースター	社会福祉協議会	26	福祉あんしん課	200 さ 1012
57	日野	福祉バス	社会福祉協議会	24	福祉あんしん課	200 さ 1459
58	三菱	ローサ	社会福祉協議会	21	福祉あんしん課	800 す 1606

No.	メーカー	車名	用途等	定員	所管課	車両番号
59	スズキ	ワゴンR	リース	4	福祉あんしん課	580 ほ 6732
60	スズキ	ワゴンR	リース	4	福祉あんしん課	580 ひ 8997
61	スズキ	アルト	リース	4	福祉あんしん課	580 ゆ 8577
62	スズキ	アルト	リース	4	福祉あんしん課	580 ゆ 8708
63	スズキ	ミラ	リース	4	福祉あんしん課	580 も 2582
64	スズキ	ミラ	リース	4	福祉あんしん課	580 も 2583
65	スズキ	ミラ	リース	4	福祉あんしん課	580 も 2584
66	スズキ	アルト	リース	4	福祉あんしん課	581 う 8139
67	スズキ	アルト	リース	4	福祉あんしん課	581 う 8143
68	三菱	ミニキャブ		2	健康スポーツ課	480 い 1337
69	ダイハツ	ハイゼットトラック	プラザ運動公園	2	健康スポーツ課	480 こ 2641
70	スズキ	ワゴンR	リース	4	健康スポーツ課	580 ほ 4631
71	スズキ	アルト	リース	4	健康スポーツ課	580 ひ 141
72	スズキ	アルト	リース	4	健康スポーツ課	580 ひ 140
73	スズキ	アルト	リース	4	健康スポーツ課	580 ひ 143
74	スズキ	アルト	リース	4	健康スポーツ課	580 み 8531
75	スズキ	ハスラー	リース	4	健康スポーツ課	580 も 2429
76	スズキ	ワゴンR	リース	4	健康スポーツ課	581 こ 1745
77	ダイハツ	ミラ	リース	4	健康スポーツ課	581 さ 356
78	三菱	ミニキャブバン		2	観光文化交流課	480 き 5244
79	スズキ	キャリイ	公園作業用	2	観光文化交流課	480 せ 7014
80	スズキ	キャリイ	公園作業用	2	観光文化交流課	480 そ 9946
81	スズキ	ワゴンR	公園管理他	4	観光文化交流課	580 ま 7578
82	ホンダ	アクティ	公園作業用	2	観光文化交流課	40 み 7138
83	ダイハツ	ハイゼットトラック	公園作業用	2	観光文化交流課	480 こ 2382

## 災害応急対策用 駐車場利用計画

思いやり駐車場（25台 うち4台身障者用含む）

No.	用途	機関	台数（乗用車換算）	備考
1	連絡員	自衛隊	3	
2	連絡員	警察	3	
3	連絡員	消防	3	
4	連絡員	国土交通省	2	
5	連絡員	東北電力ネットワーク	2	
6	連絡員	NTT東日本	2	
7	連絡員	山形県	2	
8	連絡員	日本赤十字	2	
9	連絡員	災害ボランティアセンター	2	
10	報道車両	各社	4	
		合計	25	

南東側駐車場（201台 うち2台身障者用含む）

No.	用途	機関	台数（乗用車換算）	備考
1	連絡員・支援	応援協定締結自治体	44	協定締結件数11件×4台 ※注1
2	連絡員・支援	応援協定締結団体	17	民間機関協定締結件数17機関×1台 ※注2
3	電力支援	東北電力ネットワーク	15	電力車（トラック1台につき5台分×3台）
4	排水支援	国土交通省	15	排水作業等（トラック1台につき5台分×3台）
5	給水活動	市、支援自治体、自衛隊	18	車両6台+支援スペース
6	物資提供	市、支援自治体、自衛隊	20	車両5台+テント(6m×3m)×2+支援スペース
7	炊き出し提供	日赤、自衛隊	17	車両2台+テント(6m×3m)×2+支援スペース
8	仮設風呂設営	自衛隊	15	車両3台+支援スペース
※	公用車用	市	40	市有公用車駐車枠
			201	

東側駐車場（47台 うち1台大型車用含む）

No.	用途	機関	台数（乗用車換算）	備考
1	市民用	市民用	47	市民利用
			47	

北側駐車場（50台）

No.	用途	機関	台数（乗用車換算）	備考
1	集合場所	職員用、関係団体用	50	災害対応職員及び関係団体用
			50	

### 【考え方】

- ①関係機関の連絡員用駐車場
- ②応援自治体職員の駐車場
- ③国交省や電力など作業車両の集合・待機場所
- ④給水など住民への支援のためのスペース（15m×10m【車両12台分相当】と想定）

※注1 自治体間（単独・複数含む）で締結した協定の件数をもとに想定。

※注2 民間機関との協定件数をもとに想定。東北電力ネットワークは除く。

- 浸水想定区域外の応援受入可能な施設としては、置賜生涯学習プラザ。
- 消防緊急援助隊、自衛隊は野営地が必要となる。庁舎駐車場以外の敷地（生涯学習プラザ等）を提供。
- 道の駅、松が池公園、あやめ公園等は浸水想定区域内のため、使用できない可能性を考慮。

別記様式第4(第6条の2関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。





別記様式第4号

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 年 月 日 規制除外車両事前届出書 山形県公安委員会 殿 住所 届出者 電話 氏名		第 号 年 月 日 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 山形県公安委員会 印
番号標に表示されている番号	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、山形県公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、届出を行った警察署に本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者		
住所		
氏名又は名称		
活動地域		
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

建設業者緊急災害時出動協力可能機材一覧

(建設業者別)

NO. 1

業者名	機 材 住 所 電 話	無 線	11	4	2	ト	ク	11	4	ト	バ	ブ	ブ	タ	大	中	大	中	作
			t	t	t	ラ	レ	t	t	レ	ッ	ル	ル	イ	型	型	型	業	
			ト	ト	ト	ック	ー	台	台	ー	ク	ド	ド	ヤ	発	発	排	排	員
			ラ	ラ	ラ	ク	ク	車	車	ラ	ホ	ー	ー	シ	電	電	水	水	
			ック	ック	ック	レー	レー			ー	ー	ザ	ヨ	機	機	ポン	ポン		
						ン	ン						ベル			プ	プ		
飯澤建設(株)	成田1491 ☎(88)3082			1	2	1			1		3								7
(株)梅津組	緑町9-75 ☎(84)2032			2	2			1			1			2					12
大泉建設(株)	本町1-2-1 ☎(84)1265				2														4
小笠原建設(株)	九野本2217 ☎(84)2240	6	1	1	2	1		1			1		2		2		1	10	
(株)高橋設備	五十川1042-3 ☎(88)2294			2	4	1					4				1	3		10	
那須建設(株)	屋城町7-1 ☎(84)1123	3	15	2	3			1	1	1	3	2			1	3		28	
葉山建設(株)	成田823-6 ☎(84)1222			1	3	1		1			10							20	
(株)山 市	時庭1894-1 ☎(84)2952		10	2	1	1	2	2	1	1	10	5	8	1				10	
(株)青木産業	河井1096-1 ☎(88)9907			1	2	1			1		5				2		2	12	
(株)安部組	中道2-2-39-1 ☎(84)3155	有	5		1	1		1	1		4	1			1		1	2	
安達設備工業(株)	寺泉2847 ☎(84)2797	4		1	2				1		3			1	1	1	3	5	
(有)エコファーム 長井	寺泉4249-2 ☎(83)3402	2	1								2							2	
(株)協伸建設	時庭830-1 ☎(84)1620			2	2	1			1		3		1					10	
創成建設(有)	平山61 ☎(84)6482				1				1		1							3	

NO. 2

業者名	機 材 項 目 住 所 電 話	無 線	11	4	2	ト	ク	11	4	ト	バ	ブ	ブ	タ	大	中	大	中	作
			t	t	t	ラ	レ	t	t	レ	ッ	ル	イ	型	型	型	業		
			ト	ト	ト	ック	ー	台	台	ラ	ク	ド	ド	ヤ	発	発	排	排	業
			ラ	ラ	ラ	ク	ン	車	車	ラ	ホ	ー	ー	シ	電	電	水	水	員
			ック	ック	ック	レ	ン			ー	ー	ザ	ョ	ヨ	機	機	ポン	ポン	
						ー							ベル	ベル					
小林防護工事(株)	九野本2004-1 ☎(84)3516		1	1	1				1		2					1			5
(株)佐藤商事	時庭1908-1 ☎(88)4121		5	1	1	1		1			2								4
(有)四釜建設	台町17-2 ☎(88)3222			1	1	1					3		1						6
(有)渋谷重機開発	九野本2147-3 ☎(84)5282			2	2	1		1			3		1						5
(株)大信建設工業	成田823-6 ☎(84)1265					2					3								5
山形緑化(株)	屋城町7-1 ☎(83)3313							1											12
(有)白山企業	白兔1484 ☎(88)1488			4		1					2		3						4
フタバ設備 置賜土木(株)	緑町9-27 ☎(84)3032			2				1		2								1	5
(有)松木建設	舟場14-36 ☎(88)1091				1	1			1		2		2						2
(株)マルニ建工	平山字渡2776 ☎(88)5045			1	4	1			1		3		1						20
総 合 計		15	38	27	39	14	2	11	11	4	70	8	19	3	2	9	3	8	192

一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)

収集運搬許可車両数一覧

(令和3年度)

業 者 名	最大積載量	台 数	備 考
置賜クリーン設備(株) ☎84-5005	3700 <small>リットル</small>	2	
	3000 <small>リットル</small>	4	
	合 計	6	
(有)長井浄化槽センター ☎84-2731	3700 <small>リットル</small>	1	
	1800 <small>リットル</small>	2	
	合 計	3	
テ ル ス (株) ☎85-2910	3700 <small>リットル</small>	3	
	3000 <small>リットル</small>	1	
	合 計	4	
合 計	3700 <small>リットル</small>	6	
	3000 <small>リットル</small>	5	
	1800 <small>リットル</small>	2	
	合 計	13	

水道工事指定店一覧

指 定 店 名	住 所	電話番号 FAX番号
(株) 喜助	長井市屋城町4-45	84-1637 88-3441
(株) タイラ設備	長井市台町6-22	84-4123 84-4193
飯鉢工業 (株)	長井市九野本1052	84-1488 84-1457
(有) のぎわ設備	長井市五十川6131	84-0987 84-1633
フタバ設備置賜土木 (株)	長井市緑町9-72	84-3032 84-4526
(株) 梅津設備工業所	長井市館町南10-55	84-1854 84-1561
(株) 高橋設備	長井市五十川1042-3	84-2294 88-5261
(株) 大信建設工業	長井市成田823-6	84-1826 84-1965
ユークン工業 (株)	長井市時庭1903-1	88-3644 84-3649
垂石	長井市舟場19-29	84-2316 88-3004
安達設備工業 (株)	長井市寺泉2847	84-2797 88-9779
(株) 遠藤設備	長井市寺泉5779-1	88-3211 88-3210
(有) 鈴木タイル設備工業	長井市中道二丁目6-7	84-4321 84-4398
(有) 村上設備	長井市九野本1036-2	88-3482 84-7663
後藤商店	長井市勸進代352	84-0205 84-0624
(有) 青木設備	長井市九野本2618-2	88-9490 88-9493
長井上下水道工業協同組合	長井市清水町一丁目26-18	88-4115 88-1689
那須建設 (株)	長井市屋城町 7 -1	84-1123 84-6296
(有) ビット	長井市九野本1151-1	84-7328 84-7362
(有) 丸鈴商店	長井市中道一丁目5-41	88-3515 88-3505

市道（１・２級）橋梁一覧（令和５年３月３１日現在）

（１級）

橋梁名	路線名	橋長(m)	道路敷(m)	橋種
中里橋	白兎草岡線	8.1	7.2	コンクリート橋
田沢石田橋	同	5.0	5.9	コンクリート橋
下平橋	同	11.4	4.8	コンクリート橋
下芳野橋	成田野川橋線	5.4	5.6	コンクリート橋
大土井橋	草岡窪前線	34.3	7.0	コンクリート橋
	谷地寺泉線	2.1	10.6	カルバート橋
武道沢下橋	南部西横線	7.5	10.8	コンクリート橋
蟹沢橋	同	5.4	7.0	コンクリート橋
三合田橋	同	10.9	11.0	コンクリート橋
荒田橋	同	7.4	3.8	コンクリート橋
境橋	平山境町線	3.5	10.4	コンクリート橋
下木蓮川橋	花作平山線	2.9	11.3	カルバート橋
平沢川橋	同	3.1	8.7	コンクリート橋
天神堂橋	同	2.2	9.6	カルバート橋
小坂北橋	同	2.2	18.0	カルバート橋
小坂南橋	同	2.0	20.0	カルバート橋
豊平橋	時庭川窪線	24.4	11.0	コンクリート橋
谷地中橋	同	4.1	16.1	カルバート橋
	金井神線	3.0	10.0	カルバート橋
山ノ神橋	大石線	9.0	8.6	コンクリート橋
川下橋	同	4.4	4.2	コンクリート橋
広野橋	東五十川線	4.1	9.5	コンクリート橋
卯の花姫橋	ながい百秋湖線	84.6	9.2	コンクリート橋
はぎ橋	同	38.5	7.2	鋼橋
白つつじ橋	同	175.0	7.2	コンクリート橋
竜神大橋	同	270.0	9.8	コンクリート橋
白川橋	今泉時庭線	296.0	16.6	コンクリート橋

（２級）

橋梁名	路線名	橋長(m)	道路敷(m)	橋種
平橋	平西館線	12.4	7.5	コンクリート橋
野際橋	同	14.3	7.5	鋼橋
十ヶ沢橋	同	13.5	7.1	コンクリート橋
前田橋	同	44.2	7.5	鋼橋
下撞木橋	東裏線	4.1	7.6	コンクリート橋

## (2級)

橋梁名	路線名	橋長(m)	道路敷(m)	橋種
大 卷 橋	同	2.4	6.2	コンクリート橋
下 木 蓮 川 橋	同	3.3	6.4	コンクリート橋
片 田 橋	同	2.2	6.3	コンクリート橋
つ っ じ 橋	同	3.2	10.9	コンクリート橋
神 明 橋	同	8.3	7.6	コンクリート橋
白 山 橋	同	3.2	6.0	コンクリート橋
上 高 堰 橋	川原沢成田線	20.6	6.8	鋼 橋
三 島 橋	同	2.9	2.6	コンクリート橋
大 沢 橋	大 沢 線	8.4	5.8	コンクリート橋
南 四 ツ 谷 橋	西 裏 線	2.4	9.2	コンクリート橋
西 裏 橋	同	4.5	9.5	カルバート橋
法 讚 寺 西 橋	同	2.3	10.5	コンクリート橋
高 野 南 橋	同	3.9	6.9	コンクリート橋
中 清 水 川 橋	幸 町 中 道 線	3.4	14.6	コンクリート橋
上 本 町 川 橋	同	2.2	21.4	カルバート橋
上 清 水 川 橋	平 山 中 道 線	3.4	5.0	コンクリート橋
木 蓮 橋	宮 地 木 口 線	3.5	4.5	コンクリート橋
木 場 橋	同	3.1	4.6	コンクリート橋
木 口 橋	同	3.2	4.6	コンクリート橋
淀 橋	大久保天神寺線	4.5	4.6	コンクリート橋
西 崩 柄 橋	崩 柄 木 口 線	2.1	6.5	コンクリート橋
金 神 橋	崩 柄 館 線	3.1	5.4	コンクリート橋
菖 生 境 橋	同	2.1	6.5	コンクリート橋
観 音 堂 橋	森 線	12.5	6.3	コンクリート橋
石 田 橋	上 伊 佐 沢 線	20.8	8.2	鋼 橋
太 田 橋	太 田 線	21.7	8.2	鋼 橋
舟 橋	中 伊 佐 沢 線	34.5	8.2	鋼 橋
礼 堂 橋	下 伊 佐 沢 芦 沢 線	3.1	9.0	カルバート橋
河 井 橋	今 泉 河 井 線	8.8	7.4	コンクリート橋
堀 切 橋	堀 切 糶 町 線	2.7	6.6	コンクリート橋
上 早 苗 橋	同	4.1	9.3	コンクリート橋
早 苗 橋	同	3.2	9.2	コンクリート橋
四 ツ 谷 橋	同	3.5	9.2	コンクリート橋

長井市内医療機関一覧（R8.2.2現在）

NO.1

名称	診療科目	所在地	電話番号	FAX番号
阿達医院	内科・リウマチ科・アレルギー科	あら町6-47	88-2098	88-2473
池田内科医院	内科	台町6-1	84-7333	84-7333
梅津医院	循環器内科・胃腸内科・内科	大町2-27	88-2078	88-2673
桑島眼科医院	眼科	本町2-2-12	88-2720	88-2722
斎藤眼科医院	眼科	ままの上1-16	84-5811	84-5813
さとう小児科医院	小児科・内科・アレルギー科	幸町17-27	88-2662	88-2700
外田医院	内科・外科・消化器科	大町8-6	84-2016	84-7977
仁陽堂外田医院	消化器科・内科・外科・リハビリテーション科	栄町11-17	84-2004	88-3795
なかさとこどもクリニック	小児科	小出3930-3	84-8778	84-8780
中村循環器科医院	循環器科・内科・呼吸器科	栄町6-31	84-8077	84-8076
はぎの内科医院	内科	東町1-1	88-1789	88-1789
前山耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽喉科・アレルギー科	泉1926-12	83-1187	88-5880
松下クリニック	泌尿器科・内科	本町1-9-27-1	88-2538	88-2538
三上医院	内科・外科・皮膚科	高野町1-6-1	88-3366	88-3782
吉川記念病院	内科・心療内科・精神科・老年精神科・児童精神科	成田1888-1	87-8000	83-1212
公立置賜長井病院	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・婦人科・精神科・神経内科・総合診療科・人工透析室	屋城町2-1	84-2161	84-2642
長井西置賜休日診療所	内科・外科・小児科	ままの上7-10	84-5799	

## NO.2

名 称	診療科目	所在地	電話番号	FAX番号
赤間歯科医院	歯科	館町南17-8	88-2218	88-1198
寺島歯科医院	歯科	本町2-7-27	88-2903	
鈴木歯科医院	歯科・小児歯科	四ツ谷1-3-2	84-6616	84-1257
高橋歯科医院	歯科	四ツ谷2-4-52	84-0014	84-5825
斎藤歯科医院	歯科・小児歯科・矯正 歯科・歯科口腔外科・ インプラント	片田町3-5	88-1827	88-2115
西原歯科医院	歯科・小児歯科・矯正 歯科・歯科口腔外科	台町4-24	84-7722	84-7794
アカシア通り歯科クリ ニック	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	舟場21-11	83-1118	83-1117
村上歯科クリニック	歯科・小児歯科	花作町12-8	83-3650	
松下歯科医院	歯科・歯科口腔外科	小出3844-3	87-0878	87-0876
芳賀歯科医院	歯科	四ツ谷1-6-27	84-8107	87-0701
えんどう歯科クリニッ ク	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	あら町4-68	84-1088	84-1088

薬局・薬店 一覧（R8.2.4現在）

事業者名	住所	電話番号	FAX番号
アップル薬局 長井店	大町9-26	83-1280	83-1281
あやめ調剤薬局	大町9-22	83-1333	83-1334
あやめ薬局駅前店	栄町4-20-1	83-3166	83-3144
大町調剤薬局	大町8-8	88-5266	88-5296
アイン薬局 長井店	幸町16-12	84-2288	84-2011
ながい調剤薬局	栄町10-2	88-5852	88-9900
チェリー薬局	成田1890-10	83-3661	83-3662
南中前調剤薬局	泉1926-13	88-5589	88-5689
はなまる薬局	小出3930-13	83-3071	83-3072
ひまわり調剤薬局	あら町6-49	84-3305	84-3329
〃 本町店	本町1-9-28	87-0728	87-0729
マルイチ鈴木薬局	本町1-7-7	84-3901	84-3995
ミドリ薬局 長井店	ままの上1-2	84-5850	84-5854
薬王堂 長井十日町店	十日町2-16-18	84-7422	
〃 長井九野本店	九野本439-1	88-7752	
ツルハドラッグ 長井店	小出2-1	83-3081	
〃 長井中道店	中道2-19-19	83-2468	
ウエルシア 長井緑町店	緑町11-14	83-6033	83-6034
〃 長井本町店	本町2-4-36	83-6312	83-6313
〃 〃 (調剤薬局)	〃	83-6314	83-6315
カワチ薬品 長井店	小出3848-1	84-8390	
〃 〃 (調剤薬局)	〃	83-2850	83-2851
くすりのエンゼル	館町南15-62	88-1344	88-1344
クスリのサンコー	中道2-19-13	88-4871	
大東薬品	大町7-8	84-2504	
ドラックヤマザワ 長井店	館町南11-3	83-3377	83-3378
平和堂薬房	成田1607	88-2906	88-2906
ひがしまち調剤薬局	東町1-1	87-3750	87-3751

米取り扱い事業者一覧（R7.2.6現在）

事業者名	住所	電話番号
旭米穀店	時庭1045	(84) 3956
斎藤米穀店	館町北1-34	(88) 2680
須藤米店	高野町1-5-14	(88) 2370
長井米穀集荷協組	時庭1076-10	(84) 3507
早川米穀店	新町7-33	(88) 2830

青果物取り扱い事業者一覧（R8.3.31現在）

事業者名	住所	電話番号
長井中央青果(株)	今泉563	(84) 6111
山形青果センター(株)	今泉117-2	(84) 6211
あべ青果物店	台町3-45-1	(84) 5314
伊佐沢共同直売場	中伊佐沢1034	(84) 8262
つがわや商店	ままの上4-15-1	(88) 2761
ど田舎駐車場の会	栄町1223-2	(88) 3605
菜なポート	本町2-4-36-1	(83) 2345
やなぎはし青果物店	ままの上10-8	(88) 2086

寝具取り扱い事業者一覧（R8.3.31現在）

事業者名	住 所	電話番号
寝具店オクデ	館町北10-6	(84) 0328
睡眠工房しげの	片田町4-14	(88) 3073
高橋ふとん店	五十川80	(84) 6247
(有)ふとんの竹田	本町2-8-28	(88) 2360

衣料品取り扱い事業者一覧（R8.3.31現在）

事 業 者 名	住 所	電 話 番 号
佐藤衣類店	川原沢572	(88) 3095
サドヤ洋装店	本町2-2-10	(88) 2547
末広本店(株)	館町南12-43	(88) 2185
すみや長井店	館町南12-45	(84) 2501
ファッションセンターしまむら 長井店	小出3846-1	(83) 1050
ファッションハウスたかたく	高野町2-6-1	(88) 2550
山城屋	高野町1-6-21	(88) 2356
ワークマン長井店	舟場10-18	(88) 4099

スーパーマーケット一覧（R8.3.31現在）

事業者名	住所	電話番号
おーばん うめや長井北店 長井店	緑町9-77 館町南16-1	(84) 5353 (87) 3800
びっくり市長井店	小出3837-1	(84) 8888
ヤマザワ長井店	館町南11-3	(83) 3331
ヨークベニマル長井小出店	小出3854-1	(83) 2150

日用品雑貨取り扱い事業者一覧（R8.3.31現在）

事業者名	住所	電話番号
小松間兵衛商店	新町14-26	(88) 2089
(株)長谷部本店	成田1747	(88) 2378
サンデー長井店	九野本762-4	(84) 8001
コメリハード&グリーン 長井店	小出3863-2	(83) 3880
ホームセンタームサシ長井店	館町南12-51	(88) 1888

コンビニエンスストア店舗一覧（R7.2.6現在）

事業者名	住所	電話番号
ローソン長井今泉南店	今泉548-1	(84) 7315
ローソン長井今泉店	今泉1822-1	(84) 5569
ローソン長井館町南店	館町南7-17	(84) 5821
ローソン長井成田店	成田1175-5	(84) 5652
セブン-イレブン長井五十川店	五十川6014-2	(84) 1541
セブン-イレブン長井花作町店	花作902-1	(84) 7395
セブン-イレブン長井館町南店	館町南12-34	(88) 3022
セブン-イレブン長井舟場店	舟場2-13	(84) 3112
ファミリーマート長井九野本店	九野本1254-1	(83) 3598
ファミリーマート長井中道店	中道1-1-25	(83) 3385
ファミリーマート長井舟場店	舟場14-7	(83) 6020
ファミリーマート長井警察署通り店	小出3854-9	(83) 3301